

神奈川県町村会からの「平成26年度県の施策・  
予算に関する要望」に対する措置状況

平成26年3月

神 奈 川 県

# 目 次

## I 重点要望

1	地方分権の一層の推進	1
2	防災対策の充実強化	10
3	快適な生活環境の整備促進	16
4	地域情報化施策の推進	20
5	自然環境の保全と産業の振興	20
6	観光の振興	31
7	福祉施策の充実	32
8	地域の保健医療制度の充実	41
9	都市基盤等の整備促進	50
10	防犯対策の強化	59
11	教育施策の推進	61

## II その他地域要望

1	三浦半島地域要望	66
2	湘南地域要望	68
3	足柄上地域要望	74
4	足柄下地域要望	80
5	愛甲地域要望	85
6	水源地域要望	87

# I 重点要望

## 1 地方分権の一層の推進

### ＜要望事項＞

「地方ができることは、地方が担い責任を持つ」という大原則を基に、地方分権改革が進められ、国と地方の関係を見直す中で、広域行政を担う県と基礎自治体である市町村が協力・共同して国に対する取組を強化する必要がある。

このことから県は、町村の実情をよく理解し、地方分権の推進と税財源の充実が一層図られるよう、国に働きかけるとともに、共同して行動することを強く要望する。

併せて、市町村に影響を及ぼす政策の立案、実施については、県自治基本条例に基づき、市町村に意見を提出する機会を確保し、その意見を尊重するとともに、県と市町村が協議する体制を整備するよう要望する。

### (1) 地方分権改革の具体化に向けて

地方分権・地域主権改革をさらに強力に推進し、住民に身近な行政に係る事務・権限とその税財源の移譲についても、国に強く要望していくとともに、同様に、県からの市町村に対する移譲についても、さらに推進するよう取り組むこと。

また、県は「緊急財政対策本部」を立ち上げ、「市町村補助金のあり方」等を検討しているが、このことは、市町村の行政が大きな影響を受けることが懸念されることから、市町村の意見を提出する機会を確保するとともに、当該意見を尊重すること。

併せて県民に対しても適切に情報提供すること。

道州制については国民に十分な説明がなされておらず、そのため、国民論議が深まっていないことから、国民への説明や地方自治体への協議をしっかり行う等、慎重に対応するよう国に働きかけること。

### 《措置状況》【政策局・総務局】

県では、平成25年6月、「平成26年度 国の施策・制度・予算に関する提案」の一つに「地域主権改革の着実な推進」を位置付け、国から地方自治体への大幅な事務・権限の移譲を進めることなどを国へ提案いたしました。

また、市町村が自立的かつ安定的な財政運営を行うためには、国と地方の適切な役割分担のもと、公平かつ十分な財源が確保される必要があることから、県としては、税財源の移譲が十分なものとなるよう、引き続き機会をとらえて、地方税財政制度改革の実現を国に働きかけてまいります。

なお、県からの市町村に対する権限移譲については、第2次一括法が施行され多くの事務が市町村に移譲されましたが、住民に身近な行政に係る事務権限は、基礎自治体が担うことが適当であることから、今後も国の動向も踏まえながら、更なる市町村への権限移譲に取り組んでまいります。

また、県では、平成24年10月に緊急財政対策を発表して以降、県単独補助金の見直しについて、関係団体の方々や市町村に対し、丁寧に説明し、協議しながら調整を進めており、その中で調整が整ったものについては予算に反映し、整わなかったものについては、引き続き調整を進めていく形で対応してまいりました。

緊急財政対策は今年度で区切りを迎えますが、平成27年度以降においても引き続き取り組む課題もあります。今後も見直しを行うものについては、これまでと同様に丁寧な調整を行ってまいります。

また、緊急財政対策の取組み結果については、26年度当初予算と併せ、県民の皆様に対し、ホームページ等で適切に情報提供をしております。

道州制について、県としては、現在の国と地方の役割分担や税源配分の下では、地域の課題を地域自らの権限と責任で解決することには限界があるため、今後の広域自治体のあり方として道州制の導入が望ましいと考えております。

このため、道州制の導入を計画的かつ安定的に推進する仕組みとして、地方からの提案を踏まえ、道州制を推進する法律を制定するよう国に提案しております。

この提案の中で、道州制の導入に向けては、国民的な議論を喚起し、国民生活へのメリットを明確化するよう求めております。

---

#### ＜要望事項＞

##### (2) 広域自治体としての県の役割発揮

これからの中子高齢社会における行政需要の増加、これに必要な財政出動が見込まれる中、自治体間の連携、または協力が強く求められることから、県は広域自治体として、地域の実情に配慮しながら積極的に調整力を発揮すること。

また、市と町村で主体性やサービスについて、格差が生じることのないように配慮し、小規模自治体に対する財政・人的支援の強化を図り、広域連携による共同処理の検討では、県が自治体間の調整を積極的に行うこと。

なお、小規模な自治体では、専門性の高い職員を確保することが困難で、県税職員や保健師など、専門的な知識、資格を有する職員の市町村への派遣など、人的支援システムの構築を図ること。

#### 《措置状況》【政策局】

市町村がこれまで以上に行財政基盤を強化し、多様な住民ニーズに主体的・完結的に取り組んでいく上で広域連携の手法により対応していくことが有効であることから、県では、市町村の広域連携の取組みに対し、重点的に支援することとしております。

また、市町村への専門職員の派遣については、「神奈川県及び市町村職員交流システム要綱」に基づく職員交流制度等により、実施しているところであります。

---

#### ＜要望事項＞

##### (3) 地方財政の強化に向けた町村財政基盤の整備

地方分権・地域主権改革を確かなものとし、将来にわたって安定的で持続可能な財政構造となるよう、県は、市町村とともに引き続き国に要望し、次の取組を強化すること。

###### ア 地方税財源の充実

国税と地方税の税源配分を5:5とすることを目途に、税源移譲の効果が十分に町村に及ぶよう町村の実情を考慮した見直しと、地方消費税を含む地方税体系の抜本的な改革を行い、地方の自由度や裁量の拡大につながる恒久的な財源を確保されるよう、国に要望すること。

#### 《措置状況》【政策局】

社会保障と税の一体改革に伴い、地方消費税の税率は、現行の1%から、平成26年4月以降1.7%、平成27年10月以降2.2%へと引き上げられ、この地方消費税収入額の2分の1は市町村へ交付されます。

また、地方交付税法も改正され、消費税に係る地方交付税への算入率が現行の1.18%から1.52%（平成26年度は1.40%、平成27年度は1.47%）へ引き上げられます。

これらにより市町村の税財源については、一定の充実強化が図られたところでありますが、今後も地方の自由度や裁量の拡大につながる恒久的な財源の確保に向けて、国に働きかけてまいります。

---

## ＜要望事項＞

### イ 地方税制等の改正について

地方税源の確保と充実を目指し、負担の公平性及び税務事務の合理化を図るため、次のとおり措置を講じられるよう国への働きかけ及び県の取組を要望する。

#### (7) 地方税について国に要望していただきたい事項

##### a 軽自動車税の税率の引上げと課税・徴収事務の省力化について

現行の軽自動車税に係る標準税率は、昭和59年度から据え置かれている状況にあり、自動車税と比較すると著しく低い率となっている。

ついては、地方分権・社会経済事情を考慮した税率に引き上げるよう国へ要望すること。

また、町村が行っている原動機付自転車等の登録及び賦課徴収事務の省力化の観点から、自動車リサイクル法の手法と同様に新規登録時のみの賦課徴収制度に改正するよう併せて要望すること。

## 《措置状況》【政策局】

地方税法の改正案では、軽自動車税の標準税率を、四輪車等については、平成27年度以降に新規取得される新車の標準税率を自家用乗用車は1.5倍、その他の車両は約1.25倍に引き上げるとともに、最初の新規検査から13年を経過した車両については、引上げ後の標準税率の約1.2倍とする経年車重課を平成28年度から実施し、二輪車等については、標準税率を平成27年度から約1.5倍に引き上げ、最低税率を2,000円とするとされております。

---

## ＜要望事項＞

### b 固定資産税の非課税等特別措置について

固定資産税に係る非課税等特別措置や特例措置は、特定の政策目的を実現するための政策手段であり、その目的が達成されたものや特定の優遇措置がされている者及び資産については、税負担の公平の観点から見直すべきである。

固定資産税は、町村の基幹税目であり安定的確保が必要であることから、非課税措置や特例措置の整理・縮減について国へ要望すること。

さらに、JR東日本・JR東海等の鉄軌道用地の評価についても、評価方法を見直し評価額を引き上げるよう併せて要望すること。

## 《措置状況》【政策局】

非課税措置等は、租税負担の軽減を通じて特定の政策目的を実現するための政策手段であり、税負担の公平という税制の基本原理の例外となっておりますので、その政策目的の合理性、政策手段としての適正性、利用の実態などを踏まえて適時見直しを行い、整理・縮減されるよう国に要望してまいります。

---

## ＜要望事項＞

### c 家屋評価の簡素化等について

現在の家屋評価方法は、専門性が高く複雑であり、所有者に理解してもらうことは容易ではなく、現地調査時においては、所有者に立会いを求める事となるなど所有者負担も大きいことから、次の点について国へ要望すること。

- (a) 複雑な非木造家屋の評点基準表について、より一層の整理合理化行うこと。
- (b) 家屋の評価方法が所有者の負担とならないよう、簡便な取得価格方式や平米単価方式などの導入について検討すること。

#### 《措置状況》【政策局】

家屋評価については、評価替えに伴い評点項目の整理合理化が図られてまいりましたが、依然として専門性が高く複雑なものであり、納税者にとっても理解しにくいものとなっております。

したがって、課税の公平性が保たれることを前提に、非木造家屋評点基準表のより一層の整理合理化や、取得価格方式、平米単価方式などの検討など、評価方法のさらなる簡素化について検討するよう国に要望してまいります。

---

#### ＜要望事項＞

- d 土地に係る固定資産税及び都市計画税の税額算出方法について

土地に係る固定資産税及び都市計画税の税額算出方法は、税負担の公平の観点から負担調整措置等が講じられているが、このことは納税者にとって複雑で理解を得ることが難しくなっている。

については、納税者により一層理解しやすい税額計算の方法を検討されるよう国へ要望すること。

#### 《措置状況》【政策局】

土地に係る固定資産税及び都市計画税の税額算出における負担調整措置は、負担水準の均衡化という観点から制度化されておりますが、平成24年度税制改正において住宅用地に関する据置特例が平成26年度から廃止され、負担調整措置の一部簡素化が図られます。

今後とも、土地に係る税額計算の簡素化が図られるよう国に要望してまいります。

---

#### ＜要望事項＞

- e 日本郵便（株）所有の固定資産に係る課税について

地方税法の一部改正により日本郵便（株）が所有する一部固定資産に係る課税について、平成25年度から平成27年度までの間、課税標準額をその5分の3とする特例措置が延長された。

については、税負担の公平の観点から、平成28年度以降この特例措置について、延長することのないよう国へ要望すること。

#### 《措置状況》【政策局】

地方税法に規定されている課税の特例等は、国の政策遂行を目的として規定されているものであります。

したがって、日本郵便株式会社が所有する固定資産に係る特例措置については、国の政策遂行上の観点から判断されるべきものと考えております。

また、平成25年度税制改正大綱には、当該法人に対する税制上の措置について引き続き所要の検討を行うこととされております。

---

#### ＜要望事項＞

f 建物の表題登記について

不動産登記法においては、建物の表題登記の申請（第47条）及び過料（第164条）について規定されているものの、家屋の未登記が多く見受けられ、固定資産税の賦課に苦慮しているところである。

については、国において建物の表題登記に係る指導等の徹底を図るよう要望すること。

---

#### 《措置状況》【政策局】

固定資産税の課税では、課税客体と納税義務者を把握するために、地方税法の規定により、登記所は不動産登記の内容を市町村に対し通知することとなっております。

したがって、適正な課税を図る上で、適正な登記がなされる必要があることから、機会を捉えて国に要望してまいります。

---

#### ＜要望事項＞

g 個人住民税の現年課税について

個人住民税は所得税と異なり翌年課税となっており、課税時点の納税者の負担能力に合致しているとは言えない。特に、昨今の経済状態では雇用の不安定要素もあり、徴収の面で大変苦慮しているところである。

よって、所得税と同様に現年課税とし、源泉徴収とするよう国へ要望すること。

---

#### 《措置状況》【政策局】

納税者、特別徴収義務者、地方団体の事務負担等を踏まえつつ、現年課税について検討するよう、機会を捉えて国へ要望してまいります。

---

#### ＜要望事項＞

h 個人住民税の特別徴収の推進について

個人住民税の特別徴収については、高い収納率の確保が可能であることから、神奈川県においても昨年度以来、市町村と共にオール神奈川で特別徴収制度の推進とその徹底に取り組んでいくこととされた。

そこで、さらに広域（県域を越えた）で足並みを揃えて制度の推進が図られるよう、広報等の支援・協力について国に要望すること。また、特別徴収を担保する制度の構築・推進について併せて要望すること。

---

#### 《措置状況》【総務局】

個人住民税の特別徴収推進を効果的に進めていくためには、県域を越えた広域での取組みが重要と考えておりますので、広報等について、近隣都県と連携して取り組んでいきたいと考えております。

---

#### ＜要望事項＞

i 制度改正に伴うシステム改修費に対する適正な財源措置について

国の制度改正等による電算システム改修には、膨大な経費を要するため、県内町村では「神奈川県町村情報システム共同事業組合」を立ち上げ、情報システムの共同化を図るなど、経費の節減と業務の効率化を目指し努力しているところである。システム運用に係る経費は、制度改正の内容により、町村には過重な負担が生じることから、更なる適正な財政措置がなされるよう国へ要望すること。

また、システム改修に伴い、恒久的に発生する情報伝達に要する費用に関しても、財政措置を講ずるよう併せて要望すること。

#### 《措置状況》【政策局】

税制改正に伴う電算システム改修経費については、地方交付税の基準財政需要額において、徴税費の一部として措置されており、また、県民税徴収取扱費交付金も、電算システム改修経費の性格を含むものとされておりますが、改修経費や運用コストが町村の負担になっているという実態を踏まえ、より一層の財源措置がされるよう機会を捉えて国に要望してまいります。

---

#### ＜要望事項＞

##### (イ) 地方税について県に要望する事項

- a 税制改正に伴う個人住民税システム改修経費及び運営費等の適正な補助について  
制度改正に伴う個人住民税システム改修費は、県民税の徴収取扱費に算定上含まれているとのことであるが、その経費は納税者数に比例しているとは限らず、町村の財政運営の大きな圧迫要因となっている。

個人住民税の4割は県民税であることを踏まえ、恒久的に発生する町村のシステム改修費や年金の特別徴収導入に伴う（社）地方税電子化協議会に対する事務運営費やシステム運用関係費・ASP費用等について、県が適正かつ応分の負担をする施策を早急に検討し実施することを要望する。

#### 《措置状況》【総務局】

国の制度改正に伴うシステム改修等の費用も含め、地方税法上、個人県民税の納税義務者数に3,000円を乗じて得た金額を徴収取扱費として負担しておりますので、県がこれとは別に特別の負担を行うことは困難であります。

---

#### ＜要望事項＞

- b 「神奈川県地方税収対策推進協議会」による個人住民税の特別徴収100%への取組みについて

個人住民税の特別徴収については、高い収納率の確保が可能であることから、神奈川県においても昨年度以来、市町村と共にオール神奈川で特別徴収制度の推進とその徹底に取り組んでいくこととされたところである。

については、「神奈川県地方税収対策推進協議会」として個人住民税の特別徴収制度について、県内自治体の完全実施に向けて、より一層推進していくよう要望する。

#### 《措置状況》【総務局】

個人住民税の特別徴収推進については、神奈川県地方税収対策推進協議会で承認いただいたとおり、平成28年度までに完全実施することを目指して、オール神奈川で取り組んでいきたいと考えております。

---

#### ＜要望事項＞

- c 神奈川県税務職員短期派遣制度の継続実施について  
神奈川県で平成19年度から実施されている、町村への県税務職員短期派遣制度は、収納率向上と困難事案等の解消、県・町村の自主財源確保に多大な効果を上げているほか、町村税務職員の意識高揚、町村税務行政全体のレベルアップに非常に高く貢献している

ところである。

ついては、平成26年度以降についても、県税務職員短期派遣制度を継続実施することを強く要望する。

#### 《措置状況》【総務局】

県税務職員による市町村への短期派遣制度については、平成26年度も継続して実施していきたいと考えております。

なお、派遣の規模については、特別徴収推進を含む個人住民税の徴収対策全体の中で検討していきたいと考えております。

---

#### ＜要望事項＞

##### ウ 地方交付税改革の推進

地方交付税改革に当たっては、地方が担うべき事務と責任に見合った税源配分が行われることが基本であり、必要な行政経費がしっかりと確保されるよう、特別交付税の見直しを含め、交付税制度の抜本的な改革に向け、次の事項を国に要望すること。

(ア) 地方交付税を「地方共有税」に名称を変更するとともに、法定率の引上げ、特別会計への直入、特例加算の廃止及び特別会計借入れの廃止をすること。

(イ) 地方交付税は地方の固有財源であり、地方公務員の給与削減等、国の政策目的を達成するための手段として用いることは断じて行わないこと。

(ウ) 特別交付税の対象経費の重点措置により交付税額が減額されているが、交付・不交付にかかわらず財政需要が生じるものであるため、財源保障措置を講ずること。

(エ) 減税補てん債、臨時財政対策債等赤字地方債の元利償還金については、自治体の財源確保努力の成果によって不交付団体になった場合でも、特別交付税等についての十分な対策を講ずること。

(オ) 地方消費税率の改正に伴い、基準財政収入額の増加が想定されるが、これに伴い、基準財政需要額の算定にあたっても社会福祉費等への適切な項目を追加し、交付税算定に不利にならない措置を講ずるとともに、臨時財政対策債については、本来、交付税措置されるべきものであるため、国税5税の地方交付税率引き上げなどにより、基準財政需要額の臨時財政対策債への振り替えを改めること。

(カ) 臨時財政対策債の元利償還については、将来において町村の財政運営に支障が生じることのないよう、後年度に財源措置をするとした臨時財政対策債の元利償還に対する地方交付税措置を確実に履行すること。

また、臨時財政対策債制度については、速やかに廃止し、地方財源の不足は、地方交付税の法定率引き上げ等、適切な財政措置を講ずるなど、以上の事項を国に働きかけること。

#### 《措置状況》【政策局】

地方交付税については、社会保障と税の一体改革に伴い、地方消費税の税率や消費税に係る地方交付税への算入率が引き上げられることとなりましたが、引き続き所要額の確保とともに、地方税財源の充実がなされるよう、全国知事会など地方六団体を通じて、積極的に国に働きかけてまいります。

また、今後の方交付税制度の見直しに当たっては、「国と地方の協議の場」を活用するなど、地方との十分な協議を実施するよう併せて国に働きかけてまいります。

さらに、臨時財政対策債等の元利償還金の取り扱いなど、方交付税の算定方法について改善すべき意見がある場合には、方交付税法第17条の4に基づく意見申出制度等を活用し、市町村の要望を取りまとめていく中で、国に伝えてまいります。

---

#### ＜要望事項＞

##### エ 地方超過負担の解消

方が地方の工夫と責任のもと政策を実現できるよう適正な税財源の移譲と国庫補助負担金の市町村超過負担の解消が行われるよう国に要望すること。

あわせて、廃止された補助金に対する補てんや新たな施策等の財源として行われる「交付税措置」についても、不交付団体にとっては財源を伴わない施策の押しつけであり、地方のやる気をそがないよう適切な施策展開と財政措置を行うよう国に要望すること。

#### 《措置状況》【政策局】

国庫補助負担金の地方超過負担は未だに解消されず、国と地方の財政秩序を乱しており、地方財政を圧迫する原因となっていることから、適切な財源措置がなされるよう、国に働きかけてまいります。

また、国庫補助負担金の廃止等に当たっては、その所要額を確実に税源移譲するなど、地方自治体の裁量権の拡大につながる措置がなされるよう、併せて国に働きかけてまいります。

---

#### ＜要望事項＞

##### オ 市町村自治基盤強化総合補助金の充実

(ア) 市町村自治基盤強化総合補助金は、権限移譲型広域連携を特に優先する制度だが、小規模自治体が地域独自の事業に活用することによって、神奈川の魅力を広域的に高めるような効果が見込まれる事業は、優先して採択されるような制度とすること。

#### 《措置状況》【政策局】

神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金は広域連携への財政的支援や地域の実情に応じた支援の重点化等を図るものであり、小規模団体が優先される制度を設定することは困難であります。

なお、山間半島地域特例事業や市町村提案型事業、特定地域課題解決型事業など、地域の実情に応じた支援制度も設けておりますので、そうした制度の活用についても御検討いただければと考えております。

---

#### ＜要望事項＞

(イ) 東日本大震災の教訓を踏まえ、滞在人口を踏まえた津波対策、施設等の耐震化工事、災害時情報の伝達及び消防力の充実に係る事業についても優先的に補助する制度とすること。

#### 《措置状況》【安全防災局】

県では、東日本大震災の教訓を踏まえた緊急的な課題に対応する市町村を支援するため、平成24年度に「市町村地震防災対策緊急推進事業」を創設いたしました。同事業では、津波避難施設の建設や避難施設の耐震化工事、さらには、災害時の情報収集・提供体制の強化などを支援対象としております。

#### ＜要望事項＞

(4) 生活道路や集会施設などの地域住民に身近な生活関連施設については、補助対象が縮小している。これら生活関連施設整備事業については、整備が立ち後れしており、ことに集会施設については災害避難施設として利用されることから補助対象として採択すること。

#### 《措置状況》【政策局】

生活道路や集会施設等の施設整備については、広域的な利用が図られる場合を除き、原則として補助対象外となっております。

なお、山間半島地域特例事業や市町村提案型事業、特定地域課題解決型事業など、地域の実情に応じた支援制度も設けておりますので、そうした制度の活用についても御検討いただければと考えております。

#### ＜要望事項＞

##### (4) 地方議会議員年金制度の廃止に伴う予算措置について

地方議会議員年金制度は、「平成の大合併」により町村数と町村議会議員数が激減したために、平成23年6月1日をもって廃止となつたが、廃止に伴う経過措置として給付に要する費用の配分は普通交付税措置のため、不交付団体は、多額の負担を負うこととなつた。

この財源措置は普通交付税措置によるのではなく、特別な交付金として全地方団体が等しく確実な財源措置となるよう国へ要望すること。

#### 《措置状況》【政策局】

地方議会議員年金制度の廃止に伴う財政措置について、今後、市長会、町村会等において国へ要望する場合には、県としてもこれを後押ししていくとともに、機会を捉えて国に働きかけてまいります。

#### ＜要望事項＞

##### (5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う財源確保

いわゆるマイナンバー法により、2016年1月から年金や福祉などの社会保障、税制、災害対策等に関する分野を1つの個人番号で一元管理する共通番号制度が始まる。制度の導入に当たっては、地方自治体の負担とならないよう適正な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

#### 《措置状況》【政策局】

共通番号制度については、地方の意見を実効性ある形で反映するため、全国知事会として、「社会保障・税に関わる番号制度に関する要請」を取りまとめ、平成25年4月22日に国へ要請を行っており、財源措置について、「番号制度が国家的な情報基盤であることを踏まえ、システム及びネットワークの構築・改修や運営にかかる経費は原則として国が負担し、地方に新たな負担が生じることのないようにすること」と要請しております。

また、県単独でも、「平成26年度国の施策・制度・予算に関する提案（個別的提案）」において、「マイナンバーの円滑な運営の推進」について平成25年8月21日に国へ要請を行っており、財源措置について、「地方自治体で必要となるシステム改修経費については、地方に新たな負担を生じないよう適切な財源措置を講じること」と要請しております。

なお、平成26年度予算において、番号制度構築に係る地方公共団体の関係システム整備への支援として国庫補助金が措置されました。財源の一部が普通交付税措置とされているため、経費の全

額を国の責任において措置するよう、引き続き働きかけしてまいります。

## 2 防災対策の充実強化

### ＜要望事項＞

我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災から2年余りが経過し、県内各町村も、この震災を教訓に、現在、様々な防災・減災対策の充実、強化を図っているところである。

しかしながら、これまでの対策をさらに進め、住民と連携しつつ総合的な防災対策を強化していく必要があるが、財政基盤の弱い町村では十分な対応が困難なため、県は次の事項について積極的な支援措置を講じるよう強く要望する。

#### (1) 原子力災害対策の一層の強化

##### ア 原子力災害における避難者対策について

県内には多くの住民が原子力災害により、住むべき我が家に帰宅できず、困難な日々を過ごしている。県は、国に対し、原子力災害で避難している方が一日でも早く帰宅できるよう、万全の措置を講ずるよう申し入れること。

##### 《措置状況》【安全防災局】

原子力災害で避難している方が安心して故郷に帰還できるような取組みの実施は、全国知事会などを通じて、国に対して申し入れを行ってまいります。

### ＜要望事項＞

##### イ 放射能のモニタリングの強化

県内全域にわたる大気、飲料水、海水、土壤等のきめ細かい放射能測定や監視について、県が広域的に実施すること。

##### 《措置状況》【安全防災局・保健福祉局・環境農政局・企業局】

大気（空間放射線量）、飲料水、海水、土壤等の放射線測定については、定期的に実施するとともに、その結果を、県のホームページ等で速やかに公表し、県民等への周知を図っております。

### ＜要望事項＞

##### ウ 学校や保育施設等への測定支援

学校や保育施設等に対するグランドやプール等及び学校給食の測定について、県は小規模自治体に対し、基準値の測定、測定器具の補助等支援の体制を構築すること。

##### 《措置状況》【安全防災局・県民局・教育局】

原子力災害対策は、専門的な知見を持つ国が果たす役割と責任が大きく、補助制度についても同様と考えております。このことから、県では、「平成26年度 国の施策・制度・予算に関する提案」等において放射線量・放射性物質に対する監視体制の整備・拡充に係る財政措置など、放射能対策に対する安全対策の推進について、国に提案しております。

なお、国の補助事業を活用し、県で放射線測定器を購入し、現在、希望する市町村立学校、保育所、県特別支援学校等の給食用食材の放射性物質の測定を行っております。平成26年度についても

引き続き事業を実施する予定であります。

なお、保育所の給食食材の放射能検査に関する国の助成制度は平成25年度をもって終了することとなっておりますので、県として新たな対応は困難です。

---

#### ＜要望事項＞

##### エ 農産物等食品に対するモニタリングの強化

消費者の不安を払拭するため必要な農産物等食品に対しても測定体制を強化すること。

県で実施する放射能検査の対象地域や対象作物の拡大等により、農家が安心して生産出荷できる検査体制を推進し、あわせて、使用制限のある植物性堆肥や農畜産物の放射能検査に係る費用を助成すること。

さらに、消費者が持ち込む食材の放射能測定を小規模自治体であっても実施できるように、必要な支援策を講ずるよう国に働きかけること。

#### 《措置状況》【環境農政局・保健福祉局】

農産物の放射性物質検査については、市町村と農業団体の要望を踏まえて策定した「平成25年度県内農産物の放射性物質検査の実施について」に基づき、国の協力を得て計画的に実施しております。

畜産物の放射性物質検査についても、国の「農林水産物等の放射性物質の検査について」に基づき、県として「食品中の放射性物質の検査計画」等を作成し、計画的に実施しております。

また、検査結果については、県ホームページ等において速やかに公表し、周知を図っております。

使用制限のある腐葉土・剪定枝堆肥の放射性物質の検査費用に対する助成については、措置されておりませんが、県では「農家が自ら生産・施用する有機質土壤改良資材及び腐葉土・剪定枝堆肥の取扱い」（平成25年9月9日付け、農林水産省生産局農産部農業環境対策課長通知）により、堆肥の利用再開に向けて県内市町村と調整しております。

なお、国では平成26年度予算において落ち葉等の放射性セシウムの分析等の費用に対する助成について、予算措置しているほか、生産者が導入する測定機器の助成については、国の動きを注視し、要望に沿った事業がある場合は隨時周知してまいります。

また、食品中の放射性物質に関する検査体制を強化するため、平成24年3月に衛生研究所に放射能濃度測定器を1台追加整備するなど充実させております。

---

#### ＜要望事項＞

##### オ 風評被害への対応

足柄茶を始めとする県産品や県内観光地の風評被害に対し、適切な対応と防止策を講じると共に、出荷自粛や風評被害に対しての補償、生産・経営支援についても早急に対策を講ずること。

なお今後も、国の指針に基づき、足柄茶の放射能検査を実施し、その結果を広く公表するなどの対応策を講じ、足柄茶の風評被害を完全払拭し、ブランド力を回復させるためのキャンペーンや各種支援策を継続的に実施し、足柄茶の販売促進、理解促進を図ること。

また、生産状況の地域特性から茶樹の除染対策が地域全体に行き渡らず、出荷後の安全性が危惧されたため、地域の総意で出荷を断念した生産者に対しても、確実な補償が行われるよう、県農協中央会とともに、東京電力㈱への補償交渉を強力に行うこと。

#### 《措置状況》【環境農政局・産業労働局】

県のアンテナショップでの県産品のPRや、神奈川集中観光キャンペーンにおける魅力発信、民間企業によるタイアップ商品販売などを通じて、県産品や県内観光地の健在さをアピールし、風評被害の防止に取り組んでおります。

また、風評被害の防止策としては、正しい情報の提供が有効な手段であると考えております。そこで、県内農産物の放射性物質検査について、市町村と農業団体の要望を踏まえて策定した「平成25年度県内農産物の放射性物質検査の実施について」に基づき、国の協力を得て計画的に実施し、その検査結果について、県ホームページ等において速やかに公表し、周知を図っております。

さらには、県で実施するイベント等において足柄茶に対する理解促進を図るための取組みを実施しております。

農産物の風評被害に係る補償についての対応ですが、引き続き、「JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策神奈川県協議会」（事務局・神奈川県農業協同組合中央会）と連携して、請求や交渉が円滑に進むよう取り組むとともに、東京電力株式会社との意見交換会など機会を捉えて損害賠償の適切な対応などを働きかけております。

---

#### ＜要望事項＞

##### カ 原子力災害対策に対する補償への対応

今回の原発事故に起因するすべての被害に対し、確実で早急な補償が行われるよう、県としてしっかりと申し入れること。

#### 《措置状況》【安全防災局】

県では、「原子力損害の判定等に関する中間指針」で示された損害類型（下水道・水道事業等）に関わらず、事故由来の放射能対策のために地方自治体が新たに要した事業費全般について、幅広く賠償の対象とするよう、県、市長会及び町村会の三者連名で東京電力株式会社に要請を行っております。また、国に対しても、関東地方知事会を通じて、すべての損害の早急な賠償について要望を行っております。

こうした中、東京電力株式会社からは自治体への補償に関する方針が段階的に示され、賠償手続きも順次進められているところであります。今後、補償に関する新たな方針が示された際には、速やかに県内市町村と情報共有いたします。

---

#### ＜要望事項＞

##### (2) 津波対策の充実強化

東日本大震災による津波は、予測をはるかに超えるものであった。今後は、最新の知見を踏まえて津波浸水想定や地震被害想定を必要な都度見直し、早急に町村や住民に明らかにすること。

また、津波時の避難誘導のための標高表示、フラッグ等について、全国どこでもわかる統一的なものとなるよう、先行して整備した自治体に負担をかけないよう配慮しながら、国に標準化を進めるよう働きかけること。

##### ア 津波ハザードマップ見直しへの支援

県では、最大クラスの津波を想定した津波浸水予測図を公表している。これを検討資料として、住民の適切な避難に役立つ津波ハザードマップを町村が早急に見直し、住民に示すことができるよう、財政的支援も含め、補完性の原理に沿って広域自治体である県が支援すること。

#### 《措置状況》【安全防災局・県土整備局】

県では、今般の東日本大震災を踏まえ、新たな津波浸水予測図の公表と併せて、各沿岸市町による津波ハザードマップの見直しにあたり、より統一化が図られるよう、「津波ハザードマップ作成の手引き」を改訂し、提供するなどの技術的な支援を行いました。

また、財政的支援については、東日本大震災の教訓を踏まえた緊急的な課題に対応する市町村を

支援するため、平成24年度に「市町村地震防災対策緊急推進事業」を創設いたしました。同事業では、ハザードマップなど津波避難対策のための事業を支援対象としておりますので、同事業を活用し、計画的に地震防災対策を進めていただきたいと考えております。

津波防災対策については、県及び沿岸市町が中心となり、総合的・計画的に推進する必要があるため、今後も、「津波対策推進会議」等を利用して沿岸市町と緊密に連携を取りながら進めてまいります。

---

#### ＜要望事項＞

##### イ 津波浸水対策への財政支援

津波から人々の生命財産を守る防潮堤などの整備や、避難施設、避難誘導標識の設置等の整備を図る場合には、引き続き十分な財政支援措置を講ずること。

#### 《措置状況》【安全防災局・環境農政局】

県は、東日本大震災の教訓を踏まえた緊急的な課題に対応する市町村を支援するため、平成24年度に「市町村地震防災対策緊急推進事業」を創設いたしました。

同事業では、津波避難施設の建設など津波浸水対策のための事業を支援対象としておりますので、まずは、同事業を活用し、計画的に地震防災対策を進めていただきたいと考えております。

また、町が管理する漁港区域の海岸において、海岸保全施設の設置について、具体化する際には御相談いただきたいと考えております。

---

#### ＜要望事項＞

##### (3) 地震等防災対策の充実強化

##### ア 直下型地震等対策の充実強化

東海地震、神奈川西部地震、南関東地震などの地震観測網及び地震予知研究体制を強化、充実すること。

また、「東海地震対策大綱」や「首都直下地震対策大綱」に盛られた具体的対策を着実に推進すること。

さらに火山の噴火やゲリラ豪雨による水害等の大規模災害の発生が懸念されることから、住民の生命、身体、財産を守るために必要となる災害対策を強化すること。

#### 《措置状況》【安全防災局】

地震観測体制及び地震予知研究体制の充実強化については、本県の研究機関である温泉地学研究所において、県西部地域における地震・地殻変動の観測などの調査研究活動を行っております。

平成24年度には、温泉地学研究所事業として強震計を整備いたしました。また、併せて県や九都県市から国に対し、当該体制の確立に関する要望を行っております。

また、東海地震や首都直下地震などの地震災害や、火山対策、ゲリラ豪雨などの風水害への対応については、県や市町村などが担う公助や、県民一人ひとりの自助・共助が重要であります。

県は、地震災害対策推進条例や地域防災計画（地震災害対策計画・風水害等災害対策計画）に基づき、必要な施策を着実に推進してまいります。

---

#### ＜要望事項＞

##### イ 市町村地震防災整備費補助制度の充実

東日本大震災を教訓として、県では新たに市町村自治振興事業会計に市町村地震防災対策緊急推進事業補助金を位置づけるなど、市町村の地震防災対策を促進する補助を行うことと

しているので、市町村消防防災力強化支援事業費補助金についても拡充を図るとともに、地震防災対策が町村の財政力によって不均衡が生じないよう、さらなる柔軟な補助制度の拡充を図ること。

#### 《措置状況》【安全防災局】

県では、平成8年度から、法人二税の超過課税を活用して、15年間で約300億円の支援を行い、市町村の地震防災力は大きく底上げが図られたものと考えております。

平成23年度からは「市町村消防防災力強化支援事業」を創設し、民間木造住宅の耐震化と市町村消防の広域化に重点を置き、積極的に取り組む市町村を支援しております。

同事業では、时限を平成27年度までとしておりますので、まずは、同事業を活用し、計画的に地震防災対策を進めていただきたいと考えております。

---

#### ＜要望事項＞

##### ウ 消防力強化のための補助制度の充実・強化

災害の大規模化、多様化、複雑化が危惧される中、さらなる消防力の充実・強化と継続した整備が必要となっているところであります、消防車両の更新、消防水利の設置、消防救急無線のデジタル化に係る市町村の財政負担の軽減を図り、早期に消防力の充実・強化が行われるように、補助制度の創設と継続した施策の展開をすること。

さらに、地域の消防力の重要な一翼を担う消防団の消防力の充実・強化と安全性の向上を促進するために、資機材はもとより、継続して計画的な消防団車両の更新と消防団詰所の改修・改築・建替えが行えるように、既存の補助制度の拡充と新たな補助制度の創設をすること。

#### 《措置状況》【安全防災局】

県では、平成8年度から、法人二税の超過課税を活用して、15年間で約300億円の支援を行い、市町村の消防防災力は大きく底上げが図られたものと考えております。

また、「市町村地震防災対策緊急推進事業」は、東日本大震災の教訓を踏まえ、地震防災対策における緊急的な課題に対応するために、平成24年度に創設したものであり、制度創設の趣旨や県の財政状況により、実施期間の延伸や補助制度の拡充は困難であります。

なお、今後は、現在の補助金による効果を検証の上、広域自治体としての県の役割を踏まえ、支援のあり方を検討したいと考えております。

---

#### ＜要望事項＞

##### エ 橋梁、トンネル等の耐震補強事業への支援拡充

東海地震の強化地域に指定されている町村においては、災害発生時の復旧支援活動に必要な主要道路の確保が最重要課題となるが、これらの道路には橋梁やトンネルが多く存在しており、その耐震診断と補強工事が必要不可欠となっている。

このため、これらの事業に対する国の財政措置の更なる充実と県の上積み助成を引き続き要望するとともに、完成時に移管された高速道路跨道橋の耐震補強事業については、原因者である中日本高速道路株式会社から負担金を徴収する制度を創設するよう国及び中日本高速道路株式会社へあらためて働きかけること。

#### 《措置状況》【県土整備局】

橋梁やトンネルの耐震診断と補強工事については国の交付金制度がありますので、県としては、これらの事業に対して、確実な財政措置が講じられるよう国へ働きかけてまいります。なお、県の助成については、厳しい財政状況により現状では困難と考えております。

---

#### ＜要望事項＞

##### オ 建築年数の古い公的集合住宅の耐震化

昭和40年頃より整備された県住宅供給公社等による公的住宅は相当の年数が経過し、安全・安心のまちづくりの観点から危険であるので、耐震化を早期実施すること。

#### 《措置状況》【県土整備局】

神奈川県住宅供給公社（以下「公社」という。）の所有する一般賃貸住宅等につきましては、神奈川県耐震改修促進計画に基づき耐震診断・耐震改修を進めるよう公社を指導してまいります。

---

#### ＜要望事項＞

##### カ 帰宅困難者を想定した備蓄物資増強への支援

勤務地や観光地で被災し、交通手段の寸断等により帰宅できなくなる、いわゆる帰宅困難者を想定して災害時における混乱を防止するよう、市町村による備蓄物資の増強に対して、県として積極的に財政的支援をすること。

#### 《措置状況》【安全防災局】

県は、東日本大震災の教訓を踏まえた緊急的な課題に対応する市町村を支援するため、平成24年度に「市町村地震防災対策緊急推進事業」を創設いたしました。

同事業では、帰宅困難者のための備蓄等を支援対象としております。

---

#### ＜要望事項＞

##### キ 土砂災害対策の充実について

近年の異常気象等により大規模災害が増加傾向にあり、その中で土石流の警戒区域等周辺に住んでいる住民は大変、不安を抱いており、これらの対応に町村は大変苦慮をしている状況である。

よって今後、県の役割として、土砂災害危険区域及び特別警戒区域を指定し、特別警戒区域危険箇所の整備や対策を講じていただくとともに、県民に今後の対策等についてのロードマップ等を早急に示し、対策を講じるよう要望する。

#### 《措置状況》【県土整備局】

砂防ダム等の土砂災害防止施設の整備については、過去に土石流等の被害が生じた箇所や、被害を受けるおそれのある人家が多い箇所及び、老人ホームなどの災害時要援護者施設や地震災害時に物資を輸送するための緊急輸送路が立地しているような緊急性の高い箇所から整備を行ってまいります。

なお、施設の整備に当たっては、多大な事業費と日時を要することから、具体にロードマップをお示しすることは難しいところありますが、地元町村には整備箇所の選定や、地元調整などに御協力をいただき、着実に土砂災害対策を推進してまいります。

---

#### ＜要望事項＞

##### (4) 相互支援体制の実効性の向上

##### ア 地域県政総合センターの機能強化

一昨年に、「災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定」を締結し、オール神奈川での相互支援による防災体制の強化を図ることとしたが、地域ブロック内外の相

互支援の核となる地域県政総合センターの機能向上により、相互支援体制の実効性向上に努めること。

#### 《措置状況》【安全防災局】

県では、平成24年3月に締結した県内の市町村の相互応援協定について、相互応援の手順等の詳細を定めるマニュアルを策定し、災害時に県内の市町村間で相互応援を行なうに当たり、県の役割である応援調整をどのように行うかについて明記いたしました。

また、地域県政総合センターが地域調整本部としての機能が果たせるよう、市町村連絡員の活動に必要な資機材の整備や研修の実施などに取り組んでおります。

今後もこうした取組みを通じて、協定の実効性の向上に努めてまいります。

---

#### ＜要望事項＞

##### イ 地域ブロック単位での県市町村合同訓練の実施

相互支援体制の実効性を高めるため、地域ブロック単位での県市町村合同訓練を実施すること。

#### 《措置状況》【安全防災局】

相互応援協定の実効性を高めるため、平成26年1月30日に県と県央地域8市町村と合同で実施した図上訓練の訓練項目の一つとして、相互応援協定の運用マニュアルに基づく調整を行いました。

今後、訓練結果を基に、協定の運用マニュアルの検証等を行うとともに、ブロック単位で訓練を実施し、実効性を高めてまいります。

---

## 3 快適な生活環境の整備促進

---

#### ＜要望事項＞

安全で快適な生活環境を確保するためには、循環型社会を推進する総合的な政策が必要であり、このことは地域住民にとっても大きな関心事となっている。

町村が総合的かつ計画的な廃棄物処理対策及び環境保全対策を推進することができるよう、次の事項についてあらためて国の積極的な対応を働きかけるとともに、県においても一層の取組を強化するよう要望する。

#### (1) 循環型社会形成の一層の推進

廃棄物の発生を抑制するとともに、そのリサイクルを推進し、環境と共生する持続可能な循環型社会を形成するため、廃棄物・リサイクルの法体系を整備・拡充し、排出者責任や拡大生産者責任の原則をより一層強化するよう引き続き国へ働きかけること。

特に、国・製造業者の責任を強化して不法投棄対策に万全を期するとともに、製造業者が製品のリサイクル性の向上や廃棄物の量の削減に取り組むよう一層強力な指導を働きかけること。

#### 《措置状況》【環境農政局】

県では「平成26年度国の施策・制度・予算に関する提案」において、国や産業界の出えんからなる産業廃棄物適正処理推進センターによる不法投棄の原状回復に向けた産業廃棄物適正処理推進基金について、対象経費に係る補助率の拡充を提案しております。

また、製造段階・流通段階・排出段階における3R対策の充実強化に向けて、関係業界へ指導を徹底することを、あわせて提案しております。

---

## ＜要望事項＞

### (2) リサイクル各法の円滑な推進

リサイクル各法については、その適正な運用が図られるよう事業者や県民への指導、啓発・普及を一層強化し、充実すること。

特に、家電リサイクル法については、その対象機器を拡大するとともに、事業者の引取が円滑に行われるよう業界を指導することを引き続き国に働きかけること。

また、不法投棄防止のための監視体制整備やリサイクルに係る費用を販売価格に含める方式に改めるとともに、不法投棄された機器の回収は事業者の責任で行うこととし、市町村が回収した場合はその費用を事業者の負担とするなどの措置を講ずるようさらに強く国へ働きかけること。

さらに、容器包装リサイクル法については、

ア 容器包装リサイクル法の施行以来、リサイクルは進展したが、容器包装廃棄物の排出量は減っていない現状を踏まえ、容器包装廃棄物の発生抑制と再資源化に向けて、事業者に拡大生産者責任の観点から簡易包装化の推進を徹底させるとともに、地域住民が分別出しやすいよう、分別・リサイクルが容易な製品開発を義務づけるなど、生産、消費、廃棄の過程において資源がより一層容易に循環するシステムを構築するよう業界へ指導することを国に働きかけること。

## 《措置状況》【環境農政局】

「平成26年度国の施策・制度・予算に関する提案」の中で、製造段階・流通段階・排出段階における3R対策の充実強化に向けて、関係業界へ指導を徹底することを提案しております。

また、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）について、購入時に再商品化料金を支払う方式に改めること、不法投棄された対象機器の処理料金を事業者の負担とすることなどを国に提案しております。

さらに、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）については、「平成26年度国の施策・制度・予算に関する提案」の中で、事業者に対して容器包装の削減に関する数値目標を設定すること、業界に対しては分別しやすい商品づくりについて指導を行うとともに、リターナブル容器の使用、回収のシステム化やデポジット制度の早期導入など、事業者による回収ルートの確立を図ることなどを国に提案しております。

---

## ＜要望事項＞

イ プラスチック製容器包装の品質基準において異物扱いとなっている自治体の指定袋などについては、プラスチック製容器包装と同一素材であれば分別基準の適合物として取り扱うよう（財）容器包装リサイクル協会に働きかけること。また、プラスチック製容器包装廃棄物については、形状や素材が様々であるため見分けが困難であり、汚れや異物が取り除きにくいため分別排出に対する協力が得られにくい状況にあることから、識別マークを大きくするなど判別基準を明確にするとともに、形状や素材の単一化や、汚れや異物が簡単に取り除くことができる製品開発などを促進するよう業界に指導することを国に働きかけること。

## 《措置状況》【環境農政局】

「平成26年度国の施策・制度・予算に関する提案」の中で、業界に対して、分別しやすい商品づくり、リサイクル判別しやすいようなマークの表示について指導を行うとともに、容器包装以外のプラスチック製品も対象とするよう、法制度の見直しを行うことを国に提案しております。

---

＜要望事項＞

ウ 容器包装以外のプラスチック製廃棄物についても、容器包装リサイクル法と同様に資源化が図られるように制度を創設するよう国に働きかけること。

《措置状況》【環境農政局】

中央環境審議会で、平成22年度から容器包装以外のプラスチック製品の分別収集や再商品化等の制度化について検討が始まられており、「平成26年度国の方策・制度・予算に関する提案」の中で、容器包装以外のプラスチック製品も対象とするよう、法制度の見直しを国に提案しております。

---

＜要望事項＞

エ 使用済小型電子機器等の再資源化が各町村で始まりつつある。使用済小型電子機器等の再資源化制度に参加する町村の回収に要する費用の初期投資に係る負担と、ランニングコストについても国が積極的に支援を行い、市町村の財政的負担軽減を図るとともに、国民に対し、この制度におけるリサイクルの必要性や、町村等への適切な引き渡しをすることなど、積極的な普及啓発を行うよう、国に働きかけること。

《措置状況》【環境農政局】

「平成26年度国の方策・制度・予算に関する提案」の中で、市町村が制度に参加するに当たり必要な初期投資に係る経費及び市町村が安定・継続的に分別回収を行うために必要な経費について、国が財政的支援を行うこと、制度の定着に向けて必要な普及啓発を積極的に行うことを国に提案しております。

---

＜要望事項＞

(3) 廃棄物処理施設整備への財政措置の拡充

国庫補助金の廃止に伴い創設された循環型社会形成推進交付金については、その交付対象を拡大するとともに、市町村の事業量に対応した予算額を確保するよう引き続き国に要望すること。

また、ごみ処理広域化を進めるに当たり、国の支援措置の対象外となっている施設等の移築や新設等に対しても、財政措置を講ずるよう引き続き国に働きかけること。

《措置状況》【環境農政局】

「平成26年度国の方策・制度・予算に関する提案」の中で、循環型社会形成推進交付金については、市町村の事業実施に合わせ必要な予算額を確保するとともに、廃棄物処理施設と一体不可分である用地や建物の整備については、全て交付対象に加えるなど、交付対象を拡充することを国に提案しております。

---

＜要望事項＞

(4) 不法投棄物撤去等に対する助成の強化

県民の水がめであるダム湖周辺や河川区域内、道路等への不法投棄が数多く発生しており、町村はその撤去や清掃に大きな事業費負担を費やしている。県が回収できなかったこれら投棄された廃棄物の収集処理費について補助制度を復活すること。

また、不法投棄者の発見、摘発のための警察の取締りを引き続き強化するとともに、不法投棄防止用のフェンス設置、さらに、県は、県民に対し水源の大切さをアピールし、美化意識の醸成にさらに積極的に取り組むこと。

## 《措置状況》【環境農政局・県土整備局・警察本部】

極めて厳しい県の財政状況のもと、御要望の補助金の復活は困難ですが、補助メニューとしておりました不法投棄監視パトロールや不法投棄物の撤去事業については、今後も引き続き市町村からの要望を踏まえながら、県の事業として対応してまいります。

また、県警察では、県の担当課と連携し、パトロールによる不法投棄者の発見活動を強化とともに、平成25年中は、149件171人を検挙しております。今後とも関係機関と連携した取締りを強化し、不法投棄事犯の根絶に努めてまいります。

河川敷へのごみの不法投棄対策については、パトロールの実施や警告看板・柵の設置等による未然防止対策と、散乱ごみの撤去等による原状回復対策を地元の協力を得ながら進めております。

また、ダム放流警報施設を利用した河川美化の呼びかけや夜間監視パトロールにも引き続き取組んでまいります。

道路においては、日常パトロールを通じ、不法投棄廃棄物の発見に努めるとともに、道路区域内にある場合は処理をしております。

さらに、県では、「県のたより」やホームページ、各種イベントで水源環境の保全・再生の取り組みをお知らせするほか、「水源環境保全・再生かながわ県民会議」においても、リーフレットの配布や県民フォーラムの開催など、水源環境保全・再生への関わりを求める取組みを行っており、引き続き周知に努めてまいります。

---

## ＜要望事項＞

### (5) 海岸漂着ごみ処分に対する支援

平成21年7月に海岸漂着物処理推進法が施行されましたが、施行前と変わらず、海岸漂着ゴミの処分費用は、清掃・回収した市町の費用負担となっている。

海岸線に漂着するごみの量は莫大であり、河川の上流域から流れてくる流木等が多く、その処理を沿岸市町が負担するのは、不公平である。

国、県において、この処分費用に対する応分の負担制度を早急に確立すること。

## 《措置状況》【環境農政局】

本県の海岸美化の推進に当たっては、県と沿岸13市町が公益財団法人かながわ海岸美化財団への負担金を支出することとしております。この負担金は、県と13市町との合意に基づき、同財団による計画的かつ一体的な海岸清掃に当たっての海岸清掃事業経費として、県、13市町及び同財団とあらかじめ協議の上、金額を決定しております。

本県は、緊急財政対策を進めるなど、依然として厳しい財政状況にありますが、海岸清掃の充実のため、同財団への負担金の確保に努めています。

さらに県では、平成22年度及び23年度は地域グリーンニューディール基金、平成25年度及び26年度は地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物地域推進対策推進事業）を活用するなど、国補助金を積極的に活用して海岸清掃の充実等に努めています。

この地域環境保全対策費補助金により、13市町の同財団に対する負担金を補助する「海岸漂着物等対策事業費補助」を創設しましたが、国の補助金は平成26年度までの2年間の期限となっております。しかしながら、海岸漂着物等は国外からの漂流等による原因不明ごみが含まれ、継続的な対応が必要なことから、「平成26年度国の施策・制度・予算に関する提案」の中で、海岸漂着物処理推進法第31条に基づく財政措置を含めた総合的な支援の法制化の早期実現について、国に提案しております。

## 4 地域情報化施策の推進

### ＜要望事項＞

#### (1) 山間部等のテレビ受信状況改善に向けた補助事業の創設

地上波デジタル放送への完全移行に伴い、各地に中継局が開局し、地上デジタル放送の受信エリアは拡大された。しかし、エリア外のテレビ共同受信施設やエリア内であっても受信不可能な箇所が取り残された地区が散在している。

山間部町村等の条件不利地域において、テレビ受信状況改善に向けた補助事業を創設するよう県としても国に働きかけることを要望する。

### 《措置状況》【県民局】

地上デジタル放送については、平成23年7月24日にアナログ放送から移行しましたが、デジタル放送への移行に伴い、新たな難視が発生しており、国においては、辺地共聴施設のデジタル化について、施設改修や新設する場合の補助等の支援の充実が図られており、さらに暫定的・緊急避難的措置として、平成27年3月までの間、放送衛星局利用による難視聴対策等がされているところであります。

しかしながら、これは暫定的な措置であることから、引き続き、国に対して恒久的な対策を施すよう要望してまいります。

受信者側対策への助成の充実については、平成25年8月、国に要望したところでありますが、今後も「神奈川県地上デジタル放送普及推進会議」などの機会を捉えて国に伝えるとともに、国からの関連情報については、迅速、的確に市町村に提供してまいります。

### ＜要望事項＞

#### (2) 携帯電話電波塔設置の促進について

携帯電話は、生活の必需品となってきた。ことに生活に限らず、自然回帰志向などを背景とした観光客や登山客などの緊急時の連絡のために利用していることから、生活の可住地だけでなく、観光地にも携帯電波網を整備し、ユーザーのニーズに応える必要がある。

については、各企業の携帯電話アンテナ基地局の増設については、県立自然公園や国定公園を管理する県で積極的に対応され、山間地域の景観保持と各企業のカバーエリアの拡大を、県で取り組むよう要望する。

### 《措置状況》【環境農政局】

各企業から国定公園及び県立自然公園内へのアンテナ基地局の設置許可申請があった際には、自然公園法及び神奈川県立自然公園条例の規定に基づき、適宜判断してまいります。

## 5 自然環境の保全と産業の振興

### ＜要望事項＞

森林は、水源涵養機能や防災機能のみならず、美しい景観の形成、レクリエーションの場の提供等さまざまな機能を有しており、今、その多面的、公益的機能が注目されている。

森林地域の町村は、森林の持つこれらの機能を持続的に発揮させるため種々の取組を行ってきましたが、成果は十分ではなく、その抜本的な対策を迫られている。

未来に向けて、県民の貴重な財産である森林等豊かな自然を守り育てていくため、国の措置を

あらためて強く働きかけるとともに、県の取組の一層の充実を要望する。

#### (1) 自然環境の保全

本県は、屋根・丹沢、そして太平洋に連なる相模灘を有しており、美しい自然環境に恵まれている。また、箱根をはじめとする各地では、その景観等を活用して観光振興がなされている。

森林などの自然環境の保全は、水や空気を育み、地球温暖化対策の推進、二酸化炭素排出抑制にも寄与している。そのため、森林の整備・保全等に果たしている町村の役割は大きい。よって、県はこれらを十分に勘案し、積極的に治山事業、森林整備事業を展開すると共にその整備財源としての地方税財源の確保を図ることを国に要望すること。

#### 〔措置状況〕【環境農政局】

治山事業は、保安林の目的を達成するために行う、森林の造成若しくは維持に必要な事業として、優先度の高いところから、主に崩壊地復旧・災害予防工事や森林整備を実施しております。

今後も、関係機関と連携を図り、引き続き優先度を精査しながら、計画的に事業を実施していくとともに、事業にかかる予算の確保に努めてまいります。

森林整備事業については、水源環境の保全・再生に取組むため、個人県民税の超過課税（水源環境保全税）により財源を確保し、水源の森林づくり事業を始めとした森林の保全・再生の取組みを着実に進めております。

また、従来から実施してきた造林補助事業についても、引き続き予算の確保を国に要望し、森林整備を促進してまいります。

---

#### 〔要望事項〕

#### (2) 新エネルギー導入促進について

ア 小水力・バイオマス・太陽光・風力等の地域資源を活用して、再生可能エネルギーを積極的に導入できるよう、財政的支援だけでなく、許認可に関連する技術的支援を充実すること。

#### 〔措置状況〕【産業労働局】

事業用の太陽光発電、小水力発電等については、平成24年7月からスタートした固定価格買取制度において、一定の利潤が確保できるように買取価格が設定されたため、これらの発電設備に対する財政的支援は考えておりませんが、分散型エネルギーシステム体系の構築に向けて、住宅のスマート化を促進するため、HEMSと関連機器の導入を支援する補助に取り組んでおります。

また、許認可に関連する技術的支援については、関係機関などとも連携しながら、再生可能エネルギーの導入促進を図ってまいります。

---

#### 〔要望事項〕

イ 総合的な新エネルギー施策の展開として、間伐材や林地残材などを県が進めている環境、エネルギー政策に積極的に利用し、水源環境林の保全・再生と再生可能エネルギーの推進を共通の取り組みとして早期に検討し、さらに水源環境税も活用して、広域的に取り組むこと。

#### 〔措置状況〕【環境農政局】

県では、平成24年度からの5年間に取り組む特別の対策を明らかにした「第2期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」に基づき、水源地域の森林整備を推進しております。また、林道などから近く資源として活用可能な森林については、間伐材を搬出して有効利用を図ることとしております。

具体的に、搬出した間伐材は良質な木材は柱や梁として、また曲がりや節が多い低質材は合板

等に加工して、その他の大曲りや細く合板にも利用出来ない木材は、チップや土木用資材として、多段階利用に努めております。

なお、林地残材の木質バイオマス資源としての活用については、「かながわグランドデザイン」のプロジェクトⅠの「かながわスマートエネルギー構想の推進」に位置づけた「太陽光発電など再生可能エネルギー等の導入促進」の中で、地域特性に応じて実現可能性などに関する検討を行うこととしております。

木質バイオマスは、太陽光や風力など他の再生可能エネルギーと異なり、重く、小規模で分散していることが特徴で、そのため、エネルギーとしての利用に当たっては、林地残材の搬出・収集・運搬コストの低減や、年間を通じて相当量の林地残材を安定的に集めてチップ化する必要があるなど、解決しなければならない課題があり、県外でも様々な試行が重ねられております。

県においては、様々な団体等から林地残材等のバイオマス利用等に関する取組みの提案をいたしておりますが、こうした課題があることから具体的な取組みが進んでいない状況であります。

このため県では、今後も、提案される様々な取組みの実現可能性を検討するとともに、コスト低減につながるような新技術に関する情報収集等に努めてまいります。

なお、水源環境保全税の活用は、5か年計画に位置付けた水源環境の保全・再生に直接的な効果が見込まれる12の特別対策事業としており、現状において、間伐材や林地残材のエネルギー施策への利用は難しいものと考えております。

---

#### ＜要望事項＞

ウ 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が全面施行されることとなり、全国的にメガソーラー発電の事業化の動きが活発化しているなかで、メガソーラー事業者を誘致するにあたり必要となる環境整備等に関し新たな支援について、事業者に特に配慮する旨が規定されている法施行後3年以内に早期に実現すること。

#### 《措置状況》【政策局・産業労働局】

平成24年7月からスタートした固定価格買取制度では、太陽光発電についても全量買取が適用される事業用(10kW以上)は、一定の利潤が確保できるように買取価格等が設定されており、民間ベースでの普及が見込まれるため、メガソーラーの設置に対する財政的支援は考えておりません。

ただし、各地域県政総合センターでは、神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金における特定地域課題解決型事業の補助メニューを設定しており、県西地域においては、平成26年度まで、市町村がメガソーラー誘致のために行う基盤整備事業等を特定地域課題解決型事業（「魅力ある地域づくりによる県西地域定住・交流人口アップ事業」）の補助メニューとし、助成の対象としております。

---

#### ＜要望事項＞

エ 国は新エネルギー導入促進の拡大を図るため、早急に方針を打ち出し、効果的でわかりやすい制度の創設や、周知啓発、また、再生可能エネルギーの固定買い取り制度を確実に推進できるようなシステムの構築を県からも要請すること。また、県においても家庭での新エネルギー導入が促進されるよう、住宅太陽光発電設置補助や、電気自動車購入補助を継続するとともに、今後も市町村への情報提供を図りながら、新たな各種制度の創設について検討すること。

#### 《措置状況》【産業労働局】

「平成26年度 国の施策・制度・予算に関する提案」として、「再生可能エネルギー等の普及拡大」について、国への提案活動を行いました。

具体的には、エネルギー基本計画を早期に見直し、再生可能エネルギーの加速度的な普及拡大を位置付けることや具体的な導入目標の設定と達成に向けたロードマップの作成、太陽光発電の買取

り区分を規模に応じて設定するなどの固定価格買取制度の効果的な運用、スマートグリッド等の基盤整備促進などの提案を行いました。

今後も、再生可能エネルギー等の普及拡大に向けて、必要に応じて、国への提案、要望を行ってまいります。

次に、住宅用太陽光発電への補助については、普及の拡大に伴い設置価格が大幅に低下していること、「かながわソーラーバンクシステム」における設置プランの中には補助金なしでも設置費用の回収が見込めるプランが存在することなどから、設置費用の負担軽減を図るという補助の目的はある程度達成しつつあると考えております。

今後は、民間ベースでの自立的な普及が見込まれるため、本補助制度は、平成24年度で廃止いたしました。

なお、平成26年度も引き続き、分散型エネルギーシステムの構築に向けて「スマートハウス」の整備促進を図るため、HEMSと太陽光発電設備等の設置費用をセットで補助する支援策について、平成26年度予算において所要の措置を講じました。

また、電気自動車については、「2014年度までに県内3,000台」の普及を目標に導入補助等を行い、平成24年6月末時点で目標を達成し、初期需要創出に一定の成果を上げたため、電気自動車導入補助は廃止し、今後は、給電機能にも着目した普及に取り組んでまいります。

---

#### ＜要望事項＞

##### (3) 森林資源の活用

###### ア 森林に対する国民的支援の構築

森林の持つ多面的、公益的な機能を持続させるとともに、森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図るため、水や二酸化炭素排出源等を課税客体とする新たな税財源制度を創設・導入する必要がある。平成24年10月から「地球温暖化対策のための税」が段階的に施行されているが、その税の使途に森林吸収源対策等を追加するなど、国民的支援の仕組みの構築を国へ強く働きかけること。

##### 《措置状況》【環境農政局】

平成24年10月から「地球温暖化対策のための税」が段階的に施行されておりますが、税の使途に森林吸収源対策を追加することについては、平成25年度税制改革大綱において「森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について早急に総合的な検討を行う」とされております。

---

#### ＜要望事項＞

###### イ 森林の保全

林業の低迷、林業就業者の減少や高齢化のために、森林の荒廃や水資源の確保が懸念されている。そこで、森林施業の担い手である森林組合等の資本装備の増強を図り、これに対する財政・技術的支援をさらに強く推進すること。

また、一部の山林では外国資本による買収が行われているが、実態の把握は困難である。平成23年4月の森林法改正により、地域森林計画対象の民有林については新たな届け出制度が創設されたが、この制度を適正に運用し、無届伐採が行われた際の伐採中止や伐採後の造林命令などを、市町村が行えるように、県は充分な支援を行うこと。

##### 《措置状況》【環境農政局】

森林組合等に対する資本装備の増強については、森林整備加速化・林業再生事業基金による林業機械の購入等に対する補助、林業・木材産業改善資金による施設の取得等に必要な資金への無

利子貸付けを引き続き行ってまいります。

森林法に基づく「森林の土地の所有者届出制度」については、県としても市町村と連携して県内の森林の適正な整備保全を図ってまいります。

---

#### ＜要望事項＞

##### ウ 森林整備対策の拡充

「市町村森林整備計画」を円滑に推進するため、町村が実施する事務事業に対して十分な財政措置を講ずるようさらに強く国へ働きかけること。

また、地域の実情に即した土地利用の調整を図るため、広域的な影響の評価を条件に、保安林の指定、解除の権限を市町村に移譲することや解除要件の緩和について、森林法の改正も働きかけること。

#### 《措置状況》【環境農政局】

「市町村森林整備計画」に基づき町村が実施する事業への財政支援については、国へ要望してまいります。

神奈川県の保安林は、受益範囲が市町村区域を越える広域性を有した水源かん養保安林などが大半を占めています。このような保安林は市町村の境界を越えて影響を与えるため、その指定・解除事務には専門的な視点が必要となり、さらに、その機能を維持するためには、県が行う治山事業を計画的かつ機動的に行うことが必須であります。

以上のことから、現時点で、保安林の指定等の権限を市町村へ移譲することは困難と考えております。また、保安林が持つ災害の防備や生活環境保全等の機能を維持するためには、現在の要件が必要であると認識しており、新たな解除要件の緩和を国に働きかけることは考えておりません。

---

#### ＜要望事項＞

##### エ 水源林管理道の作業路開設に伴う補助制度の見直し

適切な森林管理を推進する上で、県が実施する協力協約推進事業における水源林管理道の作業路開設について、全県統一した標準単価による補助のみでなく、急峻な山地状況、作業路の耐久性等を考慮した現地の整備事情に見合う補助制度とすること。

#### 《措置状況》【環境農政局】

作業路の整備については、協力協約締結地の木材搬出、森林整備に伴う資機材の搬出入等に利用される一時的施設として位置付け、簡易な構造により整備を実施しており、作り方も様々なことから、煩雑な設計によらず簡便に積算できるよう全県統一した標準単価により補助を行っております。

作業道の整備については、協力協約締結地の森林整備、木材の搬出をより効率的かつ広範囲に行う上で重要な施設として位置付け、経費については定められた基準の範囲内で実行経費に対する補助が可能となっておりますので、積極的な活用をお願いしたいと考えております。

---

#### ＜要望事項＞

##### オ 森林木材利用の推進

地球温暖化の防止等に貢献する木材利用の推進に関し、利用計画を策定し、必要な措置を講ずるよう国に強く求めるとともに、県として一層の努力をすること。

#### 《措置状況》【環境農政局】

県では「公共建築物木材利用促進法」に基づき、平成23年12月に木材利用に関する県の指針を改正し、県内の公共建築物への木造化・木質化を促進し、県産木材の有効活用に努めていくこととし

ております。

今後は、市町村においても公共施設の木造・木質化を促進するための方針等を策定していただくとともに、県産木材の利用を一層促進させるため、国に対して必要な支援を講ずるよう働きかけてまいります。

また、県産木材利用の目標を設定した現行の「神奈川県林業・木材産業構造改革プログラム」について、市町村や関係機関等の意見を取り入れながら、平成24年度に改定を行っております。

---

#### ＜要望事項＞

##### 力 水源環境負担軽減の取組の強化

かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画では、水源環境負荷軽減への取組として、県内ダム集水域における公共下水道及び合併処理浄化槽の整備促進が事業化されており、水源環境の負荷軽減には、ダム集水域だけでなく、水源林地域を含めた一体の対策を講ずることにより、その効果を一層発揮するものである。

については、次期計画の策定に当たっては、公共下水道及び合併処理浄化槽整備の対象地域がダム集水域のみとなっている水源環境保全・再生市町村交付金について、水源林地域への対象の拡大を確実に実現すること。

#### 《措置状況》【環境農政局】

「第2期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」の生活排水対策については、ダム集水域が、他の地域に比べて対策が遅れており、また、水がめであるダム湖への生活排水の流入を抑制し、富栄養化状態の改善を図ることが、喫緊の課題であることから、引き続き対象地域をダム集水域に限定することといたしました。

ダムの下流地域における生活排水対策については、これまで当該計画とは別に、下水道整備事業や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換事業により、対応してまいりました。

また、河川・水路における自然浄化対策（以下、「河川整備事業」という。）において、第1期5か年計画の課題として、水質改善効果の予測が十分でなかったこと、また、整備を行っても生活排水の流入が原因で整備効果が発揮できないケースがあったことから、「第2期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」では、市町村に水質改善効果の予測とそれに見合う適正な事業規模としていただくとともに、河川整備事業に影響を及ぼす生活排水対策（合併処理浄化槽への転換促進）についても河川整備事業に盛り込んでおります。

御要望の件については、施策の点検・評価の役割を担っている県民会議をはじめ、市町村、県議会、県民の皆さんの御意見を伺いながら、より水源環境の保全・再生を図る観点から検討してまいります。

---

#### ＜要望事項＞

##### (4) 農業の振興策

農業者に対し、農業者戸別所得補償制度に代わり経営所得安定対策が推進されているが、経営面積の小さい本県の農業経営の実態や地域の振興に即した独自展開が求められている。そのため、野菜や果実などの畑作を中心とした小規模複合経営である都市農業の経営の安定化も図られる制度を創設するよう国に引き続き要望すること。

#### 《措置状況》【環境農政局】

野菜等の経営所得の安定化を図るため、「平成26年度 国の施策・制度・予算に関する提案」のなかで、「野菜や果実、酪農などを中心とした小規模複合経営である都市農業の経営の安定化も図られる制度とすること」として、経営所得安定対策事業の拡充について、国に要望しております。

---

## ＜要望事項＞

### (5) 有害鳥獣対策の強化充実について

有害鳥獣対策については、町村においても有害鳥獣捕獲の実施、獵区設定等を積極的に実施しているが、野猿、鹿、イノシシ等による農作物への被害は一向に減っておらず、個体数も増加している。については、現在の施策の効果をよく見極め、野猿、鹿の個体数の適正管理対策や現行の補助事業の強化など、地域の実情に合った総合的かつ実効性のある対策を講ずるため、次の事項を実現すること。

ア 広域的に移動する野猿、シカ、ツキノワグマ、イノシシ等の対策については、町村単独での実施は非常に困難であり、近隣市町村との協同・調整が必要不可欠であるので、次の広域的な体制を早期に確立すること。

#### (ア) 広域的な被害防止対策と人身被害防止対策の推進

## 《措置状況》【環境農政局】

有害鳥獣対策は、被害が発生している地域の実情に応じて、個体数調整と追払いや防護柵の設置、誘引要因の除去などを適切に組み合わせて、総合的に実施することが必要であり、地域関係者などによる主体的な取組みがあつてこそ効果的な対策が可能となることから、市町村が実施する鳥獣被害対策事業に対して支援してまいりましたが、平成26年度からは地域への技術的支援を行う鳥獣被害防除対策専門員の勤務形態を県の委嘱から県の非常勤職員とし、勤務日数を増やすとともに、横須賀三浦地域への新たな配置、人材育成を目的とした研修の実施などにより、被害対策の強化を図ってまいります。

鳥獣被害対策については、地域が主体となって取り組める環境づくりを目指して、県では平成26年度から3年間集中的に取組むこととし、市町村事業推進交付金に移行する鳥獣保護管理対策事業費補助金については、厳しい財政状況の中、個体数調整、防除対策、集落環境整備及び地域人材の育成を図るため、増額いたしました。

また、県の環境部門と農政部門で構成する鳥獣被害対策支援チームによる鳥獣被害対策や栽培指導など総合的な支援を行うことにより、地域自らが継続的、計画的に鳥獣対策を推進する仕組みづくりの支援を行っております。

さらに、出没時に迅速な対応を行うために、市町村と調整を図りながら「神奈川県人里でのツキノワグマ出没時の対応マニュアル」を平成25年度に改定し、人身被害防止を最優先する観点から対策を強化いたしました。

---

## ＜要望事項＞

### (イ) 広域的な駆除体制の確立と駆除事務の迅速化

## 《措置状況》【環境農政局】

有害鳥獣被害対策の実施について、近隣の市町村間の連携を図るため、各地域県政総合センター単位で、県、市町村、農業団体などで構成する地域鳥獣対策協議会を設置し、関係者の連携による広域的な被害防止対策や捕獲体制などについて議論・検討してまいります。

また、県が捕獲許可権限を有するシカ、サル等について、捕獲許可の申請があった時には、速やかな審査に努めてまいります。

---

＜要望事項＞

(イ) 捕獲後の野猿等に関する広域体制の確立

《措置状況》【環境農政局】

捕獲された個体処分の経費を含めて市町村に対して助成を行うとともに、鳥獣被害防除対策専門員による個体識別などの技術的支援を行ってまいります。

---

＜要望事項＞

(イ) 有害鳥獣が人里や人家に近づかないようにする新たな忌避効果の実証研究とそれに関する国への働きかけをするとともに、野猿、シカ、ツキノワグマ、イノシシ等の有害鳥獣による被害に対処するために、町村が支出をしている当該経費について、県補助金の充足率が低く、町村の負担が増えていることから、予算の確保、補助率の嵩上げ、さらなる財政支援。

《措置状況》【環境農政局】

忌避剤の研究、検証については、国等において行われておりますので、それらの情報収集・提供に努めてまいります。

また、市町村が行う被害対策事業に対する財政支援については、県補助金の一般的な補助率が事業費の3分の1以内であるのに対し、補助率を事業費の2分の1以内としており、平成26年度から市町村事業推進交付金に移行するに当たっても2分の1の交付率を確保するとともに、厳しい財政状況の中、個体数調整、防除対策、集落環境整備及び地域人材の育成を図るため、増額いたしました。

---

＜要望事項＞

イ 野生動物の生息環境を整備するため、県有林の天然林（広葉樹）施業を積極的に推進すること。

《措置状況》【環境農政局】

県営林における広葉樹林の保育は、必要最小限とすることを原則とし、林冠が閉鎖して下層植生が劣化し土壌の流出などの恐れがある場合に、受光伐や土壌保全工の設置等を行うこととしております。

なお、県営林では、生物多様性の保全、森林生態系の健全性と活力の維持、土壌と水資源の保全などに配慮しながら木材資源の循環利用を図ることとし、森林の立地条件、自然条件に応じた目標林型を定めて森林施業を進めておりますが、この中で、人工林の混交林施業や巨木林施業については、シカを含めた多様な野生生物の生息環境整備に資するものと考えております。

---

＜要望事項＞

ウ 町村が行う有害獣防護柵整備事業及び小規模農地の被害対策事業の補助金の予算確保及び支援の拡充。

《措置状況》【環境農政局】

有害獣防護柵整備事業及び小規模農地の被害対策事業については、現在、鳥獣保護管理対策事業費補助金で対応しております。

平成26年度から市町村事業推進交付金に移行するに当たっても交付対象としており、引き続き支援に努めてまいります。

平成26年度予算につきましては、厳しい財政状況の中、個体数調整、防除対策、集落環境整備及び地域人材の育成を図るため、増額いたしました。

---

#### ＜要望事項＞

エ 有害鳥獣の被害に対する効果的な予算措置の実施。特に鳥獣保護管理対策事業補助制度の充実強化と要望額通りの確実な補助金交付。さらに、農作物に対する農業災害補償制度の対象範囲拡大を国に働きかけること。

#### 《措置状況》【環境農政局】

市町村が行う被害対策事業に対する財政支援については、県補助金の一般的な補助率が事業費の3分の1以内であるのに対し、補助率を事業費の2分の1以内としており、平成26年度から市町村事業推進交付金に移行するに当たっても2分の1の交付率を確保するとともに、厳しい財政状況の中、個体数調整、防除対策、集落環境整備及び地域人材の育成を図るため、増額いたしました。

そして、現行の農業災害補償制度の対象範囲の拡大については、全国的な共済需要の有無、引受（加入申込）及び損害評価方法等の保険設計上の問題点の解明が必要であり、困難であると国から聞いております。

なお、県において未実施の共済の対象品目について、作物の生産及び被害状況を把握し、保険母集団が確保できる農家ニーズが確認された場合は、共済の対象品目として追加するよう、神奈川県農業共済組合に働きかけております。

---

#### ＜要望事項＞

オ 鹿の将来的な捕獲頭数が減少すると見込まれているが、将来的な計画等を策定したいと考えていることから、生態調査の再調査を実施すること。

#### 《措置状況》【環境農政局】

第3次神奈川県ニホンジカ保護管理計画に基づき、生息密度調査等のモニタリングを計画的に実施してまいります。

---

#### ＜要望事項＞

カ 捕獲した鳥獣の処分等に係る補助制度を創出すること、また、処分方法を統一すること。  
さらに、食肉処理マニュアルの策定も検討すること。

#### 《措置状況》【環境農政局・保健福祉局】

捕獲した鳥獣の処分費も含め、現在、鳥獣保護管理対策事業費補助金で対応しております。平成26年度から市町村事業推進交付金に移行するに当たっても交付対象としており、引き続き支援に努めてまいります。

また、捕獲個体を致死させる場合は、動物の福祉に配慮し、できる限り苦痛を与えない方法によるものとしております。

平成24年に開催された「丹沢ジビエ研究会」において、食肉処理マニュアルは、営業者が、使用する施設に合わせて作成する食品の取扱いに係る衛生上の管理運営に関する要領であることについて、御説明いたしました。今後、施設の所在地や処理する鳥獣の種類、規模、加工する製品概要等、具体的な内容が明らかとなった時点で、その施設の所在地を所管する保健福祉事務所が、マニュアル作成に当たっての相談等に対応してまいります。

---

## ＜要望事項＞

### (6) 外来生物被害対策に対する支援について

ア アライグマ、タイワニリスなどの外来生物による生活や農業、生態系にまでわたった被害が深刻化している。これらの外来生物の駆除について、県は町村に対して財政支援を含め、積極的に推進すること。また、外来生物による被害を防除するため、次の事項について実現すること。

(ア) 特定外来生物であるタイワニリスは、生きたままの運搬が禁止されているため、防除実施計画をもたない町村では捕獲などの対策の障害となる。また、ニホンリスとの競争も懸念されるため、早急に県全域を対象とした防除実施計画を策定し、対策を講ずること。

## 《措置状況》【環境農政局】

タイワニリスについては、これまで、被害が発生しているエリアが横須賀三浦地域に集中しているため、各市町で全頭捕獲に向けて捕獲等が円滑かつ計画的に進められるよう、市町の防除実施計画の策定と捕獲事業を支援してまいりました。

平成25年度は、加害鳥獣の生態に関する知識の修得や捕獲技術の向上を目指して、大学の研究機関の専門家等による「外来生物対策講習会」を県内各地で開催いたしました。

平成26年度からは、技術的支援を行う鳥獣被害防除対策専門員を横須賀三浦地域に新たに配置し、対策の強化に努めてまいります。

タイワニリスによる被害は、依然として発生しており、これからも、横須賀三浦地域県政総合センターが事務局を務める横須賀三浦地域鳥獣対策協議会などが、防除計画に沿って進める半島全体の計画的で効果的な防除・一斉捕獲を促進してまいります。

---

## ＜要望事項＞

(イ) 県が所管する公園や緑地も、多くのタイワニリスやアライグマの生息地となっている可能性がある。このため市町村等の実施する捕獲時期にあわせて、これらの場所での捕獲を実施すること。

## 《措置状況》【環境農政局】

特定外来生物についても、他の鳥獣被害対策と同様、被害が発生している地域の市町村が、鳥獣の種類、被害地域の実情に応じた対策を講ずることが効果的であると考えられることから、県は、市町村が当該行政区域内で行う鳥獣被害対策に対して財政的、技術的支援を行っておりますので、県が所管する公園や緑地において、市町村が捕獲を実施する際には、公園等の管理者と調整を図るなど捕獲が円滑に実施できるよう支援を行ってまいります。

---

## ＜要望事項＞

(ウ) 外来生物の被害は市町村規模に関わらず発生するため、補助金は一律の割合ではなく、被害状況や防除の取組によって上乗せし、町村要望額分の補助金の確保を図ること。

## 《措置状況》【環境農政局】

市町村が行う被害対策事業に対する財政支援については、現在、鳥獣保護管理対策事業費補助金で対応しております。

平成26年度から市町村事業推進交付金に移行するに当たっても交付対象としており、引き続き支

援に努めてまいります。

平成26年度予算につきましては、厳しい財政状況の中、個体数調整、防除対策、集落環境整備及び地域人材の育成を図るため、増額いたしました。

---

#### ＜要望事項＞

イ 動物福祉や、感染症拡散予防の観点から、捕獲個体の殺処分は安樂殺が望ましいが、そのためには一定の施設や獣医師の協力が必要である。また、焼却炉の規模によっては殺処分後の死体の焼却もできないため、これらの処分を業者委託している市町村が多い。委託料削減のためにも、受け入れ先の確保や受け入れ体制の整備をすること。

#### 《措置状況》【環境農政局】

捕獲した鳥獣の処分費も含め、現在、鳥獣保護管理対策事業費補助金で対応しております。平成26年度から市町村事業推進交付金に移行するに当たっても交付対象としており、引き続き支援に努めてまいります。

---

#### ＜要望事項＞

##### (7) ヤマビル駆除対策の強化について

丹沢大山地域の農村では、登山道や農耕地等で数多くのヤマビルが発生し、農林業従事者や観光客、登山者などが多く吸血被害を受けている。また、近年では民家の庭先でも生息が確認され、年々生息域は広域的に拡大しており、人的被害も増加し、現在では市町村単独の問題ではすまなくなっている。

これまでの研究内容や各助成制度を踏まえて、現段階で実施可能な効率的で効果的な対処方法について、市町村とともに継続的に取り組むよう次の事項について実現すること。

ア ヤマビルの駆除、防除対策の更なる研究と生息分布調査研究や忌避、殺ヒル薬剤の効果調査研究などの情報提供、町村が実施するヤマビル被害防除対策事業に対する県の財政的支援の継続・拡大を図られたい。

#### 《措置状況》【環境農政局】

ヤマビルの駆除対策については、平成19・20年度の2年間にわたり県試験研究機関等が行った共同研究の成果を踏まえて、吸血被害を防ぐ方法をはじめとした被害対策について普及啓発に努めるとともに、市町村の重点対策計画に基づき、草刈りなどの環境整備活動を行う地域の取組みなどを支援しており、今後も、市町村からの要望を踏まえ、財政支援に努めてまいります。

---

#### ＜要望事項＞

イ ヤマビルの生息域の拡大要因の一つに、ニホンジカの生息数の広域・拡大が上げられている。ことに農作物への被害が大きく、鹿を侵入させない防護策の設置や、ヤマビル被害撲滅に向けた活動に対する補助事業を拡充されたい。

ことにヤマビルの生息域が拡大し、住宅地域や観光客にまで被害が及んでいる状況であり、抜本的なヤマビル撲滅に向けた駆除対策等を早急に県として講じること。

#### 《措置状況》【環境農政局】

ヤマビルを運ぶシカの侵入防止を目的とする防護柵の設置については、現在、鳥獣保護管理対策事業費補助金で対応しております。

平成26年度から市町村事業推進交付金に移行するに当たっても交付対象としており、引き続き支

援に努めてまいります。

また、ヤマビルの駆除対策については、平成19・20年度の2年間にわたり県試験研究機関等が行った共同研究の成果を踏まえて、吸血被害を防ぐ方法をはじめとした被害対策について普及啓発に努めるとともに、市町村の重点対策計画に基づき草刈りなどの環境整備活動を行う地域の取組みなどを支援しており、今後も、市町村からの要望を踏まえ、財政支援に努めてまいります。

## 6 観光の振興

### ＜要望事項＞

#### (1) 自然歩道等の環境整備の促進観光施策の推進

近年の健康志向の高まりの中で、高齢者をはじめとするハイカーの多数が豊かな自然環境を求めて森林とふれあっているが、幅広い年令層に対応できる安全で快適な自然歩道等について引き続き着実な整備を進めることを要望する。

### 《措置状況》【環境農政局】

自然公園歩道や長距離自然歩道は、利用者の安全と利便の確保及び自然環境保全の両面から検討し、優先度の高いものから整備を進めております。家族連れに人気が高いなどといった利用形態や現地の状況等を総合的に判断して施設整備内容を決定しており、今後も計画的な管理、整備に努めてまいります。

### ＜要望事項＞

#### (2) 県内の観光の推進について

県では、平成24年3月に策定された「かながわグランドデザイン実施計画」のプロジェクトの柱の1つとして「人を引き付ける魅力ある地域づくり」を掲げている中、県内市町村においても観光施策の推進を図っているところである。

神奈川県の魅力を高め、県全体を観光地とした快適な観光環境を提供するため、観光産業における人材育成などのソフト面や観光施設・情報通信環境などのハード面整備など具体的な支援や協力体制などを要望する。

### 《措置状況》【政策局・産業労働局】

県では、横浜・鎌倉・箱根に次ぐ第4の国際観光地を創出するため、企業や市町村、NPOなどから、構想やプロジェクトを募集し、県が認定を行う「新たな観光の核づくり認定事業」を実施しているところであります。

今後、「新たな観光の核づくり構想」として県が認定した3地域（城ヶ島・三崎地域、大山地域、大磯地域）における企業や市町、地元住民の取組みを支援し、海外にも強力に発信できる魅力的で新たな観光の核づくりを進めてまいります。

観光産業における人材育成などのソフト面については、県内に立地する大学との連携による移動観光大学を県内3箇所で開催し、地域の観光振興に関する課題解決や観光人材の育成に取り組んでおります。

また、観光施設・情報通信環境などのハード面の整備については、市町村に対して「神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金」により、観光関連施設の整備に対し、財政支援を行っております。

さらに、民間事業者に対しては、観光振興に関わる民間事業者、団体等からなる「観光立県かながわ推進連絡会議」などにおいて、観光動向や観光ニーズに基づいた多言語の案内板や情報通信環境の整備の必要性を周知することなどを通じて、取組みを促進しております。

#### ＜要望事項＞

##### (3) 観光地における身体障がい者用公衆用トイレの整備について

県西 2 市 8 町と静岡県熱海市の行政と観光関連事業者・団体が連携して滞在型の観光地づくりを目指す「箱根・湯河原・熱海・あしがら観光圏」を立ち上げ、平成22年4月28日、観光圏整備法により国に認定された。

今後、国の補助をはじめとする各種支援制度を活用し、観光客の一層の誘致、宿泊滞在・回遊の促進に向けた広域誘客事業の推進が期待されている。

その中で、近年、障がい者の社会参加が増加し、多くの方が障がいを抱えながらも旅行を楽しんでいる。そこで、県施設においても、身体障がい者が安心・清潔に使用できるオストメイトに対応する洗浄装置の設置を要望する。

また、併せて町が同様の施設整備を図る場合には、財政支援を行うことを要望する。

#### 《措置状況》【政策局・保健福祉局】

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の整備基準では、公共的施設にトイレを設置又は改修する場合には、障害者をはじめ、誰もが利用しやすい「みんなのトイレ」を整備することとしており、同トイレ内にはオストメイト対応の洗浄装置を設けることとしておりますので、県有施設においても同装置の設置を行うなど、条例の適正な運用に努めてまいります。

また、町が行う身体障がい者用公衆用トイレの整備費用に対しては、神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金のバリアフリー対策事業の要件に該当する場合には、補助対象となります。

#### ＜要望事項＞

##### (4) 御殿場線 IC カード導入について観光施策の推進

富士山が25年6月に世界遺産に登録された。県内からの富士登山は東名道に限らず、JR東海・御殿場線を利用される方が増え、観光振興が図れるものと期待されている。

しかし、鉄道乗車時に多く使用されている IC カードが、御殿場・国府津駅間で利用できず、観光客だけでなく、日常生活で利用する方にとっても、不便さを強いられている。

富士山の世界文化遺産登録を契機に、観光振興を図る観点から、また生活関連利用者の利便向上を図るため、神奈川県生活交通ネットワーク計画協議会など、県関係団体とともに「IC乗車券改札機」を早期に設置するようJR東海に要望する。

#### 《措置状況》【県土整備局】

県や県内全市町村等で組織する「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」を通じて、御殿場線の御殿場駅より東の駅に、IC乗車券改札機の設置等を鉄道事業者や国等に対して働きかけております。

また、このことは広域的な課題であるため、近隣の各県とも連携した、働きかけについて検討してまいります。

## 7 福祉施策の充実

#### ＜要望事項＞

##### (1) 安心して出産・子育てのできる環境の整備

保育所及び放課後児童クラブの新設や運営費に対する補助については、財源不足などを理由として短期間に限定することや、執行率抑制等の措置をすることなく、待機児童が未だ多い現状を勘案し、安定した制度とすることを要望する。

さらに、出産後の雇用の確保や保育環境の充実など、安心して出産・子育てができる環境を

整備することを要望する。

#### 《措置状況》【県民局・産業労働局】

民間保育所運営費補助金は、基本的に奨励補助であり、平成22年度以降、安心こども基金の活用による保育所整備が進められ、補助対象保育所数及び入所児童数が大幅に増加したこと等により、交付申請額が予算額を大幅に上回り、予算の範囲内で交付決定を行っております。

放課後児童健全育成事業等補助金も同様に奨励補助であり、補助対象クラブ数及び児童数が年々増加する中、交付申請額が予算確保額を大幅に上回り、予算の範囲内で交付決定を行っております。

県財政は引き続き厳しい状況にございますが、放課後児童健全育成事業等補助金については、平成26年度当初予算において、所要額を確保いたしました。

なお、民間保育所運営費補助金については、国の「社会保障と税の一体改革」の議論の動向を見定めた上で、見直しを検討することとしております。

さらに、出産後の雇用の確保については、育児・介護休業法で事業主に対し、育児休業などの申し出や取得を理由とした解雇などの不利益な取扱いを禁止しております。

県では、育児・介護休業法の概要が記載されたリーフレットなどを県内中小企業等に配布しているほか、労働センターの職員が県内の中小企業を訪問して労働関係の各種法令や制度について助言指導する中においても、育児・介護休業法の周知に努めております。

また、ワーク・ライフ・バランスの取組みの導入や見直しを検討している中小企業を対象に、専門のアドバイザーを派遣して、企業における仕事と育児等との両立を支援しております。

さらに、平成24年度から、職業紹介機能を持つ国の機関と連携して、女性の就業支援に向けた一体的な取組みを進めており、子育て中の女性にとって利便性の高い「マザーズハローワーク横浜」において、女性のための労働相談を開始したことに加え、平成25年4月からはキャリアカウンセリングを開始し、女性の就業支援の強化に努めております。

---

#### ＜要望事項＞

##### (2) 民生委員及び主任児童委員の選任における年齢要件の緩和について

国が定めた基準に基づき、県から示されている民生委員及び主任児童委員の選任における年齢要件は、民生委員は、新任時70歳、再任時75歳未満、主任児童委員は、新任時55歳、再任時62歳未満となっている。

この年齢要件は、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能とされているが、高齢化の進んだ町村においては、現状の年齢要件では、候補者の選任が極めて困難であり、地域によっては、民生委員が欠員となることも懸念される。

このため、昨今の社会状況を踏まえ、民生委員及び主任児童委員の年齢要件の引き上げについて国へ働きかけるよう要望する。

#### 《措置状況》【保健福祉局】

民生委員・主任児童委員の選任要件については、国の技術的助言である「民生委員・児童委員選任要領」等を参照し、県で基準を定めており、審議会の御意見を伺いながら弾力的な運用を図っております。

しかしながら、平成25年度の一斉改選時において、大幅に欠員が生じており、県では、民生委員の委嘱が困難になっている状況を踏まえ、年齢要件の見直しを含め、活動しやすい環境づくりに向けて検討を進めているところであります。

---

#### ＜要望事項＞

##### (3) 「子ども・子育て支援新制度」について

子ども・子育て支援新制度については、平成25年4月に国に子ども・子育て会議が設置され、

平成27年4月の本格施行に向け準備がスタートしている。しかし、実施主体である市町村では、厳しい財政状況と定員削減の中で、新制度移行に向けた取り組みは大きな負担であり、大変苦慮している。子ども・子育てを取り巻く課題は、低年齢児の待機児童対策や公立保育所耐震化のための施設整備など、地域によりさまざまであり、各市町村の裁量で弾力的に活用することが可能な国庫補助制度等の創設について、国に働きかけるよう要望する。

また、低年齢児の待機児童対策を進めるためには、保育士の確保が大きな課題の一つであるが、地域の実情に応じた保育士確保を推進するためには、公立保育園保育士の人事費等に対して補助を実施するなど、柔軟な国の支援体制の確立を要望する。

#### 《措置状況》【県民局】

子ども・子育て支援新制度の導入に向け、第63回九都県市首脳会議でも「財源の使途にかかる柔軟な仕組みの創設」を要望いたしました。また、平成25年7月には、全国知事会において、地域の実情にあった総合的な対策を推進するために、「少子化危機突破基金の創設」を要望しており、平成25年12月12日の閣議決定により、平成25年度補正予算に「地域における少子化対策の強化」のための交付金が盛り込まれたところであります。

---

#### ＜要望事項＞

##### (4) 児童福祉の充実

児童手当法の改正に当たっては、国と地方の協議の場を通して、国と地方の負担割合について合意に至ったが、扶養控除の廃止によって子育て世帯の負担が増加する場合もあり、持続可能な制度となるよう、今後、さらなる改善を図るよう、国に働きかけるとともに、県においても次の事項の具現化を図るようを要望する。

ア 多様化する児童相談業務は、専門的な知識と経験を要するとともに、最近では深刻な内容のケースが多く、迅速かつ適切な対応が重要となっているが、複数業務を担当している町村職員には個別ケースに長時間をかけて関わることが困難である。児童福祉司等の専門職の確保が不可欠であることから、県からの専門職員を派遣すること。

また、相談体制の整備として、専用相談室、専用の電話回線及び児童福祉司等の資格を持つ専門の相談スタッフの確保など町村の財政状況では大変厳しいものがあるので、新たな補助制度の創設などの財政的支援をすること。

#### 《措置状況》【県民局】

児童家庭相談体制の整備は、市町村の責務であることから、県による専門職員の派遣や新たな補助制度の創設は困難ですが、引き続き、児童相談所の児童福祉司等による同行訪問や同席面接、ケース検討会議への参加、研修会の実施など、実情に合わせた支援を行ってまいります。

また、急増する児童虐待相談への対応のため、専門職員の配置等、市町村の児童家庭相談体制の整備に係る財政支援について、国へ要望しております。

---

#### ＜要望事項＞

イ 県の単独補助である民間保育所運営費補助金については、平成21年度より開所時間加算や障害児保育加算等が段階的に廃止されるとともに、平成22年度及び23年度は県の財政状況を理由に補助金の単価の減額、さらに満額交付されず、市町村が一般財源で補填している状況である。

県では、社会保障と税の一体改革の議論の動向を見定めた上で見直しを検討していくとしているが、保育の質の向上と待機児童対策の観点から、今後補助金の削減は行わず、現行の交付要綱の水準を堅持すること。

## 【措置状況】【県民局】

民間保育所運営費補助金及び保育対策等促進事業費補助金は、基本的に奨励補助であり、平成22年度以降、安心こども基金の活用による保育所整備が進められ、補助対象保育所数及び入所児童数が大幅に増加したこと等により、交付申請額が予算額を大きく上回り、予算の範囲内で交付しております。

県財政が一層ひっ迫し、奨励補助については厳しい環境となっておりますが、予算の確保に努力してまいります。

なお、民間保育所運営費補助金については、国の「社会保障と税の一体改革」の議論の動向を見定めた上で、見直しを検討することとしております。

---

### 【要望事項】

ウ 放課後児童健全育成事業では、国が算出した経費の1／2を補助単価（残りは保護者負担）として、国、県、市町村がそれぞれ1／3ずつ負担することとしている。県も同様に交付要綱を定め、市町村に対し、国・県分にあたる2／3の補助金を交付することとしているが、県の予算の範囲内としているため、平成23年度では、補助金対象額の約80%の交付額となった。国と県の不足額を市町村が一般財源で負担することは、財政上非常に厳しい状況であることから、県は適正な予算計上をすること。

また、国の補助基準では、児童数が10人未満の放課後児童クラブは補助対象外となっており、年間開所日数が250日未満のクラブについては児童数が20人以上とされ、特例分として対象としているところだが、地域の状況を踏まえ、制限を廃止し、少人数クラブでも対象となるよう、また250日未満開所のクラブを特例でなく恒久的に対象とするよう、国に働きかけること。

## 【措置状況】【県民局】

放課後児童健全育成事業等補助金は、奨励補助のため予算の範囲内の交付となります。国庫補助制度に基づき、県費予算の確保が市町村への交付額に影響してくるため、予算の確保に努めているところであります。

しかしながら、補助対象クラブ数及び児童数が年々増加する中、近年、交付申請額が予算確保額を大幅に上回り、予算の範囲内で交付決定を行っております。

県財政は引き続き厳しい状況にございますが、平成26年度当初予算においては、所要額を確保しました。

また、国庫補助制度では、利用児童数が10人以上であることが要件となっているため、「全国主要都道府県民生主管部(局)長連絡協議会」による国への要望において、「10人未満のクラブに対する補助制度を創設すること。」を要望しております。

なお、年間開設日数や年間平均児童数が国庫補助要件を満たさない市町村が単独事業として実施する小規模な放課後児童クラブについては、「特別交付税に関する省令」（昭和51年自治省令第35号）付則第5条第7項の規定により、特別交付税の算定対象となっているところであります。

---

### 【要望事項】

#### (5) 介護保険制度の充実

ア 介護保険料について、保険者の責に帰さない事由により高額な保険料となる場合は、実態に即した適切な措置を講ずるとともに、介護保険料の上乗せ賦課に伴う、国民健康保険料の収納率低下により生じる歳入欠陥については、適切な措置を講ずること。

さらに、地域包括支援センターが行う介護予防支援業務については、報酬額を業務の実態に見合う額に見直すとともに、専門職員配置等の人的支援を行うなど、地域の実情を考慮し

た制度とすることを要望する。

#### 《措置状況》【保健福祉局】

介護保険料について、低所得者の生活の実情を踏まえた負担軽減を図り、必要な財源措置を講じるよう国に提案しております。

また、介護予防支援業務については、その報酬額を業務に見合った額とすることや、居宅介護支援事業所の規模や能力に応じて地域包括支援センターから受託できる件数を弾力化するなど、業務の実態を考慮した制度とするよう国へ提案しております。

---

#### ＜要望事項＞

イ 保険給付費の国庫負担分は、25%のうち5%を調整交付金として配分されることになっているが、市町村間で交付率に格差があり、第1号被保険者に負担を強いることになる。保険者の財政がより安定的に運営されるよう、調整交付金の交付率に格差を設けないように、国へ働きかけを要望する。

#### 《措置状況》【保健福祉局】

介護給付費財政調整交付金については、各市町村の保険料の格差を是正するため、全国平均で5%相当となるよう配分されておりますが、5%を下回る市町村においては、その不足分を第1号被保険者の保険料に転嫁する仕組みとなっていることから、介護給付費財政調整交付金を別枠として措置するよう国に提案しております。

---

#### ＜要望事項＞

ウ 低所得者に対する介護保険の保険料、利用料の軽減措置は、依然として、不均衡が生じていることから、統一的で公平な運営を図るため、法制度として明確な位置づけをし、必要十分な財源支援措置を講じるよう国へ働きかけを要望する。

#### 《措置状況》【保健福祉局】

介護保険における低所得者対策については、財源措置も含め、介護保険の保険料と利用料について、低所得者の生活の実情を踏まえた負担軽減を行うよう国へ提案しております。

---

#### ＜要望事項＞

エ 介護保険法においては、施設介護よりも在宅介護を重視しているが、在宅介護については、家族等の介護なしには成立しないにもかかわらず、制度上家族介護に対する支援が不十分なことから、施設介護を希望する方が増加する傾向にある。

また、特別養護老人ホームにつきましては、実態的には不足している現況にあり、家族介護の積極的な促進が必要不可欠な状況にある。このことから、地域支援事業（任意事業）に、家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的とした家族介護継続支援事業が位置付けられており、介護家族等に対する慰労制度を一層充実するよう国へ働きかけを要望する。

#### 《措置状況》【保健福祉局】

介護する家族等に対する慰労制度については、地域支援事業の任意事業として家族介護継続支援事業が位置付けられているところでありますが、各市町村がそれぞれの地域の実情や必要に応じて実施すべきものであることから、当該事業の活用が望まれます。

#### ＜要望事項＞

オ 介護報酬は、介護サービス事業者の経営状況、保険財政の状況、経済動向の状況などにより決まる認識しているが、既存の事業者などからその引上げの要望が寄せられている。また、介護報酬の地域区分の見直しにあたっては、地域ごとにサービスに格差が生じないよう、地域の実情に十分に配慮するよう国に働きかけを要望する。

#### 《措置状況》【保健福祉局】

介護報酬については、施設や事業所の運営の実態を踏まえ、安定的に、質の高いサービスを提供できる内容に見直すよう、国に提案しております。

また、地域区分についても、地域の実情に即したものとなるため必要な見直しを行うよう国に提案しております。

#### ＜要望事項＞

カ 介護従事者の処遇改善について、利用者の負担増とサービス利用制限を招くことのないよう、恒久的な処遇改善策を講じること。その際、急激な保険料の上昇と自治体の負担増を招かないよう、国が財政責任を果たすよう引き続き国に働きかけを要望する。

第5期事業計画においても、報酬改定等により保険料の上昇に影響が出ないよう措置を講ずるとともに、事業者に対して交付される介護職員処遇改善交付金の充実を図るとともに処遇改善交付金の使われ方について事後調査を徹底するよう引き続き国に働きかけを要望する。

#### 《措置状況》【保健福祉局】

介護職員の処遇改善については、平成24年4月から、従前の介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬へ円滑に移行するため、経過的な取り扱いとして、介護職員処遇改善加算が創設されたところですが、処遇改善の一層の充実を図るよう、引き続き国へ提案しております。

また、第5期介護保険事業計画期間における保険料の上昇を抑制するため、平成24年度に、介護保険財政安定化基金の一部を取り崩し、そのうち3分の1の額を市町村に交付しました。

#### ＜要望事項＞

##### (6) 障害者福祉施策の充実

ア 重度障害者医療費助成制度については、今後の医療保険制度改革や、重度障害者数の増加傾向を考えると、制度を将来にわたって安定的かつ継続的に維持、運営していくことが困難となっている。

このため、県と市町村の部会で制度の見直しについて検討を行っているが、市町村の財政事情を考慮のうえ、現状の補助率1／2を維持することを要望する。

また、現在の県重度障害者医療費助成制度の補助要綱を見直し、65歳以上新規認定者、所得制限、一部負担金に関する部分を補助対象とすることを要望する。

さらに、重度障害児者の福祉の向上を図るため、身体・知的・精神の3障がいの制度格差が生じないよう、国の制度として、身体・知的・精神の重度障害者等への医療費助成に対する統一的な公費負担制度として、重度障害児者医療費助成制度を創設するよう働きかけを要望する。

#### 《措置状況》【保健福祉局】

補助率については、市町村との話し合いを行いながら、現在に至っているものであります。なお、重度障害者医療費助成制度の実施主体は市町村であり、県の方針では、市町村が主体性を持って行

う事業に対する補助についての補助率は、原則として3分の1以内としております。

また、重度障害者医療費助成制度については、平成17年度に全市町村から、制度の将来にわたる安定的・継続的な運営を図るために、制度の抜本的な見直しを求める要望が出されたことから、県では、市町と県で構成する検討会を設置して協議するとともに、全市町村からの意見も聞きながら検討を進め、一部負担金の導入、所得制限の導入、対象者の見直しを行いました。

この制度の見直しは、市町村との議論をもとに行つたもので、制度を安定的に継続していくことは市町村共通の認識であると受け止めておりますので、見直しの趣旨を御理解くださるようお願いいたします。なお、社会保障と税の一体改革の議論の動向を見定めた上で、見直しを検討しているところでありますが、見直しによる県民、市町村への影響が大きいことから、慎重に検討をしてまいります。

県では、国の責任において、身体・知的・精神の重度障害者等への医療費助成の統一的な公費負担制度を創設するよう要望しているところであり、今後も引き続き要望してまいります。

---

#### ＜要望事項＞

イ 地域生活支援事業に係る補助金については、国庫補助率が2分の1を下回り、町村に大幅な超過負担が生じていることから町村の事業拡大に支障が出ているため、地域の実情に応じた十分な財源確保を図ることを要望する。

また、統合補助金としての趣旨を鑑み、今後も他の補助対象事業であったものが当該補助金に組み込まれる可能性があることを踏まえ、事業の上限を設けず、自立支援給付の補助率と同様となるとともに、町村が独自に個人給付している事業などを従前どおり補助対象とするよう、国に対し働きかけを要望する。

#### 《措置状況》【保健福祉局】

地域生活支援事業の国庫補助率が2分の1を下回り、市町村に大幅な超過負担が生じていることについては、本県としても大変深刻な問題と認識しており、例年、国に対して必要な財源の確保を要望しております。今後もあらゆる機会を通じて要望してまいります。

なお、国の要綱改正に関することにつきましては、機会を捉えて国に伝えてまいります。

---

#### ＜要望事項＞

ウ 障害者総合支援法が施行され、障害者及び障害児が自立した地域生活を営むことができ、必要な福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、抜本的な見直しが行われたところであるが、居宅介護をはじめ生活介護、グループホーム・ケアホームなどの提供事業者は、著しい地域格差が生じており、身近にサービスが受けられない状況にあるので、障害福祉サービスに係る社会資源の整備について、事業者への働きかけなどの特段の支援を行うことを要望する。

障害のある方が、自立した生活を送れる地域社会の実現を目指すことを目的として、平成18年度から施行された障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）は利用者負担1割が設けられ、平成19・20年度に国の緊急的・経過的な特別対策として利用者負担額の軽減策が実施され、さらに平成22年度から低所得者（市町村民税非課税）の障害者等の障害福祉サービスに係る利用者負担が無料となったことにより、市町村の財政負担の増加が見込まれる状況である。

このため、自立支援給付に伴う財政負担は引き続き市町村の財政を大きく圧迫しており、障害者に対する福祉サービスを維持することや、新たな社会福祉に関連する専門職員の養成・確保が困難となっている。については、障害者に対する基本的な生活支援サービスが県域に平等に提供されるよう、自立支援給付の現状補助率国1／2、県1／4を維持することを要望する。

さらに、現在地域生活支援事業に位置付けられている移動支援事業については、自立支援給付におくことで、義務的経費として明確な費用負担を行い、保護者からの要望の多い通学支援の充実を図ることを要望する。

#### 《措置状況》【保健福祉局】

障害福祉サービスに係る社会資源において、地域格差が生じていることは認識しておりますが、障害福祉サービスを行う事業者は、人員、設備等の指定基準を満たすことを前提として県に申請を行い、事業者指定された後、サービスを行うことができるものであり、社会資源の整備について県から事業所へ働きかけを行うことは困難であります。

自立支援給付費に係る費用負担については、その費用の4分の1を負担することになっている県においても、高い伸び率で増大しており、市町村においてその財政を圧迫していることは理解しているところであります。

県としましては、障害福祉施策において市町村に過分な負担が生じないよう、国に働きかけてまいります。

移動支援のうち、重度の視覚障害者については平成23年10月に同行援護として個別給付化されたところですが、県では、それ以外の者に係る移動支援事業も自立支援給付に位置付けるなどの確実な財源措置、さらに障害者総合支援法附則第3条第1項で必要な検討を行うこととされている移動支援のあり方について、必要な検討を早期に行うことを国に要望しております。

なお、移動支援事業のうち、通学支援事業については、市町村が事業を新たに開始する場合、障害者地域生活推進事業費補助として、事業開始初年度の経費又は拡充分の経費の2分の1を県単独で補助しております。平成26年度からは市町村事業推進交付金に移行しますが、補助対象事業や補助基準額は従前と変わりません。

---

#### ＜要望事項＞

エ 国が実施している特定求職者雇用開発助成金については助成期間が限られている（最長2年間）ことから、障害者の安定した雇用を永続的に確保するため、企業が障害者雇用を積極的に維持できる制度を整備することを要望する。

#### 《措置状況》【産業労働局】

県では、知的障害者又は精神障害者を一定数以上雇用する中小企業が、雇用した障害者の業務指導を行い、職場での相談に対応する職場指導員を設置する場合に、その費用の一部を助成しております。

また、職場定着に向けた企業内の継続的な支援体制を整備するため、社内で障害者を支援するジョブコーチの養成講座を実施しております。

平成26年度からは、障害者の身近な地域において就業支援を行う「障害者しごとサポーター」を13名から18名に増員し、就職後の障害者に対する職場定着支援を強化し、企業が安心して雇用できる環境づくりに取り組んでまいります。

---

#### ＜要望事項＞

オ 在宅の重症心身障害児は、家族（保護者）の入院及び重症心身障害児の兄弟の学校行事等に家族（保護者）が参加する際に、一時的に介護が受けられるようにすることや、介護者等の休養（レスパイト）のため短期入所を利用して在宅生活の継続を図っていくことが必要不可欠になっている。

短期入所利用者の円滑な利用が図られるよう、各重症心身障害児施設の調整を行う努力をするとともに、さらなる保護者の利用ニーズに応えるため、短期入所枠の拡大や、利用ニーズの高い時期における受け入れの拡大を要望する。

## 《措置状況》【保健福祉局】

県では、地域生活支援を目的に短期入所事業所の設置促進等に取り組んでおり、在宅重度障害者等の障害特性に応じた施設及び設備の整備に係る助成として「短期入所強化事業」を平成22年度より創設しております。

また、「障害者地域生活サポート事業」にて、医療的ケアが必要な方の地域生活支援に係る助成として「短期入所利用促進事業」を実施しております。

さらには、市町村の広域連携による支援体制整備への助成として、「障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業」も、実施しているところであります。

今後も、在宅で暮らす重症心身障害児者が安心して生活が送れるような支援策について、検討してまいります。

---

### 〈要望事項〉

力 平成25年4月から育成医療に係る自立支援医療費の支給の認定及び自立支援医療費の支給に関する事務が、県から市町村に移譲された。

当該事務について、平成25年度は、神奈川県こども医療センターにおいて意見書の判定などを行えるよう調整していただいたが、小規模な自治体では専門的な知識の確保が難しく、独自に審査体制を整備することが困難であることから、平成26年度以降についても同様の支援の継続を要望する。

## 《措置状況》【県民局】

平成25年4月から行われた育成医療権限移譲に伴う審査会設置については、複数の市町村から審査会の設置が困難である旨、御意見をいただきました。

そのため、円滑な権限移譲を図るべく、審査会設置が困難な複数の市町村から代表幹事市を決定し、県こども医療センターにて契約について調整した後、代表幹事市にて契約事務を進めていただきました。

今後につきましては、権限移譲したことから、代表幹事市にて契約事務を進めていただくよう考えております。

---

### 〈要望事項〉

#### (7) 生活保護法による級地の是正及び制度の見直しについて

生活保護における級地区分については、首都圏域に位置する本県の状況を踏まえ、実態に応じた級地区分への引上げを行うとともに、生活保護基準の引下げや国庫負担の削減については、地域の実情に即した制度の見直しを行うよう強く国へ働きかけることを要望する。

また、県企業庁水道局では、生活保護受給世帯に対し、水道料金とその消費税分を減免する制度を設けているが、保護費に含まれる光熱水費と実質的な二重給付となっていることから、公平性確保のため、この制度の廃止について検討を要望する。

## 《措置状況》【保健福祉局】

生活保護における級地区分については、地域の実情を十分勘案した見直しを行うよう、これまでも「国の政策・制度・予算に関する提案」において国に要望しております。

生活保護基準や国庫負担割合については、保護の実施責任を担う地方の立場から国と地方の役割分担のあり方も含め十分な議論が必要であると考え、現行の国庫負担割合の引下げを牽制しつつ、今後も引き続き、地方の実情を踏まえた十分な議論が図られるよう国に働きかけてまいります。

また、県企業庁では、福祉行政に協力する趣旨から、水道事業者として負担できる範囲内で、生活保護・障害者等の世帯及び社会福祉施設等に対し水道料金の減免を行っておりますが、現在、

負担の公平性の確保の観点から、制度の見直し作業を進めております。

見直し方向は、生活保護費受給世帯、民間社会福祉施設及び民間医療施設に係る減免制度を廃止するとともに、民間社会福祉施設等については、見直しによる影響を考慮し、段階的に見直しを進める経過措置を設けることとし、これまで福祉・医療関係団体に対し説明を行っており、引き続き、関係団体や管内市町からの意見等を伺いながら、見直しに向けて検討を進めてまいります。

## 8 地域の保健医療制度の充実

### ＜要望事項＞

少子高齢社会の進展に伴い、福祉・医療サービスの需要はますます増大し、かつ、多様化している。

住民の誰もが安心して暮らせる地域社会を構築するため、次の事項について国に積極的な措置を講ずるよう働きかけることを要望する。

#### (1) 国民健康保険の基盤強化と広域一元化

ア 現在、社会保障制度改革国民会議において、国保の財政基盤の強化や保険者の方について真摯に議論がなされているが、国民皆保険制度の基盤をなす市町村国保は、高齢者、低所得者の増加や医療費の増大により給付と負担の均衡が崩れ、保険料も高額化している実情から、これ以上の引き上げは困難であり、一般会計からの繰入れも容易でないため、その財政運営はもはや限界に達している。

については、国に対し、財政的安定を確保するとともに、保険料負担等の格差を是正するため、医療保険制度を一本化するなど、医療保険制度の抜本的な改革を早期に実現するよう強く働きかけること。

#### (7) 構造問題の抜本的な解決

ア 社会保障・税一体改革においては、2,200億円の公費を投入することが決定されているが、国保の財政状況は危機的であり、消費税率を8%に引き上げる際に実施すること。

### 《措置状況》【保健福祉局】

国保の低所得者対策として予定されている2,200億円の公費の追加投入のうち、「保険料軽減の対象世帯の拡大」の約500億円については平成26年度から実施される見込みですが、「低所得者が多く加入する保険者への財政支援の拡充」に係る約1,700億円については、消費税収の増も限定的である中で実施が見送られると聞いており、引き続き早期実現に向けて取り組むよう国に要望してまいります。

### ＜要望事項＞

ア 財政状況が大変厳しい中で市町村がやむを得ず行なっている法定外繰入は国保の構造的な問題に由来するものであり、この解消のためには上記の公費投入では不十分なことは明らかである。国費の大幅な追加投入により更なる財政基盤の強化を図り、構造的な問題の抜本的な解決を図ること。

## 《措置状況》【保健福祉局】

国保の構造的問題については、国において抜本的な解決に向けた方針を明確にするとともに、国の定率負担の引き上げや安定財源の確保など十分な財政措置を図るべきと考えております。県としても今後とも機会を捉えて国に要望してまいります。

---

### ＜要望事項＞

- c 後期高齢者支援金の被用者保険間における按分方法に全面総報酬割を導入することにより財源が生じるのであれば、国民皆保険制度の基盤でありながら最も財政状況の厳しい国保に最優先で投入すること。

## 《措置状況》【保健福祉局】

プログラム法では、「国民健康保険に対する財政支援の拡充」を図るとされたところでありますが、後期高齢者支援金の全面総報酬割に係る厚生労働省社会保障審議会医療保険部会における議論は、平成26年4月以降とされるなど、国保の財政支援の拡充に係る財源確保は不確実な状況であります。

今後の医療費増嵩も踏まえ、財政基盤の確立と今後赤字を生み出さずに運営するための財源を国の責任において確保すべきであると考えております。

全面総報酬割導入により生じる財源を国保に優先的に活用することについては、地方六団体としても国に要請しているところであり、今後も関係団体と連携して国に対して働きかけてまいります。

---

### ＜要望事項＞

#### (イ) 都道府県保険者の実現

- a 小規模保険者の財政運営は極めて厳しくかつ不安定であるため、都道府県ごとの広域化を早急に推進し、制度を持続的に運営できる仕組みを構築すること。

## 《措置状況》【保健福祉局】

国民健康保険制度改革については、プログラム法では、「国民健康保険に対する財政支援の拡充」を図るとともに、「財政運営をはじめとして都道府県が担うことを基本」としつつ、「都道府県と市町村において適切に役割を分担する」とされたところであります。

しかしながら、国保の構造的問題は、単に保険者を県に移行するだけで解決するものではなく、制度設計に当たっては、国の責任において安定的な財政基盤を確立した上で、保険者の機能が十分に発揮できるような仕組みや、県・市町村の役割分担のあり方について地方と十分に協議すべきと考えております。

県としても、構造的問題の解決や安定財源の確保について「国の施策・制度・予算に関する提案」において要望しているところであり、改革の具体化に当たり今後とも全国知事会等を通じて国に働きかけてまいります。

---

### ＜要望事項＞

- b その際は、市町村に対して責任を持って調整機能を発揮できること、医療提供体制の整備、医療費適正化等の施策と一体的に推進できること等から、都道府県を保険者とすること。

## 《措置状況》【保健福祉局】

国民健康保険制度改革については、プログラム法において、国保の運営について「財政運営をはじめとして都道府県が担うことを基本」としつつ、「都道府県と市町村において適切に役割を分担する」とされたところであります。

しかしながら、国保の構造的問題は、単に保険者を県に移行するだけで解決するものではなく、制度設計に当たっては、国の責任において安定的な財政基盤を確立した上で、保険者のあり方について地方と十分に協議すべきであり、改革の具体化に当たり今後とも全国知事会等を通じて国に働きかけてまいります。

---

### ＜要望事項＞

- c 都道府県が保険者となるにあたっては、受診機会の相違等による保険料水準の格差に配慮できることとする等地域の実情に応じて都道府県が柔軟に調整機能を発揮できる仕組みを構築すること。

## 《措置状況》【保健福祉局】

プログラム法では、保険料の賦課徴収、保健事業の実施等に関する市町村の役割が積極的に果たされるよう、都道府県と市町村において適切に役割を分担するとされております。

国保の運営等のあり方については、市町村に保険料徴収や保健事業の実施、医療費適正化に対するインセンティブが働く仕組みとする必要があることから、制度設計に当たっては、地方と十分に協議するよう国に対して働きかけてまいります。

---

### ＜要望事項＞

- d 保険料徴収や保健事業の実施等については引き続き町村が責任を果たしていく所存であり、都道府県と市町村が適切な役割分担の下、協力して制度運営できる体制を構築すること。

## 《措置状況》【保健福祉局】

プログラム法では、保険料の賦課徴収、保健事業の実施等に関する市町村の役割が積極的に果たされるよう、都道府県と市町村において適切に役割を分担するとされております。

国保の運営等のあり方については、市町村に保険料徴収や保健事業の実施、医療費適正化に対するインセンティブが働く仕組みとする必要があることから、制度設計に当たっては、地方と十分に協議するよう国に対して働きかけてまいります。

---

### ＜要望事項＞

#### イ 市町村国保が行う特定健康診査への支援

特定健康診査に要する費用については、政令で定めるものの3分の1に相当する額を国・県がそれぞれ負担することとなっているが、従前の実績額と助成基準額には大きな差が出ており、市町村国保の財政をますます悪化させないよう、特定健康診査の費用について基準額を見直すこと。

## 《措置状況》【保健福祉局】

特定健康診査に対する法定公費負担の基準額については、検査費用等の診療報酬点数を基本に算定しておりますが、市町村が個々に健診機関と契約を行っているため、実績単価は診療報酬点数を上回り、市町村の財政負担となっていると認識しております。

そこで、県は、市町村が健診機関と締結する契約単価について、診療報酬を目安とした標準単価

を設定するとともに、国庫負担の割合を保険給付費に対する国庫負担割合の水準まで引き上げるよう国に要望しております。今後も、制度の一層の安定化を図るため、機会を捉えて国に対して要望してまいります。

---

#### ＜要望事項＞

##### ウ 新しい高齢者医療制度改革について

現行の後期高齢者医療制度の創設の経緯と現状を鑑み、国民皆保険制度の受け皿である国民健康保険を将来にわたって堅持するための国の責任を明確にすること。

制度運営の主体は、国か都道府県とし、市町村に運営の負担が及ばないような制度設計とし、さらには、新制度への移行に係るシステム改修等を含め、現場での混乱を避けるための十分な時間と財政措置を講ずること。

#### 《措置状況》【保健福祉局】

後期高齢者医療制度は、廃止に向けた検討がなされておりましたが、プログラム法で「高齢者医療制度の在り方について、必要に応じ、見直しに向けた検討を行う」ものとされ、制度の存続が図られたところであります。

県としては、制度見直しを行う際には、地方と十分協議を行った上で、必要な改善を加えながら安定的な運営が行われるよう、国に要望してまいります。

---

#### ＜要望事項＞

##### (2) 地域保健医療対策の充実

産科、小児科など、特定の診療科の医師を中心に、病院に勤務する医師の数が減少していることから、国において医師の就業環境改善のための措置を図るなど、抜本的な医師確保対策を講じ、地域における診療機関が継続できるようにすること。

また、小児科の二次救急医療体制を維持するために、小児救急医療支援事業補助金を堅持するよう国に働きかけるとともに、減額分については、県も支援策を講じること。

#### 《措置状況》【保健福祉局】

医師確保対策については、産科、小児科など特定の診療科に医師不足が生じていることから、適切な地域医療体制を確保するため、医師養成数の増加が可能となるよう規制緩和をするとともに、特定の診療科や地域による医師の偏在を解消し、必要な医師を配置できる仕組みを構築するよう、平成26年度の重点事項として国に対して要望しております。

小児救急医療支援事業については、国庫補助事業としては平成25年度限りで廃止となる予定であります、国はこれに替わる新たな財政支援制度（基金）の創設を検討中であると聞いております。

当該事業は小児科の二次救急を支えるためには不可欠であり、新たな基金が創設された場合は、それにより補助事業が実施できるよう取り組んでまいります。

---

#### ＜要望事項＞

##### (3) 小児医療費助成制度等の充実

県では医療のグランドデザイン・最終報告書の「はじめに」にあるように「県民がいつでも、どこでも、誰でも等しく良質かつ適切な保健医療サービスを受けられる」を基本原則として取り組んでいるが、小児医療費助成制度等は神奈川県下においても自治体の補助対象年齢等による格差が更に広がりつつある。

県民が平等に、かつ安心して医療を受けることができるよう、小児医療費助成について県の助成制度を拡充すること。

## ア 小児医療費助成制度について

少子化対策の拡充が社会的要請として叫ばれている中、子育て支援策の一つである小児医療費の助成については、財政力の弱い町村が個々に取り組むには限度があり、また、その内容もそれぞれ異なっていることから、県域全体としての施策の制度的統一が求められている。このため、県の補助制度について、補助対象年齢の引上げや所得制限を撤廃すること。

また、県での対応が困難であるならば、「すべての子どもたちが尊重され、育ちを等しく保障」するとして新システムを立ち上げる国において補助制度を確立するよう積極的に働きかけを継続すること。

### 《措置状況》【県民局】

小児医療費助成事業補助金については、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減を図るため、実施主体である市町村に対して県が補助を行っており、当該事業は、神奈川県緊急財政対策で見直し対象として挙げられております。

今後の方向性については、「緊急財政対策の取組状況」における「県単独補助金 見直しロードマップ」の具体例で示されているとおり、国の「社会保障と税の一体改革」の議論の動向を見定めた上で見直しを検討していくこととしております。

見直しに当たりましては、対象者も多く県民への影響が大きいため、慎重に検討してまいります。

また、県としては、小児医療費については、子育て世帯など、その家族の経済的負担の軽減に寄与するため、国の施策として統一的な医療費助成制度を創設するべきと考えており、「平成26年度国の方策・制度・予算に関する提案」において、国に対して要望いたしました。

今後も、国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう、引き続き国に対して働きかけてまいります。

---

### ＜要望事項＞

#### イ 重度障害児者医療費助成制度・ひとり親家庭等医療費助成制度について

重度障害児者医療費・ひとり親家庭等医療費助成制度は、一部負担金の導入、対象者や所得の制限において、実施主体である各市町村により助成制度に大きな格差が生じつつあり、同じ県民でありながら不公平感が生じることが危惧される。今後、この格差が縮小するよう県の主導によりさらなる改善策を講ずること。

また、法律等に基づく全国統一した助成制度を創設するよう引き続き国への働きかけること。

### 《措置状況》【県民局・保健福祉局】

重度障害者医療費助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度の見直しについては、事業の安定的な継続を図るため、平成17年度全市町村からの要望に基づき、「医療費助成制度見直し検討会」を設置し、検討を重ねてきた経緯があります。

その検討結果が平成19年3月に検討会報告書として県に提出され、その後、各市町村長や医師会等の関係団体との意見交換を実施し、平成19年9月に県としての方針決定を行い、一部負担金の導入、所得制限の導入、対象者の見直しを行いました。

重度障害者医療費助成制度については、社会保障と税の一体改革の議論の動向を見定めた上で、見直しを検討しているところでありますが、見直しによる県民、市町村への影響が大きいことから、慎重に検討をしてまいります。

また、県では、国の責任において、身体・知的・精神の重度障害者等への医療費助成の統一的な公費負担制度を創設するよう要望しているところであり、今後も引き続き要望してまいります。

ひとり親医療費助成制度については、市町村と協議し、見直しを行ったものであり、現在の県の厳しい財政状況を踏まえますと、新たな財政負担を伴う制度改正は、難しいものと考えております。

今後の方向性については、社会保障と税の一体改革の議論の動向を見定めた上で、見直しを検討

してまいります。

また、ひとり親医療費助成制度については、子育て世帯など、その家族の経済的負担の軽減に寄与するため、国の施策として統一的な医療費助成制度を創設するよう、平成26年度「国の施策・制度・予算に関する提案」において、国に対して要望いたしました。

今後も、国の制度として、ひとり親医療費助成制度を創設するよう、引き続き国に対して働きかけてまいります。

---

#### ＜要望事項＞

##### ウ 各種医療費助成制度等の町村単独事業実施に対する国保の国庫負担金減額措置の廃止について

県内町村では、町村の単独事業として障害者の医療費助成、小児の医療費助成、ひとり親家庭等の医療費助成、高齢者の医療費助成を行っているが、これらの医療費助成は、社会的弱者とされる人々の健康の確保と福祉の向上に大きな役割を担っている。このため、これらの事業に伴う国保の財源である療養給付費等負担金の減額措置については、廃止するよう引き続き国へ働きかけること。

#### 《措置状況》【保健福祉局】

障害者、小児の医療費助成、ひとり親家庭等を対象とする地方単独事業が地域福祉に果たす役割は大きいものがありますが、国保の国庫負担金減額措置は、国が本来果たすべきセーフティネットを担っている地方自治体の取組みを阻害し、国保財政に多大な負担を強いるものあります。

県としても、国庫負担金等への削減措置の廃止について国へ働きかけを行っており、今後も、機会を捉えて働きかけてまいります。

---

#### ＜要望事項＞

##### (4) 各種予防接種・検診などの充実

###### ア 各種予防接種の安定的な財源化

###### (ア) 予防接種事業に対する財政支援について

水痘、おたふくかぜ、成人用肺炎球菌、B型肝炎等有効性、安全性が確認されたワクチンについては、早急に予防接種法における定期接種の対象とするよう国に要望すること。

予防接種は国民の健康における安全保障であるとの観点から、本来、その財源を含め、国の責任において実施されるべきものであり、全ての予防接種は地方交付税等の措置ではなく、費用の全額を国の責任において措置するよう働きかけること。

子宮頸（けい）がんワクチンについて厚生労働省の専門家会議は、「接種のあと原因不明の身体の痛みを訴えるケースがある」などとして、国は全国の自治体に対して推奨を中止するよう求めたところであるが、副作用の原因究明と、安全なワクチン供給がなされるように国へ要望すること。

なお、現在県内でも患者数が急増している風しんについて、神奈川県では、国に先駆けた先導的な取組みとして予防接種の助成制度を創設したが、国が主体となり、風しんをはじめとする感染症について、予防接種法第6条第1項に規定されている「臨時に行う予防接種」とし、まん延を防止する緊急措置を早急に講じるよう要望すること。

## 《措置状況》【保健福祉局】

県では、水痘、おたふくかぜ、成人用肺炎球菌、B型肝炎のワクチンを定期接種の対象とするについて、平成25年6月の「平成26年度国の施策・制度・予算に関する提案」において、WHOが推奨するワクチンのうち、定期予防接種化されていないワクチンについて、早急に定期予防接種化を図ることを要望いたしました。

水痘、成人用肺炎球菌については、平成26年度中に定期予防接種の対象となる予定であります。

また、予防接種法に基づく既存の定期予防接種ワクチンについては、平成25年度から、9割が普通交付税措置され、一定の財源補償がなされました。

子宮頸がん予防ワクチンについては、国では、現在、子宮頸がん予防の2つのワクチンについての副反応の発生頻度の比較等その概要を明らかにして、専門家による審議を行っておりますので、県としては、国の動向を注視してまいります。

なお、風しんについては、平成25年6月の「平成26年度国の施策・制度・予算に関する提案」において、風しんの流行の防止及び先天性風しん症候群の発生を防止するために行った緊急対策について、財政措置を講じるよう要望を行いました。

---

### ＜要望事項＞

#### (イ) 新型インフルエンザ対策の推進

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型インフルエンザ対策が円滑に実施できるよう広く住民に周知を図ること。

また、まん延期において町村が行う生活環境の保全その他の住民生活及び地域経済の安定に関する措置並びに町村が必要と認め独自に行う対策に関して、国として十分な支援を行うよう要望すること。

## 《措置状況》【保健福祉局】

県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画を作成し、県ホームページに掲載し、周知を図っております。

新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資について、売り渡しを要請する等の措置に要する費用については、新型インフルエンザ等対策特別措置法により、実施の責任を有する者が支弁することになっているため、国に対して要望を行うことは、想定しておりません。

---

### ＜要望事項＞

#### (ウ) 女性特有のがん検診及び大腸がん検診推進事業に対する財政支援について

子宮頸がん等女性特有のがん検診は平成21年度から、また、大腸がん検診は平成23年度から、国庫補助事業として開始されているが、どちらも5年間の期限付きの事業であり、将来にわたり、継続した検診事業として、受診率の向上につながるよう、恒常的な制度として確立し、全額国庫補助とするよう国への働きかけを要望する。

## 《措置状況》【保健福祉局】

県では、市町村が実施するがん検診について、受診率向上に向け、対象者が確実に受診できる方策を講じるとともに、財政措置を行うことを、国に対し、継続して要望しております。

---

### ＜要望事項＞

#### (5) 医療補助制度の充実

##### ア 肝炎対策基本法の対象となる医療費の支援について

肝炎対策基本法には、肝炎の被害に対する国の責任と関係組織それぞれの責務が規定されているが、肝炎から進行した肝がんなどの患者への医療費負担については、対象者が発生した場合に、町村においては大きな負担となるため、更正医療費の対象とせず、国において全額負担とし、また、現行制度を早急に見直すよう国に働きかけることを要望する。

また、生活保護世帯を含めた当該患者への対応が障害者自立総合支援法の規定による更生医療費の対象となっていることは、町村における医療費負担を増大させるものであり、早急な見直しを重ねて強く要望すること。

#### 《措置状況》【保健福祉局】

肝炎対策基本法は、前文で、肝炎ウイルスの感染を拡大させた国の責任を明記した上で、肝炎から進行した肝硬変及び肝がんの患者に対する支援のあり方については、必要に応じ検討すると規定していることから、国の責任において必要な財源を確保しつつ、ウイルス性肝炎による肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設するよう、国に要望してまいります。

---

#### ＜要望事項＞

##### イ 健康増進法に基づく肝炎ウイルス検診等の継続について

町村では、肝炎対策の一環として、肝炎による健康障害の回避や症状の軽減、進行の遅延を目的に、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、40歳以上の未受診者に対し医療機関での検診や保健指導等を実施している。

今後とも、住民の健康確保と衛生環境の保全のため、健康増進法に基づく肝炎ウイルス検診等の継続実施について国への働きかけをすること。

また、県からの補助金については調整率による調整により満額交付されず、町村がその不足分を一般財源で補填している状況であることから、住民の健康確保のため、確実な財政支援すること。

#### 《措置状況》【保健福祉局】

市町村健康事業費補助金については、市町村が健康増進法に基づき実施する健康診査、健康手帳の交付、健康教育、健康相談等の事業に要する費用に対し、国庫補助金を活用し助成するものであり、住民の健康増進に資する重要なものと考えており、平成26年度予算は必要な額を確保しました。

今後も引き続き、予算の確保に努めてまいります。

---

#### ＜要望事項＞

##### ウ 不育症・不妊症治療に係る経済的負担の軽減について

国、県では「不妊に悩む方への特定不妊治療支援事業」を実施しており、平成23年4月からは助成の拡大が図られ、体外受精及び顕微授精の保険外費用について、1回の治療につき15万円を限度に助成し、申請1年度目の方は年3回まで、2年度目以降の方については年2回まで、助成年度を通算して5年度、通算10回までとなった。

しかしながら、妊娠しても流産や死産を繰り返し、出産に至らない「不育症」の治療については、医療保険が適用される一部の検査を除き、大部分は保険適用外となっており、経済的な面を始めとするさまざまな理由によって出産をあきらめざるを得ないという実態がある。全国的には独自財源により先駆的に治療費の助成を行っている自治体もあるが、まだまだごく少数であり、厚生労働省や自治体に対し、治療費の保険適用や助成金の支給について多数要望が寄せられているところである。

については、不育症・不妊症治療の保険適用の早期実現並びに不育症治療の助成制度の創設について国へ働きかけるとともに、県においては不妊治療支援事業のさらなる拡充を図るとともに、不育症治療に係る助成制度等を創設すること。

## 《措置状況》【保健福祉局】

県では高額な治療費がかかる体外受精など特定不妊治療について、その経済的負担を軽減するため、平成16年10月から治療費に要する費用の助成を行っているところあります。

国全体の少子化対策として、不妊治療に対する経済的支援を継続していくことは重要であることから、現在保険適用となっていない特定不妊治療についても医療保険の適用対象とされるよう、国に対して要望してまいります。

また、不育症については、妊娠はするが、流産、死産や早期新生児死亡などを繰り返している状態を指すものとされており、その原因は母体によるもの、胎児によるものなど様々で、詳しく調べても原因がわからない場合が約7割近くあるとされております。

不育症治療に関しては、一部の治療に関して新たに保険適用となるなどの動きがありますが、検査や治療が可能な医療機関が限られていることや専門医が少なく、治療方法などの研究が十分には確立されておりません。

こうしたことから、県としては、不育症の研究や人材育成の推進について国に提案してまいります。

---

## 〈要望事項〉

### エ 生活保護世帯の人工透析に係る医療費について

生活保護者の厚生医療等他法優先については、町村における不公平な負担となっており町村の負担増は厳しい状況にあることから、早急に見直すよう国に要望すること。

## 《措置状況》【保健福祉局】

更正医療は生活保護よりも優先される国制度であることから、町村の負担分がありますが、生活保護世帯における人工透析にかかる更正医療の町村負担分については、特別交付税の算定の基礎になっており、町村へ交付されることとなっております。

県としては、引き続き国の動向を注視してまいります。

---

## 〈要望事項〉

### (6) ドクターへり運営費に係る市町村負担金の見直しについて

本県におけるドクターへりの運営費については、県市長会と県町村長会等の要請を受け、県及び市町村で事業運営費を負担することを基本的考え方として開始したものであるが、国では「ドクターへり特別措置法」を制定し、平成20年6月には、「ドクターへりを含む救急医療体制の一層の整備」を盛り込んだ「経済財政改革の基本方針2008」が閣議決定され、県負担分については地方交付税で措置されることとなり、平成21年3月には「特別交付税に関する省令の一部改正」において、都道府県負担分の2分の1を特別地方交付税で措置することとされたところである。

ドクターへりを利用する方は必ずしも地元の住民とは限らず、また、三次救急医療の確保については県の役割であると認識しており、さらに、市町村が事業費の一部を負担している都道府県は、全国的に見ても稀有な例となっている。

このように、ドクターへり運営費に係る財源措置については、本県でドクターへりを導入した当時とは、大きく状況が変化していることから、運営費に係る市町村負担について、廃止もしくは負担割合の見直しを行うこと。

## 《措置状況》【保健福祉局】

ドクターへりに関する特別地方交付税措置については承知しておりますが、救急搬送は市町村の業務とされる中で、ドクターへり事業は、市町村域を越えた救急搬送体制の整備という事業の性格を踏まえ、県市長会と県町村会の要請を受けて開始したものであり、県及び市町村で事業運営費を

負担することを基本的な考え方としていると認識しております。

県としては、救急医療システム全体を通じ県と市町村の協調体制の下、今後も運営を行っていきたいと考えております。

## 9 都市基盤等の整備促進

### ＜要望事項＞

住民が真に豊かさを実感できる住みやすい地域社会をつくるため、町村は、厳しい財政状況の中、都市基盤や生活環境の整備に努めているが、その実現には大きな困難が伴っている。こうした町村の取組を支援するため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

#### (1) 町村部における県道整備枠の確保

県の「かながわのみちづくり計画」では道路整備計画に位置付けられている整備推進箇所（91箇所）及び事業化検討箇所（5箇所）の、そのほとんどが市部に集中していて、町村部における県道整備の遅れが懸念される。

県道については、災害時における緊急交通路・緊急輸送路として指定されている路線も多いことから、都市部間を結ぶ町村部の道路整備も重要であり、県下全域において均衡ある整備が必要である。また、交通移動手段の多くを自家用車等に依存している町村部にあっては、道路整備は最重要課題の一つであり、住民からの整備要望も大変強いものがあることから、「かながわのみちづくり計画」とは別に、町村部を対象とした県道整備枠を設け、地域の実情の配慮した取組を推進すること。

### 《措置状況》【県土整備局】

町村部における県道整備については、「かながわのみちづくり計画」（平成24年3月改定）において、真に整備を推進すべき箇所は、都市部、町村部の分け隔てなく、しっかりと計画に位置付けております。

県としては、道路ネットワーク全体のバランスに配慮しながら、町村部における道路整備についても計画的かつ着実に推進してまいります。

### ＜要望事項＞

#### (2) 圏央道（さがみ縦貫道路）の早期整備・開通について

圏央道（さがみ縦貫道路）については、一部、供用が開始されているが、この道路沿線地域は、県が進める「さがみロボット産業特区」に位置づけられており、企業の研究開発拠点、県の産業技術センター、大学や病院などが数多く立地するとともに、ロボット関連産業が高い割合で集積し、技術連携、共同開発などを実施する上でポテンシャルの高い地域であり、早期整備・開通が実現することで、企業立地の優位性のPRや神奈川のポテンシャルを生かした新たな活力創造につながるものと考える。

現在は一部の供用であり、その利便性等を最大限発揮できない状況となっている。また、災害時の緊急輸送路としても重要な基幹路線と考えており、全線開通が1日も早くなされるよう国へ働きかけること。

### 《措置状況》【県土整備局】

さがみ縦貫道路の開通は、地域経済活性化の弾みとなりますので、県といたしましても、7月に県内関係市町や経済団体と連携して、早期整備を国等に要望しており、一日も早く開通するよう、

引き続き、様々な機会を通じて、国等に働きかけてまいります。

---

#### ＜要望事項＞

##### (3) 「社会资本整備総合交付金の充実」について

社会资本整備総合交付金制度は、地方公共団体の創意工夫を生かした都市基盤整備を推進するうえで有意義な制度であることから、万全な財源措置を講じ、必要な基盤整備を図るための事業総額を確保するよう国へ働きかけること。

また、使途や目的に関する自由度を高め、使いやすい制度とすると共に、平成26年度以降の制度実施が明示されていないものについては、継続して実施することとし、町村に対し早期にその考え方を示すよう国へ働きかけること。

#### 《措置状況》【県土整備局】

社会资本整備を計画的かつ確実に進捗できるよう、国の交付金に関し、所要額全額を確保することなどについて、引き続き国に要望活動を行ってまいります。

---

#### ＜要望事項＞

##### (4) 生活交通の確保対策の充実

生活交通路線の維持確保については、国の「地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）」の補助制度が創設されているが、バスなどの住民の足を確保するため、次の対策を講じること。

ア 国の地域公共交通確保維持改善事業補助金制度は、県下でも一部の路線に活用され、路線の継続運行に寄与している。しかしながら、その補助対象の路線について県は協調補助を実施していない。多くの町村が交通事業者に対して補助金を交付している現状に鑑みて、国と連動するよう、県も協調補助を実施すること。

#### 《措置状況》【県土整備局】

バス事業者から路線退出等の意向が示され、神奈川県生活交通確保対策地域協議会で確保、維持が必要と認められたバス路線のうち、国庫補助の対象となり、かつ一定の広域性が認められる路線に対して、県は国と協調して補助を行っております。

---

#### ＜要望事項＞

イ 補助要件のうち、「複数市町村の成否要件」や「広域行政圏の中心都市との接続」に関する要件及び、路線の「キロ程」が、国と県の基準が乖離しており、県補助基準の緩和、変更等を検討すること。

#### 《措置状況》【県土整備局】

県は、広域的幹線的なバス路線の維持に関与し、地域内の交通については、それぞれの地域の実情に精通した市町村が主体的に関与すべきものと考えているため、一定の補助要件を継続することとしております。

---

#### ＜要望事項＞

ウ 国、県の要綱に適用されない路線、ことに市町村をまたがる広域的路線で利用の少ないバス路線バスは、不採算から撤退が続いていることから、「補助対象要件の緩和」及び「単独

路線も含めた補助対象の拡大」について国へ働きかけること。

#### 《措置状況》【県土整備局】

県では、地域の実情や意向に配慮した運用や、補助限度額の引き上げなど、制度の拡充を図るよう、国に対して要望しております。

---

#### ＜要望事項＞

エ 国は地方バス路線維持対策補助制度の見直しとして、デマンドバス導入等をはじめとした国庫補助制度の創設等を行ったが、かならずしも十分ではないことから、生活交通の確保のため、県は、国の制度に該当しないものや、地域コミュニティバスの支援についても、同様に補助制度の創設等を行うこと。

#### 《措置状況》【県土整備局】

国は、平成23年度に、コミュニティバスを含む地域公共交通の運行や実証調査などに対する支援のため、地域公共交通確保維持改善事業の国庫補助制度を創設しております。

県では、地域の実情や意向に配慮した運用や、補助限度額の引き上げなど、制度の拡充を図るよう、国に対し要望しております。

なお、県では既存の生活交通を確保する観点から、一定の距離要件を満たし、市町村を跨るなど広域性が認められるバス路線を支援することとしております。

また、県は市町村が設置した各種委員会への参画等による技術的な支援や情報提供を行ってまいります。

---

#### ＜要望事項＞

##### (5) 海岸の整備促進

ア 酒匂川や相模川等からの流砂の減少に伴い湘南海岸の浸食は深刻な状況となっているので、安全対策を含め、次の抜本的な海岸浸食対策を講ずること。

(7) 大磯港東側から金目川河口付近にかけての海岸線は、堆積が著しく、場所によっては防潮堤の天端まで1mの高さまで堆積しているので対策を講じること。

#### 《措置状況》【県土整備局】

大磯港東側から金目川河口付近までの防潮堤付近などに、飛砂等により堆積している砂については、平成17年度から平塚海岸へのサンドリサイクルを行っており、平成24年度までに、堆砂による防潮堤からの越波の恐れのある箇所の砂の除去を行いました。

県では、「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」に基づき、大磯海岸（大磯港東側）に堆積した砂の平塚海岸へのサンドリサイクルを行うこととしており、今後も砂の堆積により越波の恐れが生じれば砂の除去を行ってまいります。

---

#### ＜要望事項＞

(1) 県は国と共同で「西湘海岸保全対策検討委員会」を設置し、保全対策手法を取りまとめた。その実施については、多大な事業費と高度な技術力を要することから、直轄事業による新規採択を国に引き続き要望され、安全対策を含めた抜本的な海岸浸食対策を講じること。

## 《措置状況》【県土整備局】

平成25年度の直轄事業による新規採択を国に要望しておりましたが不採択であったため、地元のお力添えをいただきながら、引き続き要望を行ってまいります。

なお、県では平成23年度から平成26年度までの4年間の計画で、最も侵食が著しい二宮海岸（西湘バイパス二宮インターチェンジ付近）において国の交付金を活用した養浜を行っております。

また、これら対策の実施に当たっては、漁業への影響が出ないように、漁業関係者の方々と十分調整してまいります。

---

### ＜要望事項＞

(4) 大磯海岸（大磯港東側）に堆積した平塚海岸からの飛砂については、「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」においてサンドリサイクルによる砂浜の保全を行うこととされているが、その際は、防潮堤付近に堆積している砂を中心に除去し、防潮堤機能を確保すること。

## 《措置状況》【県土整備局】

大磯港東側から金目川河口付近までの防潮堤付近などに、飛砂等により堆積している砂については、平成17年度から平塚海岸へのサンドリサイクルを行っており、平成24年度までに、堆砂による防潮堤からの越波の恐れのある箇所の砂の除去を行いました。

県では、「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」に基づき、大磯海岸（大磯港東側）に堆積した砂の平塚海岸へのサンドリサイクルを行うこととしており、今後も砂の堆積により越波の恐れが生じれば砂の除去を行ってまいります

---

### ＜要望事項＞

イ 相模湾の海岸線には、大きな松が残され、防風、防砂を含む環境保全の役割と相模湾の美しい景観をつくりだす貴重な財産となっているが、松くい虫の被害増大により松の切り倒しを余儀なくされている。被害木の伐倒後に松くい虫に強い抵抗性松の植樹をしているが、町の負担は増大するばかりである。

松くい虫被害木伐採補助金は、実際の発注単価よりかなり低額であることから、町の負担軽減を図るため、補助単価の見直しをすること。

## 《措置状況》【環境農政局】

松くい虫等防除事業については、市町村と調整しながら、将来的に保全すべき松林を特定し、薬剤注入による予防対策や松くい虫による被害木を伐倒して除去するなどの駆除対策を、重点的かつ集中的に行っております。

補助単価においては、伐木材の処分先等の調査や伐倒歩掛の検討を行い、作業実態に応じた見直しを平成21年度に実施いたしました。

また、補助率においては、法律に基づく重要な事業であることから、現行でも2分の1の高率で支援を行っております。

---

### ＜要望事項＞

#### (6) 河川区域内の草木の除草・伐採及び草刈団体への支援について

県では、堤防の法面などの草刈や、河川敷の雑木の伐採等については、定期的に実施しており、自治体も住民と一体となって、河川環境の保全を図るため、河川清掃等を実施している。

しかしながら、河川全域では、不十分な箇所も見受けられることから、河川管理者による、さらなる草木の除草並びに伐採をすること。

## 《措置状況》【県土整備局】

除草や樹木伐採については、治水上や河川環境の保全上の観点のほか、河川利用や防火・防犯の観点からも実施しており、厳しい財政状況ではありますが、今後も引き続き実施するよう努めてまいります。

地元住民や各種団体が行っている除草等への助成制度については、草刈り等を地元自治会等に委託する自治会委託制度がありますので、今後もこの制度のより一層の活用を図るため、ホームページ等により自治会等へのPRを進めてまいります。

---

## ＜要望事項＞

### (7) まちづくり事業の充実

#### ア 土地区画整理事業への財政支援について

地区画整理事業は、道路、公園等の都市基盤の整備と宅地の利用の増進を図り、安全・安心なまちづくりや魅力ある都市景観の形成などに大きな役割を果たしているが、事業遂行には多額の事業費を要するなど、その実施は非常に難しくなっている。

組合施行の地区画整理事業については、県の組合等区画整理事業費補助が交付されるが、公共団体施行の場合には県の補助制度の対象になっていない。

計画的なまちづくり、県土整備を実施するため、事業主体の区分に関わらず、地区画整理事業の実施のための調査費用や区画整理地内の都市計画道路の築造に係る費用などを対象とした、新たな補助制度の創設をすること。

## 《措置状況》【県土整備局】

公共団体施行の地区画整理事業について、国は、原則幅員12m以上の都市計画道路の整備費用の一部を補助する制度を設けており、国庫補助を除く地方公共団体負担分は、その都市計画道路の管理者が負担するという基本的な考えに基づき、整備する都市計画道路が県道である場合には、県が負担しております。

厳しい財政状況の中、公共団体施行の地区画整理事業について、県道以外の都市計画道路まで県負担を拡大することは、極めて困難な状況にありますが、計画的な事業推進が図られるよう、国に対して引き続き、事業実施のための調査や都市計画道路の整備等に対する適切な財源措置を講じるよう要望してまいります。

---

## ＜要望事項＞

#### イ 無電柱化促進事業について

安全で快適な通行区間の確保、景観の向上、安定したライフラインの実現などを目的に、無電柱化が推進されているが、現在無電柱化に着手している区間の早期完成と未着手区間にについては、計画に基づき事業の推進を図ること。

特に、公共施設からの景観形成を先導的に進めており、電線共同溝法に基づく特例を適用する条件を整えている地区については、無電柱化促進事業に着手することについて早急に検討すること。

## 《措置状況》【県土整備局】

無電柱化事業は、安全で快適な歩行空間の確保や都市景観の向上、さらには、防災上の観点からも重要な事業であると認識しており、神奈川県無電柱化地方協議会が策定した平成21年度からの「無電柱化推進計画」に基づき、今後も計画的に事業を進めてまいります。

---

#### ＜要望事項＞

##### ウ 急傾斜地崩壊防止事業の促進について

東日本大震災と同様、本県も地震の切迫性が叫ばれている。

県では急傾斜地の崩壊防止工事を実施しているが、防災対策上早急な整備が必要なため、より一層の事業促進及び県民の生命、財産を積極的に守るための特段の配慮をすること。

また、町村部には優先順位に至らず、未だ数多くの急傾斜地崩壊危険箇所が存在しているほか、国や県の事業採択基準、特に保全人家戸数に至らない危険箇所も数多くあることから、早急に調査を行うとともに、整備についても積極的に実施すること。

#### 《措置状況》【県土整備局】

急傾斜地崩壊防止事業を促進するため、公共事業の工事基準の緩和について、予算要望時等に国に対して働きかけを行っておりますが、全国的には、まだ整備水準が低いことから認められておりません。県としては、今後も引き続き、機会あるごとに要望してまいります。

また、高さ5m以上、10m未満のがけについては、県単独事業において実施しており、今後も地元の御協力をいただきながら、危険度の高い所から工事を実施してまいります。

---

#### ＜要望事項＞

##### エ 公共用地取得対策の制度拡充について

公共事業に伴う用地取得について、次の事項を国へ強力に働きかけること。

(7) 公共用地提供者に対する長期譲渡所得の特別控除の復活と控除額の引上げを図ること。

#### 《措置状況》【県土整備局】

御要望の点については、継続して国に要望してまいります。

また、このほか、首都圏整備促進協議会を通じた要望や、用地対策連絡協議会を通じて制度の改善を要する事項として、国に対して報告しております。

---

#### ＜要望事項＞

(イ) 収用事業に係る公共用地の代替地に対する譲渡所得の特別控除額の引上げと税率の軽減をすること。

#### 《措置状況》【県土整備局】

御要望の点については、継続して国に要望してまいります。

また、首都圏整備促進協議会を通じても、国に継続要望しております。

---

#### ＜要望事項＞

##### オ 特殊地下壕対策の拡大強化

戦時中、国土防衛のために築造された地下壕については、国の責任で積極的に取り組むべきである。については、小規模な地下壕も含め特殊地下壕対策事業について、国が責任を持ってその対策に積極的に取り組むよう国への働きかけをすること。

#### 《措置状況》【県土整備局】

平成25年11月に全国特殊地下壕対策推進協議会を通じて、国に対して所要の事業費の確保等を要望いたしました。

なお、市街地における対策工事等については、地域住民の安全性の確保の観点から、「社会资本

整備総合交付金制度」の活用も可能と考えられますので、御検討ください。

---

#### ＜要望事項＞

##### (8) 水道施設の整備促進

###### ア 水道施設の改良・更新事業に対する補助制度の創設について

水道施設の改良や更新に係る工事費は増加の一途を辿っており、内部留保資金に乏しい零細な水道企業体では財源を起債に頼らざるを得ない状況である。維持管理費の増大は、将来的に水道料金の高騰を招くことになる。安定した水道事業を運営するためにも、県による維持管理に係る補助制度の創設をすること。

#### 《措置状況》【保健福祉局】

御要望の点について、県において制度化することは厳しい財政状況から困難ですが、高度浄水施設整備や水道管路近代化推進事業などについては、国庫補助制度がありますのでその活用をお願いしているところであります。

なお、国庫補助については、採択基準に満たない事業者もありますので、すべての水道事業者に対して確実な財源措置を講じるよう国に要望してまいります。

---

#### ＜要望事項＞

###### イ 鉛製水道管取換工事費に対する補助制度の創設について

利用者が安心して飲める、安全でおいしい水の提供に欠かせない、有害な鉛が水道水に溶け出す鉛製水道管の取り換え工事は、水質基準の強化もあり、早急に整備する必要がある重要な事業である。

しかしながら、財政基盤の脆弱な水道企業体にとって取換工事費の増嵩は大きな負担となりますので、鉛管等の取換えに係る補助制度の創設をすること。

#### 《措置状況》【保健福祉局】

御要望の点について、県において制度化することは厳しい財政状況から困難ですが、鉛製の導水管、送水管、配水管の更新事業については、国庫補助制度がありますのでその活用をお願いしているところであります。

なお、国庫補助については、採択基準に満たない事業者もありますので、すべての水道事業者に対して確実な財源措置を講じるよう国に要望してまいります。

---

#### ＜要望事項＞

###### ウ 水道企業債に対する財政優遇措置について

水道事業においては、近年の鉛管問題、クリプトスボリジウムなどの問題、さらには老朽管の布設替えなど、より安全で良質な水道水を将来にわたり安定的に供給できる施設の整備を進めて行く必要がある。しかし、これに要する巨額な資金は、ほとんどを企業債に頼るため、財政面では企業債元利償還金が年々増加して大きな負担となり、経営状況の悪化、ひいては水道料金の値上げを助長することが考えられる。

このため水道事業の財政健全化をより一層図るため、次の措置を強く要望する。

##### (7) 政府資金及び地方公共団体金融機関資金とともに貸付け利率の引き下げ、償還年限の延長など発行条件の緩和を図ること。

## 《措置状況》【政策局】

水道事業については、住民の日常生活に密接に関連していることから政府資金等の公的資金が優先的に配分されており、地方公共団体金融機構資金の優遇金利の適用や地方交付税措置等による公債費負担の軽減措置が講じられているところであります。

また、水道施設の耐用年数を考慮し、他の事業債と比較しても長期の償還期間が設定されております。

公営企業である水道事業については、民間的経営手法の導入等、なお一層の経営改善努力を求めておりますが、経営健全化を図る観点から制度改善が必要なものについて、今後とも機会を捉えて国に働きかけてまいります。

---

## ＜要望事項＞

(イ) 高料金対策借換債の条件を緩和するとともに、政府資金についてもその対象とすること。

## 《措置状況》【政策局】

公的資金補償金免除繰上償還については、平成19年度から24年度まで実施され、25年度は、特定被災地方公共団体に限り認められておりましたが、25年度限りで制度が廃止されることとなっております。

一方で、高金利の地方債利子に対する特別交付税制度については、対象年利が1%引き下げられるなど拡充されたところであり、公債費負担対策については、一定の措置がなされていると理解しております。

しかしながら、臨時財政対策債をはじめとした公債費負担の増など、県内市町村の厳しい財政状況について、国に対して説明してまいります。

---

## ＜要望事項＞

### (9) 下水道の整備促進

ア 公共下水道の整備促進を図るためにには、今後も更なる事業費の投入が必要となっており、財政基盤の弱い町村では、公共下水道の早期整備における財政的支援は、必要不可欠である。現行の公共下水道事業補助金制度は、補助対象事業費に対し一定の補助率を乗じて補助金額を算出する制度となっているが、普及率の低い町村においては、下水道の早期整備を進めるために補助率の大幅な引上げを図ること。

また、下水道事業に対する社会资本整備総合交付金の配分に当たっては、必要とする事業の執行に支障が生じないように留意すること。

さらに、流域関連公共下水道に対する県補助は復活すること。

## 《措置状況》【県土整備局】

公共下水道事業費補助金については、緊急財政対策として平成25年度限りで廃止することとしております。

こうしたことから、補助率の大幅な引き上げや、流域関連公共下水道に対する補助の復活は困難でありますが、技術的支援や国との調整、情報提供等に、より一層努めてまいります。

また、社会资本整備総合交付金については、所要額の確保が図られるよう引き続き国に働きかけてまいります。

---

#### ＜要望事項＞

イ 整備の遅れている町村の下水道整備を促進するため、管渠整備に係る弾力条項の枠の拡大や処理場の建物、設備機器等の整備に係る耐用年数を縮減し、補助対象事業の拡大を図るなど、国庫補助制度を拡充強化すること。

また、各地域における地形上の制約や観光地である等の地域特性を加味した特別な補助について配慮すること。

#### 《措置状況》【県土整備局】

御要望の趣旨については、引き続き国に働きかけてまいります。

---

#### ＜要望事項＞

ウ 下水道事業費については、財源の多くを地方債に求めているが、償還金が年々増加の傾向にあり、本来の整備に充てるべき事業費の確保が困難な状況にあるので、現行の地方交付税への算入方法の改善等、地方交付税制度の改善充実を含めた、新たな財政措置を講ずること。

また、公的資金補償金免除による繰上償還期間（臨時特例措置）の延長と公的資金（旧資金運用部資金）の補償金なしでの繰上償還の対象要件を緩和すること。

#### 《措置状況》【政策局】

下水道事業に係る地方財政措置は、公営企業としての性格、汚水と雨水の流入割合等を総合的に勘案した上で措置されているものであります、地方交付税の算定方法については、改善すべき意見がある場合には、地方交付税法第17条の4に基づく意見申出制度等を活用し、市町村の要望を取りまとめていく中で、国に伝えたいと考えております。

公的資金補償金免除繰上償還については、平成19年度から24年度まで実施され、25年度は、特定被災地方公共団体に限り認められておりましたが、25年度限りで制度が廃止されることとなっております。

一方で、高金利の地方債利子に対する特別交付税制度については、対象年利が1%引き下げられるなど拡充されたところであり、公債費負担対策については、一定の措置がなされていると理解しております。

しかしながら、臨時財政対策債をはじめとした公債費負担の増など、県内市町村の厳しい財政状況について、国に対して説明してまいります。

---

#### ＜要望事項＞

エ 公営企業債の償還期間においては、下水道施設の耐用年数を加味した期間に延伸し、借換債制度については、現在の景気動向を反映させた条件に緩和すること。

また、起債の借換えの基準となっている現行の資本費や使用料単価の緩和及び借換利率の引下げ等、措置内容の拡充について、引き続き国などの関係機関に働きかけること。

#### 《措置状況》【政策局】

下水道事業は、下水道施設の耐用年数を考慮し、他の事業と比較しても長期の償還期間が設定されておりますが、下水道施設によっては耐用年数よりも償還期間が短いものも見受けられますので、制度改善が必要なものについては、機会を捉えて国に働きかけてまいります。

なお、公的資金補償金免除繰上償還については、平成19年度から24年度まで実施され、25年度は、特定被災地方公共団体に限り認められておりましたが、25年度限りで制度が廃止されることとなっております。

一方で、高金利の地方債利子に対する特別交付税制度については、対象年利が1%引き下げられ

るなど拡充されたところであり、公債費負担対策については、一定の措置がなされていると理解しております。

しかしながら、臨時財政対策債をはじめとした公債費負担の増など、県内市町村の厳しい財政状況について、国に対して説明してまいります。

---

#### ＜要望事項＞

オ 水道・下水道整備事業における県管理道路の路面復旧工事の自費復旧事務費負担は、事業の財源が交付金並びに起債を主体としている市町村にとって極めて厳しいものがある。ついては、県管理道路の路面復旧に要する事務費負担金について免除を含めた見直しを行うこと。

#### 《措置状況》【県土整備局】

自費復旧事務費は、掘削箇所の路面復旧に際して、その監督、検査等に要する費用を原因者負担として徴収するものであるため、他の占用物件と同様、これを免除することは困難であります。

---

#### ＜要望事項＞

カ 下水汚泥の処理処分について、県内に処分地を確保することが困難な状況にあり、公共下水道事業費補助等のメニューに単独公共下水道事業を行っている自治体の汚泥処理費用に対する項目の追加を行うなど財政支援すること。

また、市町村の単独公共下水道であっても、下水汚泥の処分量が小規模な自治体については、県流域下水道処理場への受け入れを実施するなど、寛容な対処をすること。

#### 《措置状況》【県土整備局】

公共下水道事業費補助金については、緊急財政対策として平成25年度限りで廃止することとしており、汚泥処理費用を補助対象とすることは困難であります。

また、下水汚泥を流域下水道処理場で受け入れることについては、処理場周辺住民の合意形成や施設計画の変更などの課題があり、現時点での受入れは困難ですが、具体的な提案がございましたら、必要に応じて「神奈川県下水汚泥処理処分等対策協議会」の中で検討してまいります。

---

## 10 防犯対策の強化

---

#### ＜要望事項＞

近年、我が国では、都市部のみならず町村部においても犯罪は著しく増加し、多様化しており、質的にも巧妙化、凶悪化の一途を辿り、住民の安全な生活への不安が深刻化している。これらの犯罪から住民を守り、安全な地域づくりを進めるためには、予防的な視点から防犯対策を推進する必要があり、これまでの取組を越えた自治体と警察、住民の連携が求められている。

町村が取り組む犯罪のない安全・安心のまちづくりを支援するため、国に対し次の措置を講ずるようあらためて働きかけるとともに、引き続き県の取組の一層の強化を要望する。

#### (1) 地域住民の安全・安心の確保

住民の安全・安心が図れるよう、地域の暴走車両に対する取り締まりを、発生時間帯に重点を置いて取り締まるなど、効果のある取り締まりを実施するとともに、暴走族の集団走行やドリフト族等の暴走運転に関する違反行為に対する法律規制等の拡大・強化について国に強く働きかけること。

また、東日本大震災以降の電力の供給不足に対応するため、「神奈川県電力・節電対策基本方針」に基づき、県が管理する国道・県道において、交通安全上影響が少ない見通しの良い直線区間等の道路照明灯を間引いて消灯するなど、箇所を限定した消灯を実施しているが、消灯する箇所の選択については、地域住民の安全、安心の十分な確保に配慮し、「節電」と「安全確保」を効率よく両立すること。

#### 《措置状況》【県土整備局・警察本部】

県警察では、暴走族に関する110番通報や県民の皆様から寄せられた要望・意見に加え、あらゆる警察活動を通じて入手した情報を基に、走行やい集が予想される地域、時間帯に応じて、警察本部、管轄警察署及び交通機動隊が連携した取締りを行い、地域住民の安全・安心の確保に努めています。

今後も取締手法や他府県の実態に関し調査・研究を重ね、暴走族等の根絶に向けた対策を強化してまいります。

また、東日本大震災以降の電力の供給不足に対応するため、「神奈川県電力・節電対策基本方針」に基づき、県が管理する国道・県道において、交通安全上影響が少ない見通しの良い直線区間等の道路照明灯を間引いて消灯するなど、箇所を限定した消灯を行ってきたところであります。

消灯箇所については、道路交通の安全性を確認した上で、必要に応じて再点灯を行うとともに、県が管理する道路照明灯について、省電力化に資するLED道路照明灯への転換を進めてまいります。

---

#### ＜要望事項＞

##### (2) 警察官の増員

これまで比較的良好な治安状況を保っていた町村部においても凶悪犯罪が多発する傾向にあり、治安は従前に比べ悪化している情勢にある。住民の生命の安全と財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するためには、町村部への警察官のさらなる増員配置と交番の増設が必要である。このため、本県警察官の定員基準を引き上げ、増員するとともに、関連する予算についても併せて措置を講ずるよう引き続き国へ強く働きかけること。

#### 《措置状況》【警察本部】

交番の設置については、限られた予算及び人員で交番としての機能を最大限に発揮するために、スクラップ・アンド・ビルトを原則として、要望地区における犯罪及び交通事故の発生状況、行政区・面積・人口の実態、都市の形態、道路・鉄道の整備状況のほか、警察署、隣接交番・駐在所との位置関係、交番用地の確保状況、警察官の確保等を総合的に勘案しながら検討しております。

今後も、地域の開発状況および治安情勢の推移等を見ながら、交番の適正配置を検討してまいります。

また、県警察では、平成26年度の警察官の増員に向けて、国に対して増員要求を行っております。今後の警察官の増員についても、治安情勢の変化等を見ながら的確に対応してまいります。

---

#### ＜要望事項＞

##### (3) 防犯環境の視点からのまちづくりへの支援

道路、公園等の公共空間に対する防犯灯や緊急通報装置の整備など、自治体が犯罪防止に配慮した環境設計という視点で取り組む事業に対し、自治体の過度の負担とならないような財政支援措置を講ずるよう国へ働きかけること。

#### 《措置状況》【安全防災局・警察本部】

防犯灯については、基礎自治体である市町村が、地域の状況に応じて整備を進めてきた経過もあ

り、御要望の財政支援措置にかかる国への働きかけは、慎重に検討すべき課題と認識しております。

また、県警察では、平成20年度から、スーパー防犯灯と同等の効果が期待でき、1基単位で設置できる街頭緊急通報装置を整備しております。今後も、県内全体の治安情勢や県民の要望等を考慮しながら、街頭緊急通報装置の設置について検討してまいります。

さらに、市町村で独自に設置した場合には、警察が設置するものと同等の効果が得られるように、通報先を警察本部の通信指令室とするなど、技術的な支援に努めてまいります。

## 11 教育施策の推進

### ＜要望事項＞

#### (1) 義務教育の水準確保とその財源保障について

そもそも義務教育は、国民として共通に身につけるべき基礎的資質を培うものであり、次世代の国民育成の基盤である。したがって、全国一律に等しく良質の義務教育を子どもたちに提供する責務を国は負っている。

義務教育の機会均等、教育水準の確保のために、国が積極的に責務を果たすとともに、義務教育費国庫負担制度の見直しに当たっては、国から地方へ十分かつ確実な税財源移譲を行い、地方への負担転嫁とならないよう財源保障を行うことを国に働きかけられたい。

さらに、平成23年度の新学習指導要領における「小学校外国語活動」の指導充実を図るため、英語の教員免許状を持つ教職員及び外国語指導助手（ALT）を配置するなど、人材の確保及び財政上の支援措置を要望する。

### 《措置状況》【教育局】

義務教育費国庫負担金については、地方の実情や教員の給与実態が反映されるよう対象範囲を拡大するなど制度を改めること、また、見直しが行われる場合には、国から地方への単なる負担転嫁とならないよう、平成25年7月に県として国に要望しております。今後とも、国に対して働きかけていくとともに、国等の動向を注視してまいります。

小学校における英語の免許を持つ教員の配置については、引き続き、免許保有者の小学校への人事異動に留意するとともに、一方で外国語活動に関する研修が実施されており、こうした研修の受講状況等を踏まえた教員の配置に努めてまいります。

なお、小学校外国語活動におけるALTの活用及び少人数学級の有用性については認識しておりますが、本県の財政上、県独自で補助金制度を導入することは難しいのが現状であります。

小学校外国語活動については、平成21年度、県内14校に研究を委託し、実践研究を進めるとともに、この研究を広く県内に普及するために、平成22・23年度の小学校外国語活動研究発表会において、7校ずつ研究の成果を報告いただきました。平成25年度については、この成果を引き継ぎ、全県教育課程研究会の小学校外国語部会の充実を図っております。

さらに、総合教育センターにおいては、平成20年度から外国語活動の推進役となる中核教員を養成いたしました。平成24年度は引き続き外国語活動の推進役を担う教員を養成するために、小学校外国語活動授業づくり研修講座を実施し、平成25年度は、小学校英語レッスン・エンジョイ・イングリッシュ研修講座と題して、授業ですぐに使用できる活動を習得したり、先進校の実践報告や授業を視聴したりして、実践的な指導力の向上を図りました。

今後も引き続き、小学校外国語活動の充実を図ってまいります。

---

＜要望事項＞

(2) 教育指導体制の強化について

ア 県は町村の充て指導主事を平成23年度まで配置をしてきました。これが廃止されたため、24・25年度の2年間は、県と町村との人事交流により指導主事1名を確保してきた。

しかしながら、その交流人事も25年度をもって終了するため、平成26年度以降も指導主事を継続して配置していくにあたり、県による新たな人的支援、もしくは指導主事雇用に係る財政的支援を要望する。

《措置状況》【教育局】

指導主事の配置については、平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、特に人口規模が小さい市町村において指導主事の設置が進んでいないことを踏まえ、市町村教育委員会の事務局に指導主事を置くことが規定され、市町村は指導主事の設置に努めることが明確にされました。

県でも、県と市町村のより一層の適正な役割分担や、配置義務の明確化などの視点から、これまで配置してきた町村の充て指導主事については、平成24年度から廃止したところですので、法の趣旨を踏まえ、御理解いただきたいと思っております。

---

＜要望事項＞

イ 学校が抱える様々な課題を解消し、きめ細やかで質の高い教育を実現するため、小中学校における教職員定数を根本的に見直すことについて、国に働きかけを要望する。

《措置状況》【教育局】

教職員定数については、標準法に基づいて算定しております。同法の附則第2項では、政府は学級規模及び教職員の配置の適正化に関して検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとしていることから、県としても国の動向を注視するとともに、いじめや不登校などの様々な課題に対応し、個に応じた多様な教育を展開するため、地方の弾力的な運用を可能とする定数改善を引き続き国に要望してまいります。

---

＜要望事項＞

ウ 教員とは異なる専門性を有するスクールカウンセラー派遣事業は、児童生徒や保護者にとってだけでなく、教員の相談などにも対応し、学校教育において、大変大きな成果をあげている。このようなことから、派遣日数の拡大、さらには、小学校へのスクールカウンセラーの配置、学校の事情に応じた柔軟な勤務体制の確立など、制度の拡充・見直しを要望する。

また、児童生徒に係る諸問題の解決に際して、教育分野のみならず、家庭環境や福祉分野に関わる事例が増加していることから、スクールソーシャルワーカーの派遣日数の拡大と増員あるいはスクールソーシャルワーカーをサポートするスクールソーシャルワークサポート事業の復活を要望する。

《措置状況》【教育局】

スクールカウンセラー等配置活用事業については、政令市を除く全ての中学校にカウンセラーを配置し、校区内の小学校にも対応できるようにしておりますが、現行制度の中で新たに小学校へ配置を拡大することは困難であります。

なお、県では、スクールカウンセラーの公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律における算定などについて、国に要望しており、今後も継続して要望してまいります。

また、平成21年度から各教育事務所に配置しているスクールソーシャルワーカーにつきましては、平成25年に巡回型の配置を年間35日（7時間×35）から52日（7時間×52）に増加し充実を図ったところであります。

県財政の状況から、今後さらに配置を拡充することは困難な状況にありますので、今後も国へスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの国庫補助率の引き上げについて、継続して要望してまいります。

スクールソーシャルワーカーサポーター事業につきましては、事業終了後各自治体において、相談業務の広がりを見せておりとあります。県財政が厳しい中、スクールソーシャルワーカーサポーター事業の復活は困難であります、各市町村と連携し今後も対応してまいります。

---

#### ＜要望事項＞

##### (3) 少人数学級編制の実現について

学級編制基準見直しが行われ、少人数学級編制に向かっているが、児童生徒指導上の課題や学習指導要領の趣旨の確実な実現に向けて、更なる学級編制基準の引下げを国に働きかけるよう要望する。

併せて全国的な少人数学級編制への取組を踏まえて、県として、教員加配を県単独予算で措置するなど、少人数授業や少人数学級編制の実現に向けた対応を要望する。

#### 《措置状況》【教育局】

学級編制については、標準法に基づき40人を基本としておりますが、平成16年度から市町村教育委員会と連携し、研究指定校という形で小学校第1学年を対象に一部の学校において35人学級編制を開始し、順次対象学年を拡大してきました。

平成20年度からは、児童・生徒の実態に応じた、よりきめ細かな指導の必要性や市町村等からの要望を踏まえ、対象学年を小・中学校とも全学年に拡大しました（平成23年度からは、小学校第1学年について35人以下学級が法制化されました）。

文部科学省では、今後の少人数学級の推進について、その効果について十分な検証を行いつつ、教職員の人事管理を含めた教職員定数の在り方全般について検討するとされておりますので、本県としては、今後の国の動向を注視しつつ、地方が弾力的に教職員定数を決定できるよう引き続き要望していきます。

なお、県単予算で加配定数を措置することは、県の非常に厳しい財政状況から困難であります。

---

#### ＜要望事項＞

##### (4) 特別支援教育の推進に係る体制整備について

平成19年4月から、全ての学校において特別支援教育が実施されていますが、推進に係る教員の加配がされていないことから、特別支援教育の推進体制整備が難しい状況にある。

障害のある児童生徒の教育の充実を図る上で、支援体制の整備に係る人的、財政的措置を引き続き国に働きかけるよう要望するとともに、県におきましては、非常勤講師の全校配置や臨床心理士等の専門的資格を有する巡回相談員の配置や配置されている場合には巡回日数を増加するなど、人的、財政的支援を講じるよう要望する。

また、県において、教育相談コーディネーター養成講座受講修了者については、その専門性から授業数減等の措置を行い十分にコーディネーターの職責が果たされるよう人的措置を要望する。

#### 《措置状況》【教育局】

県では、平成19年度から教育相談コーディネーターの業務支援や、学習面や生活面で特別な配慮を必要とする児童・生徒に対し、適切な教育支援を行うための非常勤講師を配置しておりますが、

こうした非常勤講師の増員については、県の厳しい財政状況の下では困難であります。

なお、特別支援教育と不登校への対応を兼ねた「教育相談コーディネーター」の養成研修講座を平成16年度から開始し、平成19年度から、県内全公立小中学校（政令市、中核市を除く）において、各1名の教育相談コーディネーターを指名しております。

今後とも継続して講座を実施し、各学校に複数の教育相談コーディネーター養成研修講座の受講修了者を配置できるよう取り組んでまいります。

また、教育相談コーディネーターに係る教職員定数の改善については、引き続き、国に要望してまいります。

さらに、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の支援について、県としては、特別支援学校の地域センター的機能を活用して、小中学校への支援を行っておりますが、今後もそうした機能の強化を図ってまいります。

---

#### ＜要望事項＞

##### (5) 私立幼稚園就園奨励費補助額の引上げについて

私立幼稚園就園奨励費補助金は、私立幼稚園へ幼児を通園させる保護者の経済的負担を軽減するための制度として活用されており、国庫補助限度額の範囲内で実施される私立幼稚園就園奨励事業に必要な事業費に対し、3分の1以内が国庫から補助されることとなっている。この国庫補助額を出来る限り3分の1へ見直すよう、国への働きかけを要望する。

#### 《措置状況》【教育局】

幼稚園児のいる家庭の保護者負担の軽減については、国において幼稚園就園奨励費補助を実施しておりますが、補助制度の充実については、全国都道府県教育委員長協議会・全国都道府県教育長協議会において国に要望しております。

---

#### ＜要望事項＞

##### (6) 小中学校統廃合に伴うスクールバス運行に対する補助制度の創設について

小中学校統廃合の実施に伴い、スクールバスを委託運行している町村が増えている。

しかし、町村が運行する定員10人以上のスクールバスの維持運営費は、地方交付税の補正係数による措置が適用されているが、利用者が少なく定員10人未満の車両を運行している町村は、この対象には該当しないため、運行に要する財源の確保に苦慮している。

このため学校統廃合に伴う、スクールバス運行に対する新たな補助制度の創設について、国への働きかけを要望する。

#### 《措置状況》【教育局】

スクールバスの維持運営費については、人口の過疎減少に起因する児童・生徒の減少に対処するための学校統合に伴う遠距離通学に係る費用に対して、文部科学省が「へき地児童生徒援助費等補助金」において、遠距離通学費として補助制度を実施しております。

---

#### ＜要望事項＞

##### (7) 養護学校の通学に関する支援について

県立養護学校では、小等部・中等部の児童・生徒については、スクールバスが運行されているが、高等部生徒については、現実的には利用できない状況にある。

このため、高等部生徒については、公共交通機関を利用した自主的な通学となっており、障がいの関係から自主通学ができない生徒は、保護者が毎日送迎を行っているため保護者に相当な負担がかかっている。

については、小等部・中等部と同様に、高等部も自主通学ができない生徒のためにスクールバスの運行を引き続き要望する。

#### 《措置状況》【教育局】

スクールバスについては、義務教育段階及び肢体不自由教育部門において、乗車を希望する児童生徒の可能な限りの全員乗車と、乗車時間60分以内を目指し、増車に取り組んでいるところであります。

知的障害教育部門高等部については、将来の自立と社会参加に向け原則としてスクールバス利用の対象としておりません。

また、通学支援を充実させるため、市町村地域生活支援事業について、必要な財源措置を講じるよう、国に対して引き続き要望してまいります。

## II その他地域要望

### 1 三浦半島地域要望

#### ＜要望事項＞

##### (1) 「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区への格上げについて（葉山町）

葉山町及び逗子市に存する「二子山地区」は、三浦半島の骨格的な緑地を形成する「逗子・葉山近郊緑地保全区域」に位置しており、良好な自然環境を有している。

当該地区は、現在、県が中心となり推進している「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」において、「国営公園連携地区」と位置付けられている。

平成16年2月、期成同盟会代表幹事である県土整備部長は、「二子山地区」については、「近郊緑地特別保全地区」に指定し保全することが適切であるとの考え方を示すとともに、国営公園と一体となった広域的な緑地の保全のために、所管部局と連携し、緑の保全と活用について積極的な取組みを進める旨の見解を書面により示している。

葉山町においてもこれらの見解に即し、緑の基本計画を平成18年3月に改定し、重点施策として「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区の指定について明確に位置付けたものである。

県の「かながわグランドデザイン 基本構想」においても、三浦半島地域圏における政策展開の方向として国営公園誘致などの大規模な緑地の保全を行うこととしていることと併せ、速やかに具体的な指定に向けた検討を推進していただき早期実現を要望する。

#### 《措置状況》【環境農政局・県土整備局】

「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区への格上げ指定については、県としても、広域的緑地の保全の観点から、その必要性や地権者の意向も踏まえながら、地元市町からの具体的提案に応じて指定に向けての取組みを含め、必要な調整と支援を行ってまいります。

また、当該地区については大規模地権者である企業や二子山山系自然保護協議会、葉山町と協定書を締結し、緑地機能の回復などを県民協働事業により推進しております。

三浦半島国営公園については、三浦半島の水と緑のネットワークの中核となる国営公園の早期設置を目指し、県、地元市町、経済団体等で構成する三浦半島国営公園設置促進期成同盟会を軸とした誘致活動を進めております。

今後とも、三浦半島国営公園の誘致活動等を通じ、これらの貴重なまとまりのあるみどりを保全・活用するための取組みに努めてまいります。

#### ＜要望事項＞

##### (2) 逗葉新道の通行料金の無料化及び県道逗子葉山横須賀線（三浦半島中央道）の逗子側までの早期延伸について（葉山町）

平成16年3月に県道逗子葉山横須賀線（三浦半島中央道）の一部が開通し、周辺地域の利便性の向上が図られるとともに国道134号や県道207号（森戸海岸線）の交通量が緩和されてきました。この道路の開通により横浜横須賀道路に連絡する逗葉新道やその周辺の葉山町道の重要性はさらに増し、交通量も一段と増加している。また、県道鎌倉葉山線（旧逗葉新道）の渋滞や南郷交差点付近のイトーピアや葉桜住宅地への流入車両の増加など新たな問題も発生していることから、地域住民の生活や周辺への交通の利便性の向上のため、次の措置が講じるよう要望する。

ア 早期に逗葉新道の通行料を無料にすること。

## 《措置状況》【県土整備局】

逗葉新道の無料化については、道路公社の経営に与える影響をしっかりと見極めていく必要があります。また、施設の老朽化対策や無料化後の管理をどうするかといった問題についても検討していく必要があります。

そのため、当面、逗葉新道を無料化できる状況にはないと考えておりますが、三浦半島中央道路が県道24号（横須賀逗子）まで開通すると、周辺の交通の流れも変わってくるものと考えられますので、そうした時期を目途に、道路公社や市町との調整に取り組んでいきたいと考えております。

---

## ＜要望事項＞

イ 県道逗子葉山横須賀線の南郷トンネル入口交差点から先の逗子側まで早期延伸すること。

## 《措置状況》【県土整備局】

三浦半島中央道路の北側未整備区間約1kmについては、県としても大変重要な路線と認識しており、「かながわのみちづくり計画」において、整備推進箇所に位置付けております。

事業に着手するには、何より、地元との合意形成を図っていく必要がありますので、県としては、引き続き、丁寧に地元説明を行う予定であります。

---

## ＜要望事項＞

### (3) 外来生物被害対策について（葉山町）

タイワンリス、アライグマなどの有害鳥獣の被害につきましては、三浦半島地域、神奈川県全域においても大変重要な問題であると認識しております。この問題の解決には、神奈川県、地元市町との連携を密にすることが重要である。横須賀三浦地域には、技術的支援や研修を通じて地域の人材育成のための鳥獣被害防除対策専門員が、配置されておらず、地域の継続的・計画的な被害対策を推進する鳥獣被害対策支援チームの編成ない。地域で一体となった防除を実施するためにも、捕獲技術の普及や一斉捕獲をコーディネートできる人材の配置と支援チームによる取組みを行うことを要望する。

## 《措置状況》【環境農政局】

タイワンリスについては、これまで、被害が発生しているエリアが横須賀三浦地域に集中しているため、各市町で全頭捕獲に向けて捕獲等が円滑かつ計画的に進められるよう、市町の防除実施計画の策定と捕獲事業を支援してまいりました。

タイワンリスによる被害は、依然として発生しており、今後とも市町村の行う事業に対して支援を行ってまいります。

また、最終的に根絶を目指すアライグマ、タイワンリスによる被害が中心である横須賀三浦地域では、農地や緑地に生息する全域での捕獲が必要であるため、重点取組み地域を設定して取組む鳥獣被害対策支援チームは設置しておりませんが、市町や農業協同組合、横須賀三浦地域県政総合センターの環境及び農政担当部局が連携した地域の鳥獣対策協議会を中心として、生息状況の調査や防除実施計画に基づき対策に取り組んでおります。

平成25年度は、加害鳥獣の生態に関する知識の修得や捕獲技術の向上を目指して、大学の研究機関の専門家等による「特定外来生物対策講習会」を県内各地域で開催いたしました。

さらに、平成26年度からは、技術的支援を行う鳥獣被害防除対策専門員を横須賀三浦地域に新たに配置し、対策の強化に努めてまいります。

#### ＜要望事項＞

##### (4) 海岸保全施設整備の推進について（葉山町）

葉山海岸（一色下山地区）の内、特に芝崎地区では、荒天時に護岸を越波する被害が多発している。特に、平成21年10月の台風18号は、背後の住宅地に大きな被害をもたらした。

これらの状況を踏まえ、神奈川県においては、平成22年度から平成24年度にかけて施設計画検討を実施し、越波対策の必要性が確認されたため、この地区を海岸保全区域に指定することとした。

住宅地の越波被害対策のため、今後の海岸保全施設整備にあたり、葉山町と連携を図りつつ推進するよう要望する。

#### 《措置状況》【環境農政局・県土整備局】

葉山海岸（一色下山口地区）の内、芝崎地区では、荒天時に護岸を越波する状況が頻発していることから背後地等を防護するための海岸保全対策が必要となったため、平成24年2月に葉山町と地元町内会長などで構成する「葉山海岸（一色地区）海岸保全施設計画検討会」を設置し、3回の検討会を開催し、平成25年2月に海岸保全対策計画を取りまとめました。

平成25年9月に、海岸保全区域の指定告示を行い、既設護岸の補強及び消波ブロックの設置工事に着手いたしました。

こうした海岸保全施設の整備については、隣接する真名瀬漁港の管理者である葉山町と連携を図りながら、整備を進めております。

漁港管理者である葉山町が、漁港区域内で海岸保全施設を整備する際には、技術的支援を行うとともに、国の助成制度の活用について助言してまいります。

## 2 湘南地域要望

#### ＜要望事項＞

##### (1) 東海道新幹線新駅誘致及びツインシティ倉見地区まちづくり並びに（仮称）湘南台寒川線の整備促進について（寒川町）

新幹線新駅設置及びツインシティのまちづくりは、寒川町はもとより、県央・湘南都市圏の発展と、県土の均衡ある発展のために、必要不可欠な事業といえる。

当町でも現在、神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会等での誘致活動をはじめ、新幹線利用客の移動や東海道新幹線新駅とリニア中央新幹線新駅の2つのゲートを結ぶ南北方向の軸の強化としての相模線の複線化に向けた取り組みを進めるなど、県・平塚市と当町がそれぞれの役割をもって事業実現に向けた取り組みを鋭意進めており、ツインシティのまちづくりの熟度を着実に高めているところであるが、その一方で事業に伴う財源確保は大きな課題となっている。

県においても、地元の状況等を理解し、財政的支援に尽力いただきたい。

また、ツインシティ倉見地区を魅力あるものとするためには周辺都市からのアクセス整備も重要であり、（仮称）湘南台寒川線は、東海道新幹線新駅誘致と連動して進めるツインシティのまちづくりに密接に関わる道路であるとともに、寒川町北部地域と藤沢市湘南台方面とを結ぶ東西交流幹線道路として、県の「改定・かながわのみちづくり計画」に位置づけられており、県の南北方向の軸となるさがみ縦貫道路へのアクセス道路として重要な役割を担っている。

当該道路は、県のご協力により、寒川町域は3・3・3号宮山線、藤沢市域は3・3・9号遠藤宮原線として平成24年度末に都市計画決定されルートが確定したところで、茅ヶ崎ジャンクションから寒川北インターチェンジまでが平成25年4月14日に暫定供用され、平成26年度に

は全線開通が予定されている。

当該道路は、そのさがみ縦貫道路寒川北インターチェンジへのアクセス機能を持つ広域的な幹線道路であることからも、県は、早期の事業化、早期供用に向け着実に事業費を確保しながら進めていただくよう要望する。

#### 《措置状況》【県土整備局】

新幹線新駅誘致については、神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会による誘致活動に加え、県としても国等関係機関への要望活動を行っているところであります。

東海旅客鉄道株式会社（JR東海）は、新駅誘致の要望に対して、「リニア中央新幹線が開通し、東海道新幹線のダイヤ構成に余裕が生まれれば、新駅設置の余地が高まる。

駅設置の可否については、周辺地区における都市形成の状況などを十分検討した上で判断する。」という趣旨の回答をしており、新駅の実現に向けては、リニア中央新幹線の手続の進捗とともに、新駅の受け皿となるツインシティのまちづくりの取組みを進めることが重要となります。

ツインシティのまちづくりについては、平塚市大神地区及び寒川町倉見地区において、面整備の説明会や戸別訪問を行い、精力的に調整を進めた結果、多くの方々の賛同をいただいており、寒川町・平塚市とともに地元の皆様と協議を重ねながら、早期の都市計画決定に向けた取組みを進めてまいりました。

ツインシティ大神地区のまちづくりについては、都市計画手続を進めており、平成26年2月には、都市計画案の縦覧や、条例に基づく環境影響予測評価書案の縦覧を行ったところであります。

ツインシティ倉見地区のまちづくりについては、都市計画手続に向け、まずは寒川町においてまちづくりの方針を固め、まちづくりの熟度を高めていただき、そのうえで県、町それぞれの役割分担についても調整していきたいと考えております。

(仮称)湘南台寒川線については、「かながわのみちづくり計画」の整備推進箇所に位置付けております。

平成24年度末に都市計画決定され、平成25年度、事業に着手し、今後、早期の供用をめざし積極的に取り組んでまいります。

---

#### 《要望事項》

##### (2) 田端西地区まちづくりの整備促進について（寒川町）

さがみ縦貫道路寒川南インターチェンジ周辺の田端西地区は、町の産業集積拠点として、大変、大きなポテンシャルを持った地区である。

また、本年2月にはさがみ縦貫道路沿線地域等が「さがみロボット産業特区」に指定され、さらなる発展が期待されている。

現在、町では平成24年11月に設立された「土地区画整理組合設立準備会」と協働し、事業化に向けての検討を行っているところである。

しかしながら、事業実施を行うためには、人的、技術的な課題、企業誘致や財源的な問題など、数多くの問題、課題があり、県は地元の状況等を理解し、まちづくりに対する支援として、事業費に対する助成、企業誘致の斡旋、業務の代行などについての支援を要望する。

#### 《措置状況》【環境農政局・県土整備局】

田端西地区は、平成22年3月の第6回線引き見直しで特定保留区域に位置付けられ、「田端西地区土地区画整理組合設立準備会」において、土地区画整理事業の事業化に向けた検討が進められております。

県としては、まずは町が地元住民や関係機関との調整を十分に図り、土地利用計画や道路等の基盤整備計画を確定していくことが必要と考えております。

その上で、国の補助制度の活用などについては、技術的な支援を行ってまいります。

県では「インベスト神奈川2ndステップ」により企業誘致に積極的に取り組んでおります。

また、平成25年度からは、この制度を拡充し、寒川町を含めた9市2町の特区エリア内に立地するロボット関連企業には、不動産取得税の1／2相当額の「産業集積促進奨励金」を交付するなど、経済的なインセンティブを高めております。

今後ともロボット関連産業等の集積を促進するため、県と市町が連携しながら個別企業へのプロモーション活動等を展開してまいります。

---

#### ＜要望事項＞

##### (3) 小田原・厚木道路二宮インターの改良・新規インターチェンジの設置について

(二宮町・中井町)

国道小田原厚木道路に設置されている二宮インターは、近年の交通車両の増大と車両の大型化に伴ってインター及びその周辺で危険な状態が続いている。その主な原因は、インターの加減速車線が短く近接していること、インターへの出入りが町道を取り込んだ構造になっていること、国道小田原厚木道路トンネルと二宮トンネルが近接し屈折した構造となっていることなどが原因と考えられる。

周辺市町の都市化に伴って交通車両が増大していることや、さらに当該地と近接する小田原市や中井町では大規模開発計画が予定されていることなどから、ますます交通量の増加が予測される事態となっている。

については、これらのこと考慮し、国道小田原厚木道路二宮インターの構造的改良、また、二次的には周辺地域も含めた全体的な交通体系の視点から、交通車両が円滑に走行できるよう新規インターを設置するなどの措置を講ずるよう、国への働きかけを要望する。

#### 《措置状況》【県土整備局】

小田原厚木道路二宮インターの改良などにつきましては、御要望の趣旨を中日本高速道路株式会社に伝えておりますが、地形の制約や事業計画の観点から、困難であると聞いております。

---

#### ＜要望事項＞

##### (4) 西湘バイパス下り線ランプの設置について (大磯町・二宮町)

西湘バイパス下り線ランプの設置については、構造的課題や相当数の用地確保など困難な課題があると認識しているが、国道1号線の混雑緩和及び交通体系網の整備の観点から、二宮インター又は橋インター下り線ランプを視野に入れた整備を要望する。

また、この地域の国道1号は、慢性的な交通渋滞を引き起こしており、そのため路線バスの定時運用が難しくなってきていることから乗降客が減り、路線バス等の規制緩和とあいまって、路線バスの廃止に拍車を掛ける要因にもなっている。そこで、高速道路無料化社会実験計画に基づき平成22年6月から平成23年6月まで実施された西湘バイパスの通行料無料化実験の成果を踏まえて、国道1号の渋滞緩和や経済活動などの円滑な交通確保のため、西湘バイパスの通行料を朝夕の通勤時間帯だけでも無料化を継続するよう要望する。

#### 《措置状況》【県土整備局】

西湘バイパス橋インター下り線ランプの設置については、御要望の趣旨を中日本高速道路株式会社に伝えておりますが、地形の制約や事業計画の観点から困難であると聞いております。

また、料金施策については、国の動向を注視しつつ、高速道路ネットワークを最大限利活用する料金制度の導入について、引き続き、国や高速道路会社に働きかけてまいります。

#### ＜要望事項＞

##### (5) 自然環境と調和し、人々の憩いの場となる葛川の整備等について

(大磯町・二宮町・中井町)

大磯町・二宮町・中井町の3町を流れる葛川は、そこに住む人々の生活に溶け込んだ川として親しまれている。3町では、この葛川の流れを守り、まちづくりに活かそうと、平成14年に「葛川サミット」を立上げ、これまで啓発活動等、様々な活動を行ってきた。また、これらの活動と並行して、町民ボランティア等の活動も活発に行われており、行政と町民が協力し、取組みを行う体制が整いつつあるところである。葛川サミットの目的の一つには、葛川に清流を取り戻すことが掲げられており、昨今は下水道整備やボランティアの清掃活動から、葛川の水質は改善の傾向にあるが、この3町の大切な自然財産である葛川が、一つの連続した流れとして、周囲の自然と調和し、流域全体が水と親しめるものとなるために、さらなる県の支援及び早期の整備を要望する。

また、葛川と不動川の合流点付近から上流部における護岸未整備区間の早期整備についてもあわせて要望する。

#### 《措置状況》【県土整備局】

県では、沿川の自治会等に草刈りや清掃を行っていただく自治会委託制度を設けており、葛川においても地元の皆様に清掃を実施していただいております。今後も沿川市町村と連携しながら、自治会委託制度のさらなる活用や、地域で行われる河川美化活動への協力など、地域との協働を一層進め、良好な河川環境の保全に努めてまいります。

また、これまで葛川サミット等に参加し、地域の方々の御意見を伺いながら事業を進めており、今後も葛川サミットの趣旨に沿うよう、葛川の護岸等の整備を引き続き推進するとともに、河川の草刈りや清掃活動等への支援をしてまいります。

#### ＜要望事項＞

##### (6) 大磯港の再整備について (大磯町)

大磯港の再整備は、「大磯港活性化整備計画」に基づき、良好で快適な港空間の早期整備に向けて取り組んでいる。また、新たな観光の核づくり事業においても、大磯港は、産業振興や地域振興などの活性化を図る重要な拠点の1つとなり、中でも整備計画の後半に位置付けられている「賑わい・交流ゾーン」においては、産業や観光の観点からも特に重要なゾーンとなる。そのため、施設整備については、賑わいや魅力などを創出できるよう、県だけの考え方ではなく、町及び関係機関などからの意見を踏まえ、地域活性化の拠点となる整備を進めていただくとともに整備計画における他のゾーンの未整備施設についても、計画に基づく整備に向けた取り組みをいただくよう要望する。新たな観光の核づくりの認定を受け取り組んでいる中の拠点となる施設の整備になるため、新たな観光の核づくりの取り組みの視点からの県の支援もあわせて要望する。

#### 《措置状況》【県土整備局】

大磯港では、「大磯港活性化整備計画」に基づき、現在、平成29年の完成を目指して整備を進めしており、これまで、「賑わい・交流ゾーン」にある老朽化した港湾管理事務所や漁業協同組合事務所の建て替え等を残して概ね完成しております。

港湾管理事務所については、今年度、耐震診断を実施し、その結果に基づき、大磯町や港湾利用者の御意見も伺いながら、対応を検討してまいります。

また、「賑わい・交流ゾーン」以外の未整備施設についても、大磯町と協議しながら、整備に向け検討を進めてまいります。

---

#### ＜要望事項＞

##### (7) 大磯海岸防潮堤の津波対策について（大磯町）

金目川から大磯港までの防潮堤は、昭和元年に築造され、昭和47年からは改修工事が行われ、平成17、18年度には神奈川県が耐震補強工事を行い現在に至っている。

現在の防潮堤は、津波や高潮を想定し、港湾部で約8.5m、海岸部で約8mの整備がなされ、改修工事や耐震対策工事が行われてはいるものの、築造されてから約86年が経過しており、構造物として津波の威力や衝撃力に耐えられるものか否か不安であり、防潮堤の強度について早急に調査され、調査結果によっては必要な措置を早急に講じられたい。

また、昨年度の要望に対して「新たな津波浸水予測図に基づき、設計津波の水位の設定、天端高、耐震対策の考え方、施設を越流した場合でも粘り強く効果を発揮する防潮堤等の構造について必要な検討を行ってまいります。」との回答を得たが、そのうち港湾区域には、12箇所に門扉が設置されており、うち大型の3門扉のみ電動化されている。平成24年3月に神奈川県が発表した津波浸水予測図では、短時間で津波の第1波が襲来することが予測されている。災害時の防潮堤門扉閉鎖にかかる時間短縮のため、門扉の電動化や、小規模の門扉については、常時閉鎖が可能となるよう階段化等の措置を講じるよう要望する。

#### 《措置状況》【県土整備局】

金目川から大磯港までの防潮堤については、延長約1,850mの耐震診断を既に行っており、その結果、耐震性が不足していた86mについて、平成18年度に耐震補強工事が完了しておりますが、現在、防潮堤が津波の威力や衝撃力に耐えられるものか否かを調査する方法が確立されていない状況であります。

今後、調査方法等が国から示されるなど、明確になった後に、具体的な調査を行ってまいります。

また、港湾区域内にある門扉のうち大型門扉については、既に電動化が完了しており、小規模門扉については、引き続き、大磯町や地元住民の意見を伺いながら、常時閉鎖に向け、取り組んでまいります。

---

#### ＜要望事項＞

##### (8) 介護報酬並びに障害福祉サービスの報酬にかかる地域区分の設定について（大磯町）

介護保険は平成24年4月から第五期計画（平成24年度～平成26年度）の期間となり、これに伴い介護保険料が各市町村で見直しをしされましたが、あわせて介護従事者的人件費である介護報酬についても改定が行われた。

介護報酬については、介護職員の処遇改善を目的に引き上げが行われたが、同時に介護報酬の地域区分についても見直しが行われている。

地域区分見直しの結果、大磯町は平成24年度以降の介護報酬地域区分について、現行同様の上乗せのない「その他地域」とされているが、大磯町の周辺で二宮町は今回の見直しにより「6級地（3%上乗せ）」に、また平塚市は「5級地（6%上乗せ）」に見直され、生活圏が同一と考えられる湘南西部地域の中で大磯町1町だけが上乗せのない地域となっている。

また、この地域区分は、介護報酬だけではなく障害福祉サービスの報酬についても同様とされているが、障害福祉サービスを含め、介護従事職員の行うサービスの質に地域差などではなく、地域区分を設定する必要があるのであれば、市町村ごとの決定ではなく、生活圏を同じくするなどもっと広域での設定について、県から国への働きかけを要望する。

#### 《措置状況》【保健福祉局】

介護報酬の地域区分については、地域の実情に即したものとなるため必要な見直しを行うよう国へ提案しております。

また、障害福祉サービスの報酬の地域区分については、機会を捉え、今回の御要望の点について、

国に伝えてまいります。

.....

#### ＜要望事項＞

##### (9) 広域的ネットワークを形成する道路整備に伴う消防力の充実強化への支援について

(寒川町)

首都圏の広域ネットワークを形成する道路整備は、沿道市町の利便性が図られるだけではなく、県が進める「いのち輝くマグネット神奈川」の柱の1つである「人を引きつける魅力ある地域づくり」として、新たな観光の核づくり、湘南江の島の魅力アップへの役割を担うものであると考える。

県土構造の骨格として重要な自動車専用道路である「さがみ縦貫道路」の全線開通を控え、自動車専用道路への円滑なアクセスを確保するため、インターチェンジ接続道路として藤沢・大磯線が暫定供用され、また、交流幹線道路網として（仮称）湘南台寒川線の整備を進めている状況の中、交通結節点である寒川町へ交通流入の増加が見込まれることから、重大な交通事故等に対応するため、早急に消防力の強化を図る必要がある。

については、県民はもとより県外からの来訪者が、安全で安心して利用できる道路として、沿道市町の消防力の強化に対する財政的支援として、柔軟に対応できる補助制度の創設などをはじめ、多様な角度からご支援を要望する。

#### 《措置状況》【安全防災局】

県では、平成8年度から、法人二税の超過課税を活用して、15年間で約300億円の支援を行い、市町村の消防防災力は大きく底上げが図られたものと考えております。

平成23年度からは「市町村消防防災力強化支援事業」を創設し、民間木造住宅の耐震化と市町村消防の広域化に重点を置き、積極的に取り組む市町村を支援しております。

同事業では、時限を平成27年度までとしておりますので、まずは、同事業を活用し、計画的に地震防災対策を進めていただきたいと考えております。

.....

#### ＜要望事項＞

##### (10) 砂防指定地の保全について（二宮町）

二宮町内の県砂防指定地には葛川の準用河川区間と打越川が指定されていますが、近年のゲリラ豪雨等により打越川の護岸等の破損が顕著な箇所が生じています。砂防指定地の抜本的な保全対策のためにも、砂防施設の早期整備を要望する。

#### 《措置状況》【県土整備局】

砂防指定地葛川は昭和53年度までに整備が完了しておりますが、護岸工の基礎部が一部洗掘されているため、平成25年度から護岸の根継工や水叩工の補修を行っており、今後も、適正な維持管理を行ってまいります。

また、砂防指定地打越川は、二級河川葛川合流点より若宮橋までの下流区間について平成20年度までに整備が完了しております。若宮橋上流区間については、下流区間に比べ保全人家が連担していないことから、現時点での整備は困難ですが、著しく渓岸浸食が進行する等の兆候があれば、必要に応じ対策を図ってまいります。

.....

#### ＜要望事項＞

##### (11) 寒川駅北口駅前への交番移設について（寒川町）

寒川駅北口地区は、町の玄関口の役割を担う地区として位置づけられ、健全な町の中心商業地づくりを推進することで活力のある交流ができる地域として、地域住民をはじめ多くの人がこの地域を行き交う地区である。

こうした状況を踏まえ、寒川町では、駅前にぎわいとともに、安心・安全への取り組みが求められていることから、民地を借用し防犯連絡所を設置することとしたが、借地であるがゆえに地域の安心・安全を守る拠点として長期的に設置していくことは難しい状況にある。

ついては、寒川の中心地区である寒川駅前において変化する治安情勢に対応し、安全な生活環境を確保する活動拠点を確実に確保する必要があるので、平成26年度中に現在町内に3箇所設置されている交番のうち1箇所を寒川駅北口駅前へ移設することを要望する。

#### 《措置状況》【警察本部】

交番の設置については、限られた予算及び人員で交番としての機能を最大限に発揮するために、スクラップ・アンド・ビルトを原則として、要望地区における犯罪及び交通事故の発生状況、行政区・面積・人口の実態、都市の形態、道路・鉄道の整備状況のほか、警察署、隣接交番・駐在所との位置関係、交番用地の確保状況、警察官の確保等を総合的に勘案しながら検討しております。

寒川町内3か所に設置されている交番のうち1か所を寒川駅北口駅前に移設することにつきましては、地域住民の皆様の意見や、街づくりに大きな役割を果たす寒川町等の関係行政機関の意見等にも配慮し、連携を図りながら、交番の建て替えの時期をとらえて検討してまいります。

---

### 3 足柄上地域要望

---

#### ＜要望事項＞

##### (1) 都市計画道路和田河原開成大井線の建設について（足柄上郡）

都市計画道路和田河原開成大井線は、主要地方道74号（小田原山北）と国道255号を結ぶ、足柄地域の新たな東西連絡道であり、地域全体の将来のまちづくりにおいて重要な役割を担う路線として、早期整備が期待されている。

現在、県事業として、「酒匂川2号橋」の整備に着手され、平成26年度供用開始に向け事業に取り組んでいただいているが、完成後の酒匂川2号橋から国道255号までの路線の早期事業化を要望する。

#### 《措置状況》【県土整備局】

都市計画道路和田河原開成大井線については、県道720号（怒田開成小田原）から酒匂縦貫道路までの「足柄紫水大橋」と名称が決まった「（仮称）酒匂川2号橋」を含む延長約1km区間が開通したところであり、これに続く、足柄紫水大橋から東側への延伸については、町と連携して事業を進めてまいります。

---

#### ＜要望事項＞

##### (2) 県道711号（小田原松田線）の信号機増設について（足柄上郡）

県道711号の大井町区間における信号機未設置の3箇所は、交差点周辺に学校や福祉施設、民間企業等が立地している他、多くの農地があり、学生や企業関係者及び住民が信号機のない交差点を横断している状況である。

こうした中、信号機未設置交差点周辺の町道等が整備され、さらには当該道路が供用開始されたため、交通量が増加し、地域から交差点の閉鎖解除や安全対策を求める声が、これまで以上に高まっている。

また、当該路線に接続される「酒匂川2号橋」が平成26年度供用開始予定であり、当該路線の交通量が飛躍的に増大し、危険性が更に増すことは明らかである。

このため、こうした状況を考慮いただき、地域住民の安全を確保するため、早期の信号機の

設置を要望する。

#### 《措置状況》【警察本部】

信号機の整備については、交通の安全と円滑化を図るため、道路状況、通学児童等の利用状況等を含めた交通状況、沿道環境及び交通事故の発生状況や地域住民、関係行政機関、その他道路利用者の要望・意見を総合的に検討し、県内全体の必要性を判断した上で、必要性の高い箇所から順次整備しております。

御要望の県道711号(小田原松田線)への信号機の新設については、要望のありました7交差点のうち4交差点には、交通の安全と円滑を図るため、既に設置しているところあります。

残り3交差点のうち、現在横断歩道が設置されている2交差点については、酒匂川2号橋の供用に伴い交通量の増加が見込まれることから、平成25年度中に設置する予定あります。

横断歩道が設置されていない残りの1交差点については、現況設置の必要性は低いと判断しております。

---

#### 〈要望事項〉

##### (3) 都市計画道路山北開成小田原線の信号機設置について（足柄上郡）

現在、開成町牛島地内において都市計画道路山北開成小田原線の整備が進められているが、この都市計画道路と交差する町道は、地域住民の生活道路として交通量が非常に多い道路である。

また、近接する開成町南部地区では土地区画整理事業が進められており、当該都市計画道路の交通量の大幅な増加も予測されることから、地域住民の安全を確保するため、当該交差点への信号機の設置を要望する。

#### 《措置状況》【警察本部】

信号機の整備については、交通の安全と円滑化を図るため、道路状況、通学児童等の利用状況等を含めた交通状況、沿道環境及び交通事故の発生状況や地域住民、関係行政機関、その他道路利用者の要望・意見を総合的に検討し、県内全体の必要性を判断した上で、必要性の高い箇所から順次整備しております。

御要望の交差点への信号機の新設については、現況の交通量から、緊急的な信号機設置の必要性は認められないことから、供用後の交通状況を確認し、必要性が高まった段階で設置の判断をしてまいります。

---

#### 〈要望事項〉

##### (4) 小田急開成駅前への交番設置について（足柄上郡）

近年、小田急線開成駅周辺は、高層マンションの建設、大型スーパーや金融機関の開店、開成南小学校の開校など発展を遂げている。

さらに、現在、南部地区土地区画整理事業及び（仮称）酒匂川2号橋の建設が進み、この地域がますます発展することは確実な状況となっており、開成町が行った人口推計では、今後約2500人の人口増加が見込まれている。このため、地域住民の安全と治安維持のため、早急な開成駅前への交番設置を要望する。

#### 《措置状況》【警察本部】

交番の設置については、限られた予算及び人員で交番としての機能を最大限に発揮するために、スクラップ・アンド・ビルトを原則として、要望地区における犯罪及び交通事故の発生状況、行政区・面積・人口の実態、都市の形態、道路・鉄道の整備状況のほか、警察署、隣接交番・駐在所との位置関係、交番用地の確保状況、警察官の確保等を総合的に勘案しながら検討しております。

開成駅前地区は、松田警察署「吉田島駐在所」（夜間は新松田駅前交番）が管轄しておりますが、開成駅前地区から約2.0kmと近接した地区内に、「吉田島駐在所」、「延沢駐在所」、「新松田駅前交番」及び小田原警察署「栢山駅前交番」の2交番、2駐在所があります。

このように、現在の交番・駐在所の配置状況等を踏まえ、前記事項を検討しますと、現時点での交番の新設は困難な状況であることから、開成駅前連絡所に交番勤務員やパトカー勤務員が立寄りを実施し、警戒を強化するとともに、地域住民の皆様の利便性を向上させるために交番相談員も派遣しております。

今後も、同地区の開発状況及び治安情勢の推移等を見ながら、交番等の適正配置を検討してまいります。

---

#### ＜要望事項＞

##### (5) 酒匂川左岸道路の延伸について（松田町・山北町）

酒匂川左岸道路は、既に小田原市から大井町まで昨年度から供用開始されているが、松田町から山北町の大口橋までの区間は、「かながわ交通計画」に位置づけられていないため、松田町と山北町と共同で、酒匂川左岸道路の北部延伸について、調査・研究を進めるとともに、県に対して当該計画への位置づけを要望してきたところである。

本要望路線は災害時などの国道246号の代替輸送路として重要な路線であるため、速やかに「かながわ交通計画」の見直しを行っていただき、本路線を計画に位置付けるよう要望する。

#### 《措置状況》【県土整備局】

「かながわ交通計画」における一般幹線道路網には、自動車専用道路の利用圏域の拡大を図るとともに、多様な交流・連携を支え、道路ネットワーク全体の効率性を高める道路を位置付けております。幹線道路網は、安全で災害に強い県土づくりに寄与するものであることを踏まえ、御要望については、今後、本計画を見直す際に検討いたします。

---

#### ＜要望事項＞

##### (6) 東名高速道路秦野中井インターチェンジ周辺における都市的土地区画整理事業について

（中井町）

秦野厚木道路（国道246号バイパス）は、平成8年に都市計画決定され、厚木工区では整備事業が進められている。

平成18年12月には、概ね10年の間に暫定2車線による整備方針が示されたところであり、毎年行われる「道路整備の促進を求める神奈川大会」においても、神奈川を支える幹線道路ネットワークとして、整備を強力に促進することが決議された。

地域としても既存国道の恒常的な渋滞は地域生活や経済活動に大きな支障を及ぼしており、また、246号バイパス建設と合わせて整備予定の県道71号秦野二宮線に接続する東名の側道整備についても、接続部について国・県との協議が必要となるので早期事業化への取り組みについて、より一層の国への働きかけを要望する。

また、近隣の秦野市、平塚市と連携してJCTとなる東名秦野中井ICを活用した交通ネットワークの形成について検討をしており、これらの実現に向けた取り組みや特段の配慮を要望する。

#### 《措置状況》【県土整備局】

国道246号バイパスの事業化区間については、7月に県内関係市町や経済団体と連携して、国へ早期整備を要望しているところであります。

特に伊勢原市域については、新東名高速道路の開通に間に合うように早期整備促進を図るとともに、未事業化区間については、平成26年度の事業化を国に強く要望しております。

引き続き、様々な機会を捉えて国に強く働きかけてまいります。

---

#### ＜要望事項＞

##### (7) 中井町南部地区の事業化への支援について（中井町）

中井町南部地区メガソーラー事業は、県が取り組む「かながわスマートエネルギー構想」の一環で、大規模太陽光発電の普及を促進するための施設として、本地区でメガソーラー事業を行うことが正式決定され、町としてもこのメガソーラー事業が実現できたことは大変喜ばしく、地元住民をはじめ周辺地域の活性化につながるものと大いに期待を寄せている。

このたびの事業決定を契機に、町の豊かな自然環境をさらに活かした、活力と魅力に満ちたまちづくりのため、メガと連携した新たな産業の創出、見学施設や散策路整備などを進めたいことから、県等の特段の指導と支援を要望する。

#### 《措置状況》【政策局・産業労働局】

「中井町南部地区メガソーラー事業」については、「かながわスマートエネルギー構想」の取組みの一環として、県、中井町、神奈川県住宅供給公社及びスパークス・グリーンエナジー＆テクノロジー株式会社の4者で基本協定を締結し、共同事業として取組みを進めております。

県としても地域経済の活性化といった観点を踏まえ、引き続き中井町と連携を図りながらメガソーラー事業を推進してまいります。

なお、神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金における特定地域課題解決型事業（「魅力ある地域づくりによる県西地域定住・交流人口アップ事業」）では、メガソーラーを地域資源として活用した市町村の取組みを助成の対象としておりますので、御要望にあるような見学施設や散策路を、町が整備する場合は、こうしたメニューの活用が可能と考えております。

---

#### ＜要望事項＞

##### (8) 2級河川の整備について（中井町）

中村川は、「かながわの川づくり計画」に示されている基準では、河川整備は完了済みであるとされているが、近年の時間100ミリを超えるゲリラ豪雨が近隣の市町で起きており、本町でも発生しない保証はない。

こうしたなか、これらを想定した洪水ハザードマップを策定し、町民に配布したところであるが、県は、今後も計画的な河床整理と平成26年度の「河川整備基本方針の策定」において基準の見直しを図り、護岸の未整備区間や浸水想定区域箇所を含めた護岸整備の検討と早期実施を要望する。

また、藤沢川においては、一部区間で未改修であり、地元地域からも県に対し幾度となく河川改修の要望を行ってきたが、早期の事業着手に向けた特段のはからいを要望する。

#### 《措置状況》【県土整備局】

中村川の河床整理については、旭橋から上流の土砂の堆積が著しい区間約1.7kmを平成14年度より、順次、計画的に実施しており、平成25年度に当該区間の河床整理が完了する予定であります。今後も、これまで河床整理を実施した区間も含めて、土砂の堆積状況を見ながら河床整理を引き続き実施してまいります。

また、護岸の整備については、一部山付きのところで、整備の必要がない区間を除き、完了しております。今後は、老朽化した護岸で、洗掘などにより、崩落が想定されるようなところから、優先的に対応してまいります。

藤沢川については、下流の中村川合流点から寺ノ下橋上流までの1,140m区間の河川改修工事が平成13年度に完了しております。また、上流部の素掘りトンネル部は崩落の危険性があるため平成19年度から調査に着手し平成22年度に工事が完了しております。

今回要望があった未整備区間は、平成24年度に一部区間の測量調査を実施しましたので、今後、現況河道を把握し状況を見ながら河床掘削や護岸補修を実施してまいります。  
また、河川整備については、県内の整備状況を見ながら調整してまいります。

---

#### ＜要望事項＞

##### (9) 寄地区から秦野市への連絡道路の整備について（松田町）

寄地区への主要幹線は、国道246号を起点とした急傾斜の山間地を通過する県道710号（神縄神山線）の1路線と、寄地区と秦野市を結ぶ連絡道路は、県営林道土佐原線と秦野市道であるが、災害時にこれらの道路及び道路法面の崩壊等が発生し、地域住民が孤立することが予想される。

については、防災上の見地からも県道710号の拡幅及び法面保護等の改良工事を引き続き要望するとともに、秦野市への連絡道路である県営林道土佐原線を緊急車両が支障なく通行できるよう幹線整備を要望する。

#### 《措置状況》【環境農政局・県土整備局】

県道710号（神縄神山）については、防災上の観点より、緊急度の高い箇所から法面保護等の整備を行っており、今後とも地元の御協力を得ながら、事業推進に努めてまいります。

なお、拡幅整備については、今後の検討課題と考えております。

土佐原林道については、これまでに県と松田町との間で「県営林道土佐原林道の管理に関する覚書（平成14年7月26日）」を取り交わしており、松田町に管理換えをしていくこととなっております。

また、この覚書で県の役割に位置付けている、交通安全を図る改良工事等について、林道としてできる整備は終了しております。

また、管理換えの条件整備として、覚書にある「土佐原林道の管理区域を明確にする敷地調査」を進めてきましたが、平成24年度に完了いたしました。

今後は、松田町へ引き渡す書類の選別など具体的な管理換え業務について、町と調整を図りながら、早期に移管できるよう進めてまいります。

---

#### ＜要望事項＞

##### (10) 県道711号（小田原松田線）の歩道設置工事について（松田町）

県道711号（小田原松田線）歩道設置工事は、小田急線踏切から旧・松田土木事務所までが完了し、地域住民をはじめ通学や通勤客の安全が確保され、また平成23年度より新たにはじまった松田町第5次総合計画の「将来像の実現を支える6つの柱」として位置付けている「安全で心地よい環境を育む」の実現といった面からも、県事業の成果によって町の中心市街地としての都市機能の向上と魅力の創出が着々と図られている。

さらに、新松田駅北口交差点及びJRガード内については、幅員が狭く交通渋滞を引き起こしていることから、歩行者の安全と車両等の円滑な通行を確保するため、駅前広場周辺の整備を念頭においた改良事業を要望する。

#### 《措置状況》【県土整備局】

新松田駅北口地区の整備については、まずは、町が地元住民や土木事務所などの関係機関と調整を十分に図り、駅前広場の整備計画を策定することが必要と考えております。

その上で、社会資本整備総合交付金の活用や、県道との連携など整備の進め方について、技術的な支援を行ってまいります。

#### ＜要望事項＞

##### (11) (仮称) 林道秦野峠高松線の新設について (山北町)

山北町では森林の適正な整備・保全を図り、効率的な林業経営を行うための基盤となる施設として、(仮称) 林道秦野峠高松線の必要性を鑑み、県に対して新たな林業振興型林道として開設を要望しているところであり、実現化に向けては県と積極的に連携を図りたいと考えている。

このため、この林道の事業化に向けた取り組みについては、進捗状況などの情報提供も含め、当町と十分連携を取りながら、進められることを要望する。また、この事業の推進にあたり、県と町がそれぞれ担う役割などを具体的に提示いただくとともに、林道開設までのロードマップを策定されることを併せて要望する。

#### 《措置状況》【環境農政局】

林道の新設については、「神奈川地域森林計画書」(森林区域別の林道整備の方針)及び「林道整備の考え方」において、開設要件や規格、県と市町村の役割分担等の基本方針を定めております。

御要望箇所は、現地の状況について、調査を始めているところあります。「林道整備の考え方」の基本方針を踏まえると、町に事業主体や管理主体としての役割を担っていただくことも想定されますので、今後も山北町及び関係者と連携して現地踏査や調査・事業化の検討を実施してまいります。

#### ＜要望事項＞

##### (12) 酒匂川の河川環境の保全に向けた管理事業の拡大について (足柄上郡)

県が河川管理者として、次の事項について積極的に取り組まれることを強く要望する。

ア 「酒匂川総合土砂管理プラン」に基づき、計画的に堆積土砂の除去を行い、流下断面を確保し、治水安全度の向上を図るとともに、堤防法面の洗掘などによって堤防が決壊しないよう、堤防の現況診断を実施するなど、その安全性を確認すること。

#### 《措置状況》【県土整備局】

「酒匂川総合土砂管理プラン」では、平成22年台風第9号による土砂環境変化の回復を喫緊の対応としております。

現在、堆積土砂対策を推進しており、平成24年度には約7万m<sup>3</sup>の堆積土砂を除去し、平成25年度も約7万5千m<sup>3</sup>の除去を予定しております。

酒匂川では、河川堤防の点検として、洪水時の安全性に対する点検と、地震時の安全性に対する点検を行っております。

洪水時の安全性に対する点検については、これまで取り組んでおり、平成25年度に完了する予定であります。

地震時の安全性に対する点検については、東日本大震災での各地の地震被害を受け、平成24年度に着手し、平成26年度も引き続き実施してまいります。

今後、これらの点検の結果を踏まえ、堤防の強化が必要であれば、順次、対策を実施してまいります。

#### ＜要望事項＞

イ 左岸の堤防区域内は、管理用道路が解放されており、車が自由に往来できることもあり、不法投棄が多発している状況などを踏まえて、河川区域内における不法投棄物の撤去及び堤防法面の草刈りなどについては、河川管理者の責務として事業の拡大に努め、積極的に取り

組まれること。

#### 《措置状況》【県土整備局】

県では、不法投棄物の撤去については、河川環境を維持していくため、散乱ゴミの撤去等を実施しております。また、河川の草刈りについては、業者に発注して堤防の草刈りを実施しておりますが、地域の自治会等の皆様にお願いする自治会委託制度を活用し、一部の区間では、地元自治会の皆様に草刈りを実施していただいております。厳しい財政状況の中ですが、町と連携しながら、自治会委託制度のさらなる活用を図るなど、良好な河川環境の保全に努めてまいります。

## 4 足柄下地域要望

#### ＜要望事項＞

##### (1) 土地利用調整システムの抜本的な見直し等について（足柄下郡）

神奈川県土地利用調整条例では、1ha以上の大規模開発に関して知事への協議を義務付けており、非線引き白地地域における建築物系の開発行為については、経過措置として当分の間、対象面積を3000m<sup>2</sup>以上に引き下げており、その効果もあって、県西地域においては開発行為が抑制され、秩序ある土地利用が確保されているものと認識している。

しかしながら、平成21年3月31日をもって「1ha未満の開発行為に関する指導基準」（以下、指導基準）が廃止され、小規模な開発行為については、各市町村の自主性に委ねられることとなったことから、このことに伴い、今後、開発抑制効果の減少が懸念されている。仮に建築物系の開発行為における開発区域の面積の経過措置についても廃止となった場合には、町単独で県の土地利用調整システムと同等の効果を持続させることは非常に困難であり、秩序ある土地利用の確保が難しくなることが考えられることから、指導基準が廃止されたことも鑑み、条例の建築物系の開発行為における開発区域面積の経過措置にを、「当分の間」との規定を継続するのではなく、条例の本則へ移行するよう要望する。

#### 《措置状況》【政策局】

土地利用調整条例では、1ha以上の大規模開発に関して知事への協議を義務付けておりますが、非線引き白地地域等における建築物系の開発行為については、経過措置として当分の間、対象面積を3,000m<sup>2</sup>以上に引き下げております。

この条例の趣旨としては、県が広域的な立場から直接に関与すべきものとしては、1ha以上の大規模な開発を対象とし、それ未満の開発計画については、個別法令による規制を除き、市町村の考えを尊重して自主的・主体的なまちづくりに委ねることとしていることから、経過措置を条例本則に規定することは考えておりません。

なお、経過措置の取扱いについては、当該市町村と十分調整してまいります。

#### ＜要望事項＞

##### (2) 西湘バイパス改築工事の再延伸について（真鶴町・湯河原町）

国道135号の渋滞解消・災害時の代替性を考慮して、西湘バイパスの延伸を要望している。平成15年度より専門家を加えた「小田原真鶴間道路整備検討会」を開催し、長期的・技術的対策等の検討をして、山側バイパスの整備は技術的に実現可能であるとの報告を受けたが、引き続き路線検討を含め長期的対策の具体化を達成するため、事業化に向けてなお一層の検討を要望する。

## 《措置状況》【県土整備局】

県としては、厳しい財政状況の中で、まずは広域農道（小田原湯河原線）を優先して整備を進めております。

西湘バイパスの延伸については、国等へ早期に計画の具体化が図られるよう要望するとともに、広域農道の整備の進捗状況などを踏まえながら、事業化に向けた調査・検討を進めてまいります。

---

### ＜要望事項＞

#### (3) 国道135号の整備について（真鶴町・湯河原町）

国道135号（真鶴道路旧道）区間が無料化され、同区間を通行する車両が増加し、真鶴駅前を中心に渋滞が発生している。また、一部歩道のない箇所や非常に狭い箇所も多くあり、安全性の確保の点で危惧されている。県は、真鶴駅前交差点の信号機移設等対策を行っているが、未だ抜本的な解決に至っていない。引き続き渋滞解消や交通安全確保のための整備実施を要望する。

## 《措置状況》【県土整備局】

真鶴駅前の渋滞対策については、県警と連携し、真鶴駅前交差点内の路面標示や右折帯の滞留スペースを確保する工事が平成23年4月に完了し、一定の改善が図られたものと考えております。

今後は、交通の状況を見ながら、さらなる改善が必要な場合には、町や関係機関等と調整を図つてまいります。

また、歩道のない箇所や狭い箇所における交通安全上の観点から必要な対応については、町の意見等も聞きながら検討してまいります。

---

### ＜要望事項＞

#### (4) 広域営農団地農道整備事業（小田原湯河原線）の整備について（真鶴町・湯河原町）

小田原市から真鶴、湯河原1市2町にまたがる広域的な営農団地内の基幹的農道を整備することにより、農作業、集出荷作業の省力化、流通の合理化及び生活環境の整備を図り、農業振興を中心とした流域の活性化を推進し、県道740号が通行不可となった際、防災上の観点から目標期限を定めて早期に完成されるよう要望する。

## 《措置状況》【環境農政局】

広域農道小田原湯河原線については、平成22年度から2期工事に着手しており、今後とも、国の交付金を活用し、早期完成に向け着実に整備を進めてまいります。

---

### ＜要望事項＞

#### (5) 県立小田原養護学校の分教室の設置について（真鶴町・湯河原町）

県立小田原養護学校に通学する児童・生徒は、真鶴町を含め、小・中・高等部全体で、現在21名いますが、スクールバスによる遠距離通学は、姿勢保持が困難な児童・生徒にとって身体への負担は想像以上に厳しいものがあり、入校を断念せざるを得ない児童もいる。

また、保護者の精神的・身体的な負担も大きなものとなっている。

湯河原・真鶴地区への小田原養護学校分校の設置についての保護者の要望も高まっていますので、早急な実現を要望する。

## 《措置状況》【教育局】

湯河原・真鶴地域については、分校設置の候補地として、検討をしてまいります。

#### ＜要望事項＞

##### (6) 南足柄市への連絡道路の新設について（箱根町）

南足柄市と箱根町を連絡する道路計画は、首都圏からのアクセス向上による観光振興などの地域活性化に加え、災害時の緊急輸送ルートとしての活用も期待でき、県西地域の観光、経済流通の面から必要な整備と考える。

これまでルートの選定や「かながわのみちづくり計画」への位置付けをはじめ、平成25年度には道路詳細設計等の予算について、「道路改良事業」として箇所付け計上が初めてされるなど、工事着手に向け、着実に進めていただいておりますが、今後も早期の供用開始に向けた取り組みを積極的に行うよう要望する。

#### 《措置状況》【県土整備局】

この道路は、両地域の広域連携が促進され、観光振興をはじめとする地域活性化にも役立つ、重要な道路になると認識しております。

平成25年度から、斜面の防災対策の検討や道路設計に着手し、安全に配慮した対策の検討を進め、ロードマップを作成しております。

今後とも2020年東京オリンピック・パラリンピックまでの開通を目指し積極的に取り組んでまいります。

#### ＜要望事項＞

##### (7) 真鶴港における津波対策の措置について（真鶴町）

真鶴港活性化整備計画においては、港湾防災対策による安全な港づくりという基本方針に基づき、沖防波堤や港湾管理・防災施設の整備が位置付けられている。

沖防波堤については現在既に整備が着手されているが、津波避難施設の機能を併設した港湾管理・防災施設については、未だ着手で、予定が示されていない。よって港内整備の完成までのスケジュールの明示と、東日本大震災の津波による甚大な被害を鑑み、被害対策をはじめとした港湾防災対策は、緊急に対応すべきものであることから、同施設の早期着工を要望する。

#### 《措置状況》【県土整備局】

真鶴港内の津波避難施設については、昨年度調査・検討を行い、高台に展望施設を兼ねた施設として、現在、整備を進めております。

今後、津波避難施設の機能を併設した港湾管理・防災施設の整備については、町の避難計画との連携を図りながら、町との役割分担やスケジュールについて、町や港湾利用者の御意見も伺いながら、具体に検討してまいります。

#### ＜要望事項＞

##### (8) 松くい虫被害対策自主事業に対する財政措置について（真鶴町）

真鶴半島の先端部は、暖帯性の常緑広葉樹林に覆われ、魚つき保安林の指定とともに県立自然公園にも指定された県民の貴重な財産となっている。また平成21年2月には、県指定天然記念物となった。しかし近年、半島の松林が松くい虫により甚大な被害を被っていることから、松くい虫による松枯れから松を守り、将来にわたり真鶴半島の貴重な松林を継承すべく、県と町が薬剤散布により被害防止に努めてきた。しかし、その一方で薬剤散布による人体や生物、また、海域流出等への影響が懸念される。このため、平成19年度から、より安全で環境に配慮した予防方法（樹幹注入）に完全移行し、薬剤散布を廃止した。

については、樹幹注入事業及び松くい虫被害木の伐倒に対する十分な補助金額の確保を強く要望する。

また、国に対しても継続的な補助金確保に向けた働きかけを要望する。

#### 《措置状況》【環境農政局】

松くい虫等防除事業については、県は市町村と調整しながら、将来的に保全すべき松林を特定し、薬剤注入による予防対策や松くい虫による被害木を伐倒して除去するなどの駆除対策を重点的かつ集中的に行っております。

真鶴町の松林は、県としても非常に重要と考えております、重点的に予算を配分しております。

今後も、県や市町村が定める対策計画を踏まえ、継続的な松くい虫等防除事業の実施ができるよう、国へ働きかけるなど、引き続き必要な財源の確保に努めてまいります。

---

#### ＜要望事項＞

##### (9) 県内産石材の活用について（真鶴町）

県西部地域、とりわけ小田原市から伊豆地方にかけては良質な安山岩が多く産出される地域であり、石材採掘・加工業が地場産業として発展してきた。

近年、安価な輸入石材の増加などによりその利用は減少傾向となり、地場産業に大きな影響を与えており、地域活性化のため、また、地場産業の振興を図るためにも県をはじめ公共施設等の建築資材として県内産石材の活用をPRをするとともに、積極的な利用について要望する。

#### 《措置状況》【産業労働局】

県では、伝統的工芸品、農林水産物、観光資源など、神奈川にある魅力的な地域資源の活用を促進し、地域の特色ある産業の振興を図っており、140品目を中小企業地域資源活用促進法に基づいて「地域産業資源」に位置付けております。

神奈川県西部地域の石材につきましても、現在「真鶴の小松石」を地域産業資源として指定しており、今後も、ホームページで公開するなどPRをしてまいります。

---

#### ＜要望事項＞

##### (10) 吉浜地区護岸（緩傾斜式階段）の整備について（湯河原町）

湯河原海岸沿岸においては、湯河原町都市マスタープラン・湯河原町緑の基本計画に観光的機能を重視した（仮）湯河原海辺公園（広場公園）を整備することが位置付けられ、平成19年度から整備している湯河原海岸の3基目の人工リーフ終了後に整備することとし、平成24年度には実施設計を終了し、平成25年度から工事に着手する予定となっている。

については、整備に当たり、水辺レクレーションの場となる海岸緑地帯の形成を図る計画で、海辺公園と一体となり、海岸の景観の向上や花火大会などの観光客の誘致などの環境整備として、護岸部分の有効利用が可能となるよう要望する。

については、整備に当たり、水辺レクレーションの場となる海岸緑地帯の形成を図る計画とし、海辺公園と一体となり、海岸の景観の向上や花火大会などの観光客の誘致などの環境整備として、護岸部分の有効利用が可能となるよう緩傾斜式階段護岸等の整備や、また、海辺公園と湯河原海岸のアクセスには、国道を横断し迂回するルートしかなく危険であるため、津波発生時の避難路確保及び海辺公園と湯河原海岸の相互利用の促進という観点から直接アクセスできる歩道橋等の整備を併せて要望する。

#### 《措置状況》【県土整備局】

湯河原海岸では、緩傾斜式階段護岸及び3基の人工リーフの完成により、保全対策は完了しておりますが、相模湾では、侵食が著しく、依然として背後地の防護機能が確保されていない海岸も多く、こうした海岸の保全対策に、今後とも重点的に取り組む必要があり、要望にある、新たな緩傾

斜式階段護岸の整備については、厳しい財政状況の中、緊急度、優先度を考慮すると現時点では困難であります。

また、津波発生時の避難路の確保等について、湯河原海岸には、津波等の際に、海岸から山側への避難路として利用可能な階段が14箇所あり、避難路は確保されていると考えております。

なお、海辺公園から湯河原海岸へのアクセスの方策については、今後、湯河原町と調整しながら検討してまいります。

---

#### ＜要望事項＞

##### (11) 一般廃棄物最終処分場再生事業に係る財政支援について（湯河原町）

湯河原町真鶴町衛生組合は、湯河原町と真鶴町の構成町から成る一部事務組合であり、当組合の最終処分場は、建設後25年が経過し、老朽化等の影響から不具合が生じ、現在、使用を停止している。

このため、日々生成される焼却灰は、現在、町外へ搬出処分委託をしているが、施設の安定的な運転をしていくためには、組合独自の処分場を有することが必要不可欠である。しかしながら、新たな処分場を建設するためには、用地の選定、用地の取得、住民との合意形成などの手続等に多くの時間を費やさなければならないといった、大きなデメリットがある。

そこで、当組合では、短期間で建設が可能であり、使用を停止している現処分場を再生することにより問題を払しょくすることができるといったメリットがあることから、平成25年度から不具合を生じた現処分場を再利用、再生する事業を行っている。この事業に係る財政支援として、「神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金」が引き続き受けられるよう要望する。

また、循環型社会形成推進交付金の公的財政支援が受けられるよう、指導・助言をいただけよう要望する。

#### 《措置状況》【政策局・環境農政局】

小田原・足柄下地域循環型社会形成推進地域計画に沿った最終処分場の再生事業に係る循環型社会形成推進交付金の予算確保を国に働きかけるとともに、交付金の交付手続が円滑に進むよう、今後も適時、適切に助言等の支援を行ってまいります。

なお、御要望の事業については、平成24年度より、神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金における「固有型広域連携事業」として補助対象としており、平成26年度も引き続き、補助対象となっております。

---

#### ＜要望事項＞

##### (12) 土砂災害防止法区域の指定にかかる工事の早期着手について（湯河原町）

土砂災害防止法による特別警戒区域（レッドゾーン）として指定された区域については、新規の開発行為や建築物に対し制限や規制及び区域内建築物の所有者に対し県知事から移転等の勧告ができることとなり、区域内住民の生活への多大な影響や負担が懸念される。

よって、災害の防止対策が重要であることから、当該指定区域における土砂災害防止工事を早急に実施することを要望する。

#### 《措置状況》【県土整備局】

湯河原町における土砂災害防止法に基づく「土石流」に係る土砂災害警戒区域等の指定については、平成25年10月から11月にかけて住民説明会を開催しており、今後は区域の指定告示を行う予定であります。

砂防ダム等の施設整備は、過去に土石流等による被害が生じた箇所や、被害を受けるおそれのある人家が多い箇所及び、老人ホームなどの災害時要援護者施設や地震災害時に物資を輸送するための緊急輸送路が立地しているような緊急性の高い箇所から、町と調整を図りながら整備してまいり

ます。

---

#### ＜要望事項＞

##### (13) 教育指導体制の強化（指導主事の配置）について（真鶴町）

県が配置してきた町村の充て指導主事が平成23年度をもって廃止された後、真鶴町においては平成24・25年度の2年間、県と町村との人事交流により指導主事1名を配置してきたものである。ただし、激変している社会環境や家庭環境の中、公教育に対するニーズは増大しており、小規模な町ではあるが、町費にて指導主事1名を雇用せざるを得ないのが現状である。

平成25年度をもって現行の人事交流は終了してしまうが、平成26年度以降も指導主事1名体制を継続していくにあたり、県による新たな人的支援もしくは指導主事雇用に係る財政的支援を要望する。

#### 《措置状況》【教育局】

指導主事の配置については、平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、特に人口規模が小さい市町村において指導主事の設置が進んでいないことを踏まえ、市町村教育委員会の事務局に指導主事を置くことが規定され、市町村は指導主事の設置に努めることが明確にされました。

本県でも、県と市町村のより一層の適正な役割分担や、配置義務の明確化などの観点から、これまで配置してきた町村の充て指導主事については、平成24年度から廃止したところですので、法の趣旨を踏まえ、御理解いただきたいと思っております。

---

#### ＜要望事項＞

##### (14) 宮ノ下地区落石防止対策の推進について（箱根町）

箱根町宮ノ下地域は早川・蛇骨川と、浅間山との間の急峻な地域に市街地を形成している。このため、山林からの崩落や落石がたびたび発生しているが、近年は、宮ノ下字蛇骨の県有林地内からの落石により、市街地上部に位置する箱根登山鉄道施設や敷設された温泉管を破損する事故も発生した。

については、地域住民の安全確保や災害の未然防止のため、落石防護壁の設置等の対策を推進するよう要望する。

#### 《措置状況》【環境農政局】

近年、落石がありました県有林地については、定期的にパトロールを実施し、状況把握に努めています。

また、森林の保全対策については、今後、緊急性や優先度等を勘案し、工事の必要性を検討してまいります。

---

## 5 愛甲地域要望

---

#### ＜要望事項＞

##### (1) 県道64号（伊勢原津久井線）の整備について（清川村）

清川村内を走る県道64号は、宮ヶ瀬湖や中央高速相模湖ICへのアクセス道路として、年々その交通量は増加の一途を辿っている。

特に、朝晩の通勤・通学時には交通量が多く、また、一部の幅員狭小部分や歩道未設置箇所の事業着手がされているが、道路の通行・横断等に支障をきたすほか、村民が交通事故に巻き

込まれる可能性も高い道路であり、地域住民や園児、児童、生徒の保護者からも、再三にわたり早期の拡幅改良や信号機の設置の要望が出されている。

県道60号・70号を含めた清川村の県道3路線につきましては、宮ヶ瀬ダムの建設時に完成に合わせて整備していただくよう昭和56年に県が約束してものであるが、平成12年のダム完成後多年が経過し、交通量が激増した今日においてもいまだ未整備のままとなっている。

特に幅員が狭く危険な「湯出川橋～坂本橋間」には、「古在家バイパス整備計画」を進めているが、早期完成に向けた事業促進を要望する。

また、村民の交通安全確保のため、次の2箇所に信号機を設置するよう要望する。

ア 村道山岸外周線に接続するT字路

イ 清川村役場前

#### 《措置状況》【県土整備局、警察本部】

県道64号（伊勢原津久井）「古在家バイパス整備事業」については、「かながわのみちづくり計画」の整備推進箇所に位置付けており、北側の第1期区間の橋りょう下部工等の工事を進めております。

引き続き、地元清川村と連携して事業の進捗を図ってまいります。

信号機の整備については、交通の安全と円滑化を図るため、道路状況、通学児童等の利用状況等を含めた交通状況、沿道環境及び交通事故の発生状況や地域住民、関係行政機関、その他道路利用者の要望・意見を総合的に検討し、県内全体の必要性を判断した上で、必要性の高い箇所から順次整備しております。

県道64号の2交差点への信号機の設置要望については、交通実態や交通環境の変化により、必要性が高まった段階で交差点ごとに設置の判断をしてまいります。

---

#### ＜要望事項＞

##### （2）片原・柳梅地区の山林の崩壊防止対策の推進について（清川村）

清川村煤ヶ谷地域に位置する片原・柳梅地区は、小鮎川の左岸に位置し急峻な山肌の下の平地に住宅を建設し、古くから居住地区を形成している。

平成11年夏の豪雨において、この地区の山腹で大規模な崩落が発生し、住民への影響はなかったものの、梅雨、台風など雨の多い時季には不安を募らせ、自主避難をした方もいた。

平成11年の崩落箇所については、早急な対策が講じられたほか、その周辺の危険箇所の一部も整備が進められてきた。地災害減災総合対策事業として当該地区の落石防護壁の設置の落石固定を平成22年度で完成したが、この地区の上流部には急傾斜地崩壊危険箇所はいまだ数多く存在している。

については、地区住民の安全・安心、災害の未然防止のため、継続的に効果的な山林の崩壊防止対策を推進されるよう要望する。

#### 《措置状況》【環境農政局・県土整備局】

御要望の地区については、平成17年度から治山事業による落石防護壁や落石固定工を施工し、平成22年10月をもって保安林機能の効果を発揮するための工事は終了いたしました。

今後は、地域住民を対象に、山地災害に関する情報周知や啓発活動を清川村と協力しながら進めてまいります。

急傾斜地崩壊対策事業については、受益者負担金の取扱いを貴村と協議の上、整備箇所の選定や地元調整などに御協力いただき、崩壊防止対策を推進してまいります。

## 6 水源地域要望

### ＜要望事項＞

#### (1) 水源環境保全・再生市町村交付金対象事業の拡大について（水源地域）

ア 森林は、水源涵養や防災機能のみならず、美しい景観の形成、レクリエーションの場の提供等様々な機能を有しており、保全と再生に取り組み、森林が経済林として活用されることが必要であり、高齢樹林の更新並びに針葉樹林と広葉樹林の計画的な整備の推進を図るとともに間伐材の搬出・利用もあわせた林材の有効な流通体制の整備を水源環境保全・再生市町村交付金事業の活用により推進することを要望する。

### 《措置状況》【環境農政局】

平成24年度から平成28年度を計画期間とする「第2期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」において水源環境保全・再生のために取り組む特別の対策は、水源環境保全・再生かながわ県民会議等からの意見を踏まえ、第1期実行5か年計画に引き続き「水源環境保全・再生に直接的な効果が見込まれる取組」としております。

間伐材の搬出促進については、間伐材の有効利用を促進し、森林循環による持続的な森林管理を進めることにより、水源かん養機能など公益的機能の高い森林づくりの推進に直接的に繋がることから、第1期実行5か年計画に引き続き、第2期実行5か年計画においても支援を行ってまいります。

一方、間伐材の流通体制の整備については、水源環境保全・再生に「直接的な効果」が見込める取組みには当たらないため、第1期実行5か年計画策定時において除外された経緯があり、その後の状況にも変化はないことから、第2期実行5か年計画においても対象とはなりません。

なお、水源の森林づくり事業及び地域水源林整備事業において、第2期実行5か年計画から、林道周辺の人工林を対象に、「健全な人工林」を目標林型として森林循環による持続的な森林整備が可能となる新たな手法「長期施業受委託」を導入しております。

### ＜要望事項＞

イ 地域林業形成促進事業や水源環境保全・再生事業などの林業施策については、森林整備という目的を同じくするものの、補助制度のしくみに相違があり、制度利用には理解しにくいものとなっているとともに、費用負担に矛盾（較差）が生じている。地域林業形成促進事業により森林整備を実施している森林所有者に対して水源環境保全・再生市町村交付金事業により所有者負担分を全額助成するよう要望する。

### 《措置状況》【環境農政局】

林業形成促進事業や水源環境保全・再生施策など森林の保全・整備に係る事業等については、それぞれ事業目的や財源等が異なっていることから、国や県では仕組みや補助率などに様々な違いを設けております。そのため、理解しにくい面が生じていたことから、県内の森林整備に係る制度を整理・紹介したリーフレットを新たに作成いたしました。今後もこうしたリーフレットを活用するなど分かりやすい説明に努めてまいります。

なお、県が実施する「水源の森林づくり事業」や市町村が実施する「地域水源林整備事業」においては、県や市町村が所有者に代わって森林整備を行う「整備協定」などの公的管理手法と、森林所有者自ら行う森林整備に対して支援する「協力協約」に加えて、平成24年度から、森林組合等が森林所有者から森林整備や管理を受託する「長期施業受委託」を新たに導入しており、森林の状況や森林所有者の意向を踏まえ、適切な手法を選択することにより、森林整備が推進されるものと考

えております。

---

#### ＜要望事項＞

ウ 水源環境保全・再生市町村交付金事業は事務量も多く、執行に当たって相当な労力を費やしている。本事業は神奈川県全体の環境保全・良質な水の安定確保を目的としていることから、人件費についても交付金の対象とするとともに、交付方法についても精算払い方式から概算払い方式へ変更するよう要望する。

#### 《措置状況》【環境農政局】

水源環境保全税を活用した12の特別対策事業のうち、地域水源林整備事業を始めとする市町村交付事業については、基本的に市町村が主体的に策定する事業計画に基づき実施しているもので、市町村によりその事業規模はまちまちであります。

事業計画は、市町村が財政的、人的な面を含め、総合的に実施可能であると判断の上、計画するものと考えております。

特別対策事業については、個人県民税の超過課税を財源として、水源環境の保全・再生に直接的効果がある事業に充てるとされており、職員の給与等人件費に充てることは困難であります。

しかしながら、市町村の財政的・人的負担を少しでも軽減できるよう、地域水源林整備事業など市町村交付事業のみに従事する臨時職員の賃金については、限定的に交付対象経費として認めており、平成26年度より限度額を拡充したところであります。

なお、交付金の支払い時期については、原則精算払としておりますが、事業の実情に応じ、概算払を希望する場合は、執行済み額の範囲内で概算払ができることとしておりますので、交付方法の変更は必要ないものと考えております。

---

#### ＜要望事項＞

##### (2) 河川区域内における廃棄物処理対策について（水源地域）

相模川の取水堰は、多くの県民への水道水供給の根幹となる重要な水源であり、県民に安全でおいしい水道水を安定的に供給するためにも、河川環境の美化等、水質保全に係る取組が必要不可欠である。

しかしながら、河川区域内においては、不法投棄が数多く発生していること、また、町外からの行楽客によるごみの放置などにより、水源環境の悪化が懸念される状況となっている。

こうした回収事業は、本来、河川管理者が行うべきものでありますことから、県におかれましては、取水堰の上流域は全て重要な水源地域であるとの認識に立ち、不法投棄廃棄物の処理及び河川敷の清掃、河川遊客に対する美化意識（河川の流水が県民の飲料水として利用されていること等）の啓発等について、積極的に取り組むよう強く要望する。

また、河川の環境美化を保全する事業は、水源環境を保全・再生するための個人県民税超過税（水源環境税）の使途とすることを引き続き要望する。

#### 《措置状況》【環境農政局、県土整備局】

河川敷へのごみの不法投棄対策については、不法投棄などを未然に防ぐ対策と河川内の廃棄物を撤去する原状回復対策に取り組んでおります。

未然防止の対策としては、河川への車輌の乗り入れを規制する車止め柵や警告看板の設置、ダム放流警報施設を利用した河川美化の呼びかけや夜間監視パトロールを実施しております。原状回復対策としては、不法投棄された廃棄物や散乱ごみ、放置車両の撤去を実施しております。今後も、引き続き不法投棄対策を実施し、適正な河川管理に努めてまいります。

また、河川環境を保全するための事業に水源環境保全税を活用する要望についてでありますが、水源環境保全税を財源とする12の特別対策事業は、水源環境の保全・再生に直接的な効果がある事

業を対象としており、「第2期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」において、河川区域内における廃棄物処理対策を特別対策事業として位置付けておりませんので、使途とすることは難しいものと考えております。

---

#### ＜要望事項＞

##### (3) 市町村設置型高度処理型合併処理浄化槽整備に係る交付金対象経費等の見直しについて（水源地域）

現在、当町が三保ダム集水域において推進している高度処理型合併処理浄化槽整備事業について、次の2点を要望する。

###### ア 維持管理費について

維持管理費の補助金額見直しに対して、県からは「24年度中に方向性を示せるよう検討する。」旨の回答をいただいたところであるが、金額など具体的な内容を含めて、維持管理費の見直しに係る県の考え方を早急に示されることを要望するとともに、新設及び設置済浄化槽の6年目以降の維持管理費の補助について、再度、検討されることを要望する。

#### 《措置状況》【環境農政局】

維持管理費については、一般住宅用タイプの高度処理型浄化槽に係る維持管理費の実勢額を基に交付しておりますが、市町村の費用負担を軽減し、導入を促進するための例外的な措置であり、補助額の増額や助成期間の延長は困難であります。

---

#### ＜要望事項＞

###### イ 付帯工事費について

付帯工事費については、1基あたり40万円を限度として、交付金の対象経費として補助を受けているが、概ね14人槽を超える浄化槽、あるいは特殊工事により施工された浄化槽を撤去する場合、工事費がこの限度額を超える事例も見られている。

このため、付帯工事費の限度額を実態に即した金額に見直されることを要望する。

#### 《措置状況》【環境農政局】

付帯工事費の実状について、これまでに提出いただいた交付金実績報告書の添付資料に基づき検討した結果、人槽により実際に要した金額が交付額を上回る状況が確認されましたので、実態に即した交付額に増額いたしました。

---

#### ＜要望事項＞

##### (4) 水源環境保全・再生市町村交付金事業における作業道整備について（山北町）

山北町では、水源環境保全・再生市町村交付金事業において、作業道の整備を継続事業として進めており、開通後は、町が維持管理を行うこととなっているが、近年の大雨などにより度々崩落し、その都度復旧工事を行っている状況である。

これまでの復旧工事については、特例的に交付金の対象事業として、補助を受けて実施したが、完成後の維持管理に要する町の財政負担を大変危惧している。

このため、完成後の作業道における大規模な崩落等に係る復旧工事については、個別案件として協議した上で、水源交付金の対象事業とするよう要望する。

## 《措置状況》【環境農政局】

水源環境保全・再生施策の第2期実行5か年計画における特別対策事業は、第1期計画に引き続き、水源環境の保全・再生への直接的な効果が見込まれる取組みとしております。現在のところ、林道や作業道の復旧工事はこれに当たらないと整理しており、水源地域の県営林道等の復旧工事も対象としておらず、水源環境保全・市町村交付金事業の対象とすることは困難であります。

そのため、水源環境保全・市町村交付金事業において開設した作業道については、国の災害復旧事業など、対応可能な方策を検討してまいります。

なお、水源環境保全・再生市町村交付金（地域水源林整備）により森林整備を実施するときに、林道や作業道の通行を確保する必要がある場合、森林整備と一体での林道や作業道の維持・補修については、その内容により交付対象として認めております。